



# 大崎上島町

第2次長期総合計画



平成27（2015）年3月



## はじめに

大崎上島町長

高田 幸典

平成17年3月にまちづくりの指針として策定しました「第1次長期総合計画」が、平成27年3月末で計画期間を終了することに伴い、引き続き、新たな計画として、平成25年度、26年度の2年間をかけて「第2次長期総合計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、第1次計画の振り返りを行い、また、町民の皆様を対象としたアンケート調査の実施や、町内外からのご意見を参考とさせていただきました。

貴重なご意見をいただきました、大崎上島町議会、大崎上島町振興基本計画審議会の方々をはじめ、町内外の多くの皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

さて、町の課題としては、少子高齢化の対応、就業の確保、公共交通の維持等があります。「第2次長期総合計画」では、人材育成、健康づくり・食育、創業支援、定住促進の4つの重点プロジェクト、元気に住み続けたい気持ちを実現するまち等の5つの基本目標を盛り込んだ「基本構想」に基づき、町民の皆様と協働し、第1次計画に引き続き、「海景色の映えるまち～地域資源を活かした理想郷の実現～」をめざしてまちづくりを進めてまいります。

また、具体的な取組みの方針を示した「基本計画」には、すべての分野に、5年後・10年後の具体的なまちづくりの目標を設定いたしました。明確な目標を定め、町民の皆様と協働して、各分野の具体的な事業に取り組んでまいります。

本町は、周りを海で囲まれた、広島県では唯一の全域離島です。この町が持つ自然環境等を活かし、活力ある町を町民の皆様と共に創っていきたくと考えています。

町民の皆様が、安心して心豊かに生活できるまちづくりを、全力をあげて取り組んでまいりますので、皆様方のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27（2015）年3月

# 目次

## 第Ⅰ部 総論

### 第1章 計画策定の趣旨及び計画の基本的事項

【1】計画策定の趣旨	2
【2】計画の概要	4
(1) 計画の位置づけと役割	4
(2) 国・県計画など諸計画との関係	5
(3) 計画期間	5

### 第2章 大崎上島町の歩みと直面する課題

【1】大崎上島町の地域特性	6
(1) 自然条件	6
(2) 人口・世帯	8
(3) 産業構造・就業人口	11
(4) 町民アンケートからの課題	14
【2】まちづくりの主要課題	17
(1) 人口減少と少子高齢化への対応	17
(2) 既存産業の活性化と就業の場の確保	17
(3) 公共交通の維持や交通弱者などの支援	17
(4) 豊かな自然環境、景観を守るための方策づくり	17
(5) 生活環境の維持・向上と防災のまちづくり	18

## 第Ⅱ部 基本構想

### 第1章 これからの大崎上島町の展望

【1】推計人口	20
(1) 人口動向	20
(2) 今後の人口予測	22
(3) 将来人口の設定	23
【2】まちづくりゾーン	23
(1) 拠点の設定	23
(2) ゾーンの設定	24

### 第2章 基本理念と実現に向けての重点プロジェクト

【1】町のめざす将来像と基本理念	25
【2】重点プロジェクト	26
(1) 教育の島プロジェクト（人材育成）	26

(2) 癒しと元気の島プロジェクト（健康づくり・食育）	26
(3) 働く場を育む島プロジェクト（創業支援）	27
(4) 住んでみたい島発信プロジェクト（定住促進）	27
<b>【3】 推進姿勢</b>	<b>28</b>

### 第3章 基本目標

基本目標1 元気に住み続けたい気持ちを実現するまち	29
基本目標2 地域を愛する人を育てるまち	30
基本目標3 美しく住みよい環境で暮らすまち	31
基本目標4 大崎上島流の元気産業を育てるまち	32
基本目標5 明日を担う人づくりと交流のまち	33
基本目標6 理解と協働でつくるまち	34

### 第4章 施策の体系 35

## 第Ⅳ部 基本計画

### 第1章 元気に住み続けたい気持ちを実現するまち

<b>【1】 健康づくり・地域医療</b>	<b>38</b>
(1) 健康づくり・食育	38
(2) 地域医療	41
<b>【2】 高齢者対策</b>	<b>43</b>
<b>【3】 次世代育成・子育て支援</b>	<b>46</b>
<b>【4】 障がい者自立支援</b>	<b>48</b>
<b>【5】 地域福祉</b>	<b>50</b>
<b>【6】 生活困窮者支援</b>	<b>52</b>

### 第2章 地域を愛する人を育てるまち

<b>【1】 生涯学習</b>	<b>54</b>
<b>【2】 幼児・学校教育</b>	<b>56</b>
<b>【3】 文化活動</b>	<b>59</b>
<b>【4】 スポーツ・レクリエーション</b>	<b>61</b>

### 第3章 美しく住みよい環境で暮らすまち

<b>【1】 災害に強く美しいまちの形成</b>	<b>63</b>
(1) 治山・治水・護岸整備	63
(2) 消防・防災	65
(3) 緑化・公園の整備	67
<b>【2】 地域基盤</b>	<b>69</b>
(1) 道路	69

(2) 交通・輸送	71
<b>【3】 快適な居住環境</b>	<b>73</b>
(1) 土地利用	73
(2) 住宅・住環境の整備	75
<b>【4】 暮らしの安全</b>	<b>77</b>
<b>【5】 環境衛生</b>	<b>78</b>
(1) ごみ・リサイクル	78
(2) 上水道	80
(3) 生活排水処理	82
(4) 火葬場	84
<b>【6】 情報・通信</b>	<b>85</b>

## 第4章 大崎上島流の元気産業を育てるまち

<b>【1】 農林水産業</b>	<b>87</b>
(1) 農林業	87
(2) 水産業	90
<b>【2】 工業・新エネルギー</b>	<b>92</b>
(1) 工業	92
(2) 新エネルギー	94
<b>【3】 大崎上島流産業の育成</b>	<b>96</b>
(1) 観光・交流	96
(2) 商業	99
<b>【4】 雇用の創出・就業環境の整備</b>	<b>101</b>

## 第5章 明日を担う人づくりと交流のまち

<b>【1】 定住促進</b>	<b>103</b>
<b>【2】 人を尊ぶ地域づくり</b>	<b>105</b>
<b>【3】 コミュニティ活動</b>	<b>107</b>
<b>【4】 人づくりと交流活動</b>	<b>109</b>

## 第6章 理解と協働でつくるまち

<b>【1】 住民参加と情報公開</b>	<b>111</b>
<b>【2】 広報・情報提供・広聴活動</b>	<b>113</b>
<b>【3】 行財政運営</b>	<b>114</b>
<b>【4】 広域行政</b>	<b>117</b>

# 第IV部 資料編

<b>【1】 大崎上島町第2次長期総合計画について（答申）</b>	<b>120</b>
<b>【2】 大崎上島町振興基本計画審議会条例</b>	<b>121</b>
<b>【3】 大崎上島町振興基本計画審議会委員名簿</b>	<b>123</b>

# 第I部 総論



OSAKIKAMIJIMA

# 第1章 計画策定の趣旨及び計画の基本的事項

## 【1】計画策定の趣旨

大崎上島町は、瀬戸内海のほぼ中央、芸予諸島にあり、古くから製塩業で栄えるとともに、潮待ちで寄港する船が多くあったことから、海上交通の要衝としても栄えてきました。近代になると、こうした歴史を背景に、造船業も盛んとなり、瀬戸内海屈指の造船の島とも呼ばれました。一方、瀬戸内ならではの気候の中で育つ柑橘類を主とした豊かな実りも、町が誇る産物の一つです。

戦後、それぞれの変遷を経て旧大崎町・旧木江町・旧東野町が成立し、その後3町の体制が続いてきました。この流れが大きく変わったのが平成15年4月1日です。全国の市町村合併の流れに先駆け、広島県内における「平成の新設合併第1号」として旧3町が合併し、大崎上島町が誕生しました。

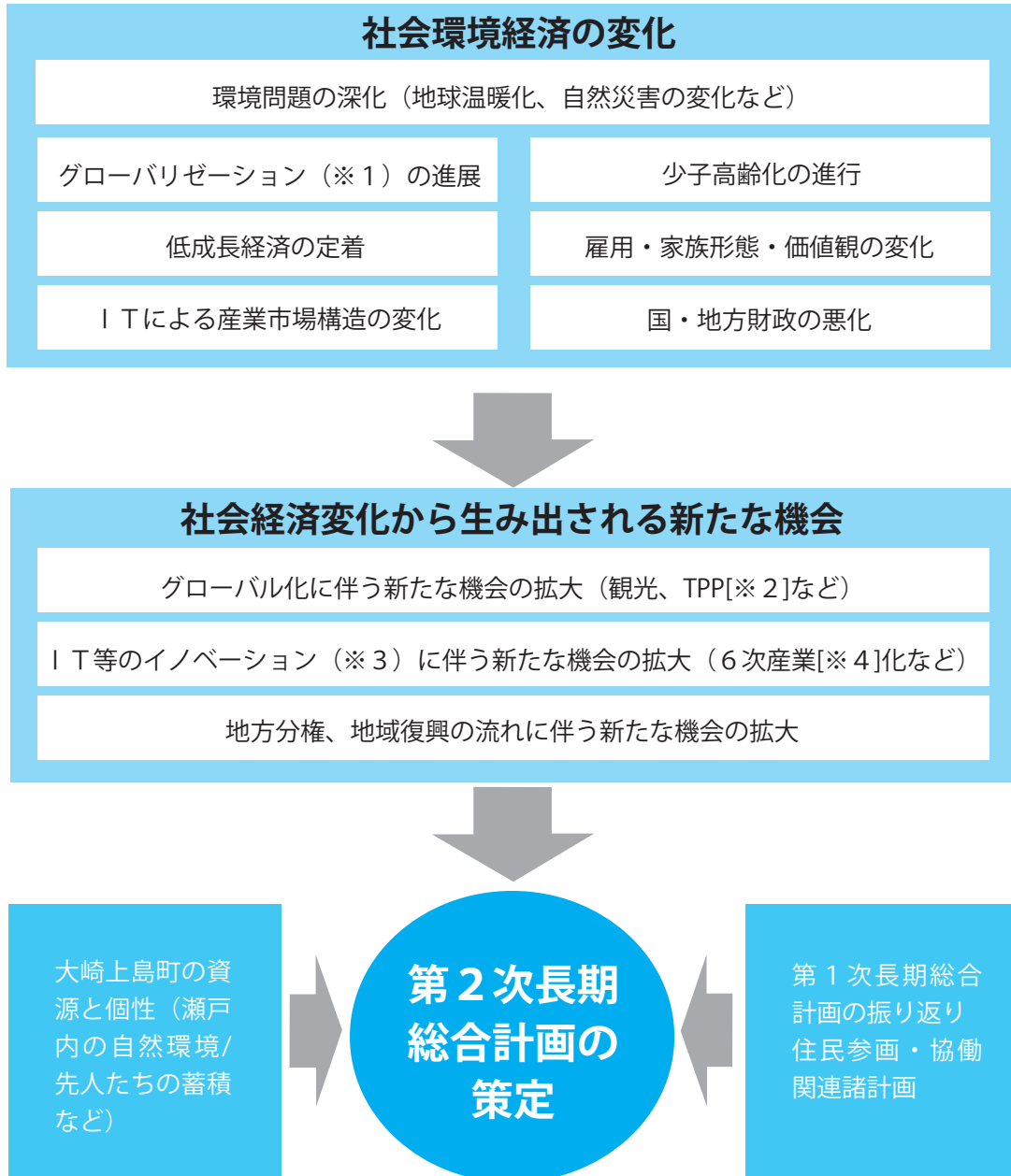
合併して10年以上が経過しましたが、この間、大崎上島町では平成17年に「大崎上島町第1次長期総合計画」を策定し、「海景色が映えるまち～地域資源を活かした理想郷の実現～」をめざすべき将来像として、総合的なまちづくりを展開してきました。今回策定した「大崎上島町第2次長期総合計画」は、平成27年度から平成36年度までの10年間の町の基本指針を定めていくものです。

「大崎上島町第1次長期総合計画」と「大崎上島町第2次長期総合計画」では、時代の環境変化に対応した課題や取組みの方向性は違っても、根本となる理念は変わりません。先人たちが守り築いてきた環境・財産を受け継ぎ、瀬戸内の海に囲まれた島に築かれてきた「よいところ」と島を愛する気持ちを育み、次の世代につないでいくことが、私たちの責務だと考えます。

2010年代に入ってから我が国の現状は、財政状況の悪化や高齢化・少子化の進行などますます厳しさを増しており、経済構造や社会構造の変革が待ったなしの状況です。また、各地で大きな被害をもたらす自然災害の発生が続く中、安全・安心な暮らしに対する人々の関心や防災に対する備えの必要性が高くなっています。こうした多くの地域に共通する課題に加え、島嶼という地理的な特性による本町独自の課題もあります。

このような中、本町ならではの、自然の恵みや先人たちの蓄積を活かしながら、産業の発展、暮らしを支える生活基盤や福祉・教育の充実、町民の立場に立った行財政の運営などの方向性を検討し、具体的な道筋をつくることが、「大崎上島町第2次長期総合計画」の目的です。

## 《計画策定の背景》



※1 グローバリゼーション：政治・経済・文化などが国境を越えて世界的規模で拡大すること

※2 TPP：環太平洋戦略的経済連携協定

※3 イノベーション：新しい捉え方や活用法を創造する行為のこと

※4 6次産業：第1次産業の農林水産業従事者が農林水産物の生産のみならず、第2次産業の食品加工、第3次産業の流通・販売にも関わることで生産物の付加価値を高め収益を向上しようとする。1次、2次、3次の数を足し合わせた（または掛け合わせた）数が6になることに由来



## 【2】 計画の概要

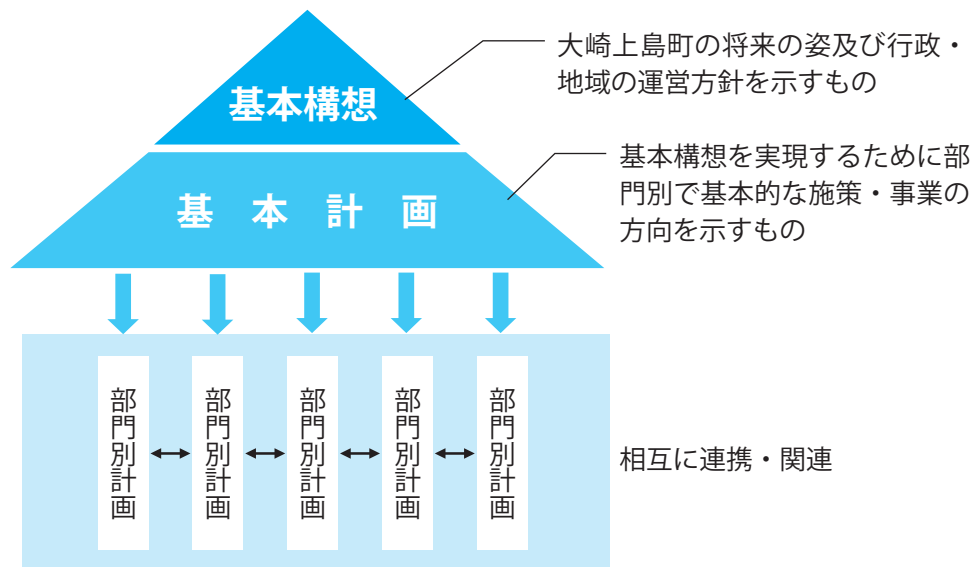
### （1）計画の位置づけと役割

総合計画は「行政運営の総合的な指針」であり、さらに「大崎上島の地域の総意」を示した地域運営の指針という役割も求められます。このため、総合計画は、健康福祉・教育・産業・環境・基盤整備など行政の各部門で策定する各種計画の最上位に位置づけられ、各計画は、総合計画に示す方針を基本に推進されます。

総合計画は、「基本構想」と、構想を実現するための「基本計画」で構成されます。基本構想は、これからの大崎上島町のめざすべき姿を示すとともに、各施策分野の基本的な方向を明確に示したものです。基本計画は、基本構想実現のための基本的な施策を体系的に定め、町政運営を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

本町のめざす姿を実現するためには、町民と行政がともに取り組む姿勢が不可欠であり、町民の大崎上島町に対する想いを大切に、それぞれが役割を担いながらまちづくりに取り組みます。そして、本計画を基本指針としてまちづくりを推進していきます。

#### 《総合計画の構成・位置づけ》

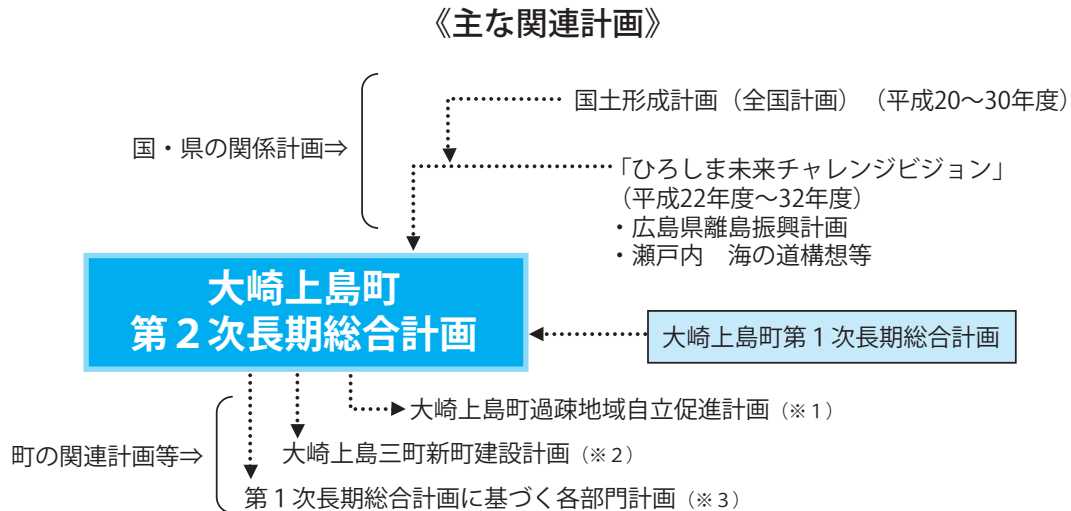


#### 《計画策定の基本姿勢》

- 1) 町民にわかりやすく、参画しやすい、町民のための計画
- 2) 社会の動きに適応する計画
- 3) 町内外に「大崎上島町の意味」を主張できる計画
- 4) 「人」と「地域」を重視した個性・魅力のある地域づくりを進める計画

## (2) 国・県計画など諸計画との関係

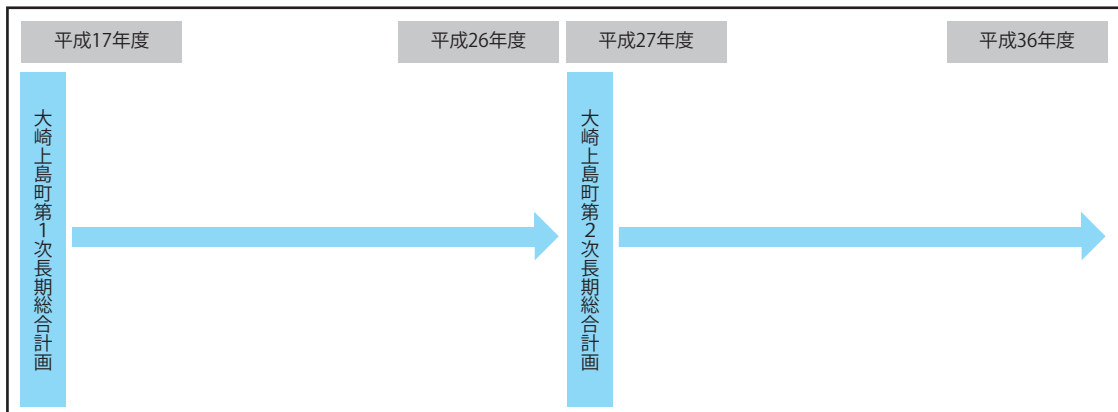
「大崎上島町第2次長期総合計画」作成にあたっては、「大崎上島町第1次長期総合計画」の実績と課題を振り返るとともに、国及び県の諸計画との整合性に留意して策定・推進します。これにより、目標がより合理的になるとともに、実現性の高いものとなります。



## (3) 計画期間

本計画は平成26年度に策定し、計画期間は平成27年度から36年度までの10か年とします。ただし、社会経済状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

### 《計画期間》



※1 大崎上島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度 6年計画）

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行）に基づき町議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定めることが規定（第6条）されており、県と協議をして事業計画が設定されています。

※2 大崎上島三町新町建設計画（平成15年度～30年度 16年計画）

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として合併協議会で作成された合併市町村の建設に関する基本的な計画で、市町村の合併の特例に関する法律に定められています。平成24年度に変更、延長されました。

※3 総合計画に基づく各部門計画

第1次長期総合計画及び関係諸法令に基づき、「大崎上島町公共交通総合連携計画」「大崎上島町老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」「大崎上島町障害者福祉計画」「大崎上島町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」「大崎上島町地域福祉計画」「健康増進計画元気島おおさき21」などが策定されています。

## 第2章 大崎上島町の歩みと直面する課題

### 【1】大崎上島町の地域特性

#### (1) 自然条件

##### ①位置・気象

大崎上島町は、瀬戸内海を中心、芸予諸島に浮かぶ大崎上島と生野島、長島、契島などから成り、北部から西部は竹原市、東広島市に、東部は愛媛県今治市に、そして南部は呉市に相對しています。大崎町、東野町、木江町の3町から生まれた本町の行政面積は、本島と属島を含め43.3km<sup>2</sup>を有しています。

瀬戸内海独特の温暖、少雨な気候で、降雪・降霜日数も少ないことから、年間を通して比較的過ごしやすいものの、干ばつの被害を受けやすく、台風の季節には地理的条件からも強風、高潮の被害に幾度か見舞われています。

《位置図》

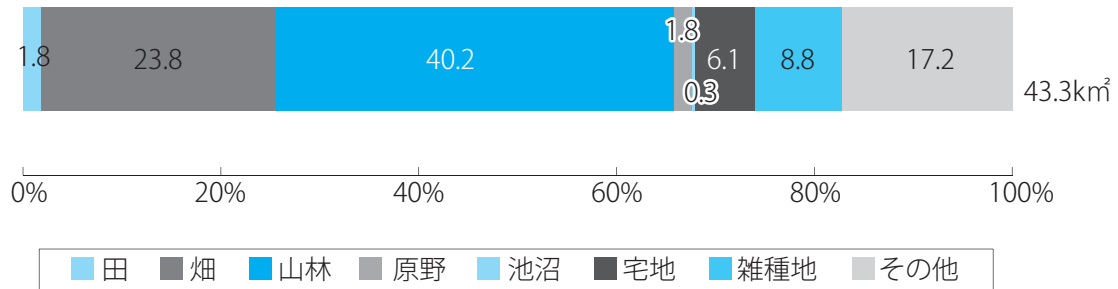


## ②地勢・土地利用

大崎上島のほぼ中央部に位置する神峰山（かんのみねやま）（標高452.6m）は、瀬戸内海国立公園に指定されています。山頂からの展望は瀬戸内海でも有数で、風光明媚な景勝地として知られており、その稜線が島内を東西に縦走しています。町域は瀬戸内海離島特有の急傾斜地が多く、平地部が少ない地形条件となっています。

町域面積を土地利用区別でみると、山林が40.2%、畑が23.8%で全体の64.0%を占め、宅地は6.1%にとどまっています。

《土地利用区別面積》（平成26年）



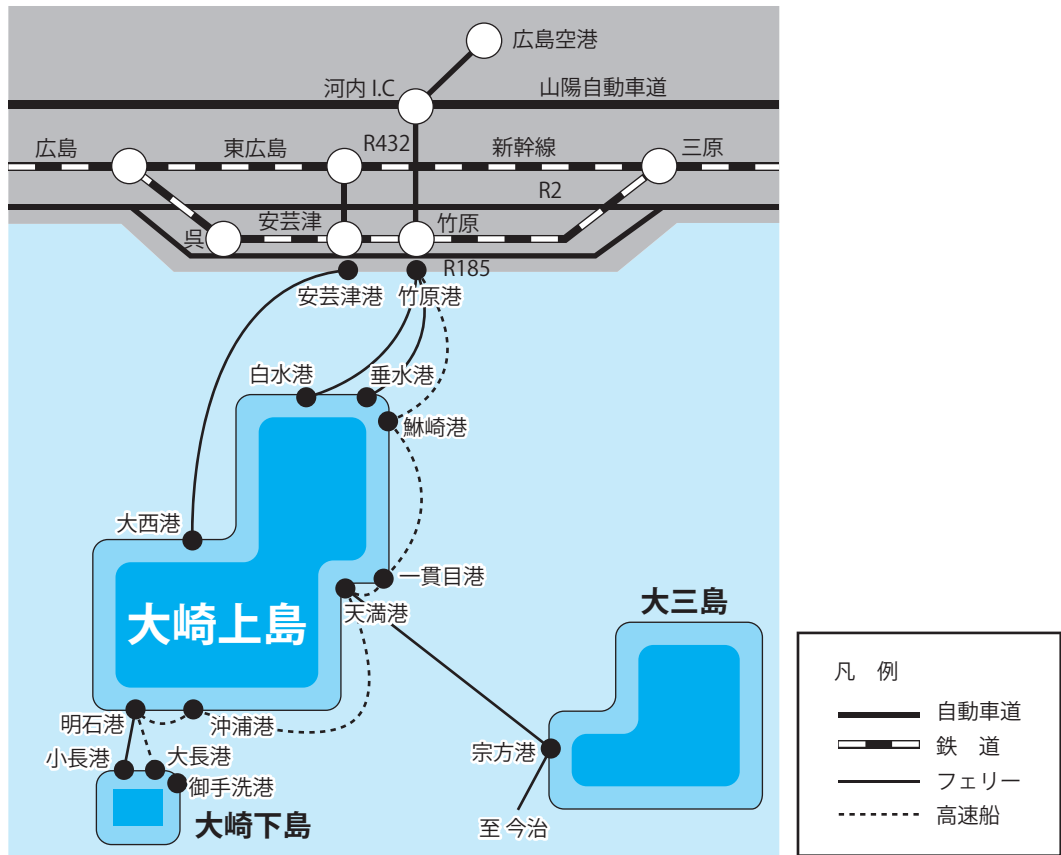
資料：固定資産概要調査

## ③交通アクセス

広島県本土側とのアクセスは、竹原市（竹原港）・東広島市（安芸津港）と高速船・フェリーで結ばれています。竹原市（竹原港）には高速船で最短11分、フェリーは25～30分（約30分間隔で運航）で結ばれています。また、東広島市（安芸津港）にはフェリーで35分、愛媛県側には、今治市の大三島とのフェリー航路が開かれています。町内の各島（生野島・契島）へは、町営フェリーが結んでいます。

島内の主要な道路網は、島全体を環状に走る主要地方道大崎上島循環線、東部を縦貫する一般県道大田木江線、大西港と循環線を結ぶ一般県道大西大西港線があり、それらに接続する町道・農道が町民の重要な生活道路となっています。

《アクセス図》



## (2) 人口・世帯

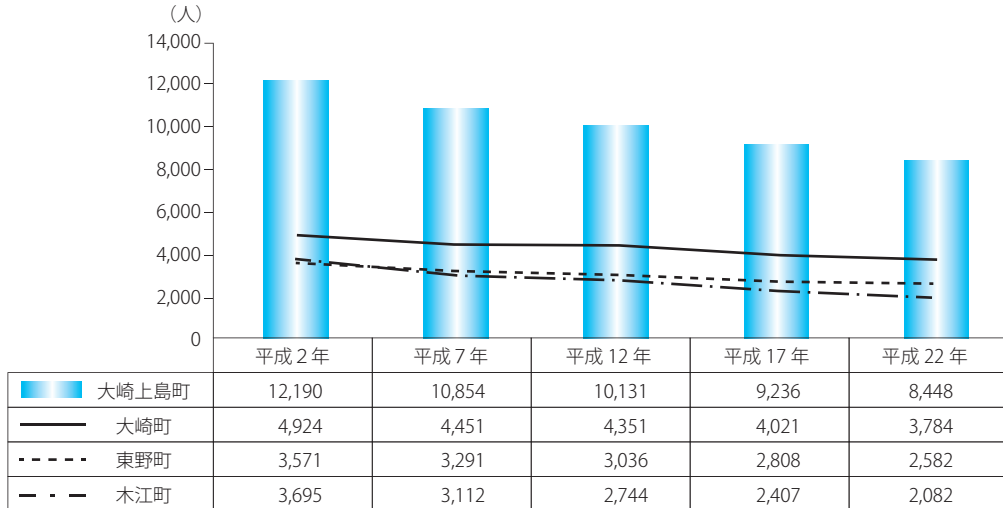
国勢調査における町の総人口（旧3町合計）は、平成2年から平成12年までの10年間で16.9%減少し、平成12年から平成22年の10年間でさらに16.1%減少しており、平成22年には8,448人となりました。

人口減少が続く中、少子高齢化が大きく進行しており、平成22年の人口構成比は、0～14歳の年少人口比率が8.0%に対し、65歳以上は42.8%となっています。この高齢化率は広島県平均の23.9%、全国平均の23.0%を大きく上回っています。

また、世帯数は3,880世帯で、1世帯当たり平均2.2人と、世帯人数が減少しており、核家族化が見受けられます。あわせて、世帯構成において、平成22年で高齢夫婦世帯が全体世帯の20.6%、高齢単身者世帯が21.9%の計42.5%となっています。

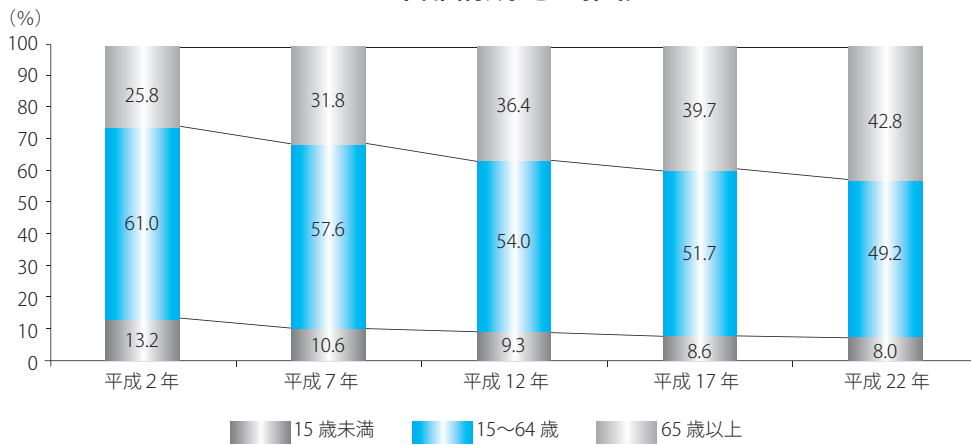


### 《総人口の推移》（各年10月1日現在）



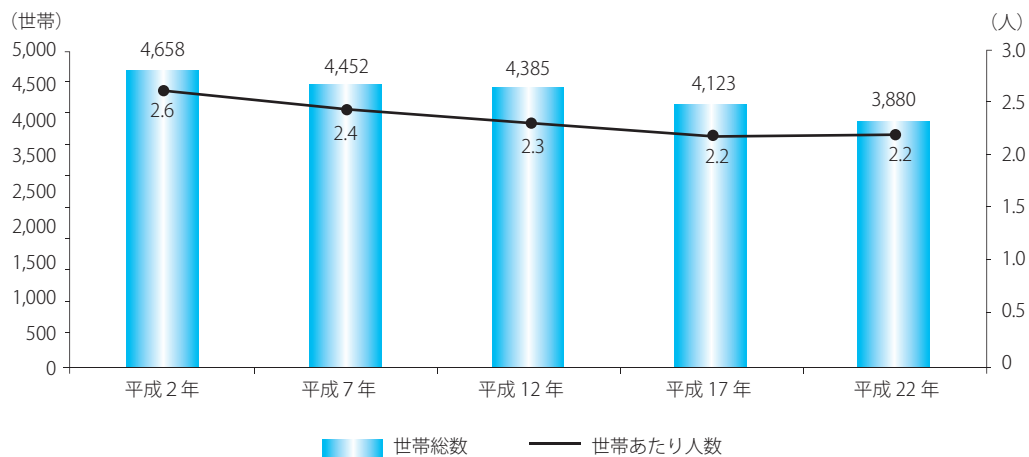
資料：国勢調査

### 《人口構成の推移》（各年10月1日現在） 年齢構成比の推移



資料：国勢調査

### 《世帯数の推移》（各年10月1日現在） 世帯数・世帯人員推移



資料：国勢調査

《世帯構成》（平成22年10月1日現在）

	世帯総数	一般世帯	核家族世帯	核家族比率	単独世帯	単独世帯比率
全 国	51,950,504	51,842,307	29,206,899	56.3%	16,784,507	32.4%
郡 部	4,279,598	4,267,692	750,131	17.6%	1,016,074	23.8%
広 島 県	1,184,598	1,183,036	684,489	57.9%	387,528	32.8%
大崎上島町	3,880	3,870	2,022	52.2%	1,449	37.4%

資料：国勢調査

住民基本台帳人口で直近の人口推移をみると、平成26年で人口8,093人となっており、平成22年から26年の5年間で4.5%減少しています。

《近年の人口と人口構成の推移》（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0 ～ 14歳	662 (7.8%)	661 (7.8%)	613 (7.4%)	586 (7.1%)	575 (7.1%)
15 ～ 64歳	4,113 (48.5%)	4,105 (48.5%)	3,906 (47.4%)	3,878 (47.2%)	3,776 (46.7%)
65歳以上	3,699 (43.7%)	3,699 (43.7%)	3,717 (45.1%)	3,749 (45.6%)	3,742 (46.2%)
合 計	8,474 (100%)	8,465 (100%)	8,236 (100%)	8,213 (100%)	8,093 (100%)

※平成25年より外国人が含まれています。

資料：住民基本台帳

また、人口推移と同様に世帯数も微減しており、平成26年は4,300世帯となっています。1世帯当たり人数は減少傾向が続いており、平成26年では1.88人となっています。

《世帯数と1世帯当たり人数の推移》（各年4月1日現在）

（単位：世帯・人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世 帯 数	4,304	4,238	4,309	4,396	4,300
1世帯当たり 人数	1.97	2.00	1.91	1.87	1.88

資料：住民基本台帳

### (3) 産業構造・就業人口

#### ①産業構造

本町の産業構造は、柑橘類を中心とした農業と、造船などの製造業を中心としています。

農業では、町の作付面積の約9割がみかんなどの果樹となっています。平成22年で就農者の75.9%が65歳以上となっていることに加え、急傾斜地の多い地形的条件、柑橘類の価格低迷や生産経費の増大などで、耕作放棄地が増加傾向にあります。

製造業では、造船業や非鉄金属業が古くから基幹産業として発展してきており、平成24年の製造業出荷額は605億6,000万円となっています。これは、平成12年の201億2,500万円から大きく増加しており、顕著な推移となっています（平成24年「経済センサス」より）。

観光業は、島の豊かな自然を活かした海水浴やキャンプなどアウトドアレジャーが盛んで、神峰山などの自然景観、木江の古い町並みなどの文化景観に加え、夏場には、ひがしの住吉祭、きのえ十七夜祭、大崎上島サマーフェスティバルなどのイベントも盛んに行われています。観光施設には、海と島の歴史資料館、木江ふれあい郷土資料館、大串外浜海水浴場・キャンプ場、野賀海水浴場などがあります。また、町内の宿泊施設では、平成6年に開業した木江地区の民間温泉宿泊施設が中心的存在となっています。観光客数は平成25年で8万1,000人となっており、平成24年の6万6,000人から大幅に増加しています（平成25年「広島県観光客数の動向」より）。

一方、町内の事業所は、第3次産業である卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業などの事業所が多くを占めています。

《産業大分類別事業所数》（平成24年10月1日現在）

	事業所数			事業所比率		
	全国	広島県	大崎上島町	全国	広島県	大崎上島町
A～B 農林漁業	25,880	619	5	0.4%	0.5%	0.8%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1,978	34	1	0.0%	0.0%	0.2%
D 建設業	444,653	10,568	61	7.7%	7.8%	9.9%
E 製造業	430,371	9,749	54	7.5%	7.2%	8.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,447	76	1	0.1%	0.1%	0.2%
G 情報通信業	53,790	1,085	1	0.9%	0.8%	0.2%
H 運輸業、郵便業	112,333	3,203	33	1.9%	2.4%	5.4%
I 卸売業、小売業	1,159,051	28,760	168	20.1%	21.3%	27.3%
J 金融業、保険業	78,594	1,906	12	1.4%	1.4%	2.0%
K 不動産業、物品賃貸業	309,561	8,025	49	5.4%	5.9%	8.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業	182,738	4,558	14	3.2%	3.4%	2.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	526,743	11,704	44	9.1%	8.7%	7.2%
N 生活関連サービス業、娯楽業	385,287	9,457	28	6.7%	7.0%	4.6%
O 教育、学習支援業	127,483	3,334	19	2.2%	2.5%	3.1%
P 医療、福祉	292,082	7,302	45	5.1%	5.4%	7.3%
Q 複合サービス事業	32,458	1,034	11	0.6%	0.8%	1.8%
R サービス業（他に分類されないもの）	284,776	6,959	38	4.9%	5.1%	6.2%

資料：経済センサス



## ②就業人口

平成2年から12年までの10年間に就業人口（旧3町合計）は16.4%減少しました。さらに、平成12年から22年までの10年間に就業人口は22.8%減少しています。

産業別にみると、第1次産業と第2次産業の減少率が全体を上回っており、かつ構成比が少しずつ低下（第1次産業がこの20年間で22.6%から16.3%に、第2次産業が29.8%から25.0%に低下）しているのに対し、第3次産業は、就労者の絶対数は減少しているものの減少傾向が緩やかであり、結果として構成比をこの20年で47.6%から58.3%へと大きく上げています。

《産業別就業人口の推移》（各年10月1日現在）

（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	5,595 (100%)	5,301 (100%)	4,680 (100%)	4,232 (100%)	3,615 (100%)
第1次産業	1,265 (22.6%)	1,179 (22.2%)	906 (19.4%)	831 (19.6%)	589 (16.3%)
第2次産業	1,665 (29.8%)	1,485 (28.0%)	1,153 (24.6%)	1,051 (24.8%)	902 (25.0%)
第3次産業	2,664 (47.6%)	2,629 (49.6%)	2,621 (56.0%)	2,346 (55.4%)	2,109 (58.3%)
分類不能	1 (0.0%)	8 (0.2%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)	15 (0.4%)

※第1次産業：農業、林業、漁業の合計

第2次産業：鉱業、建設業、製造業の合計

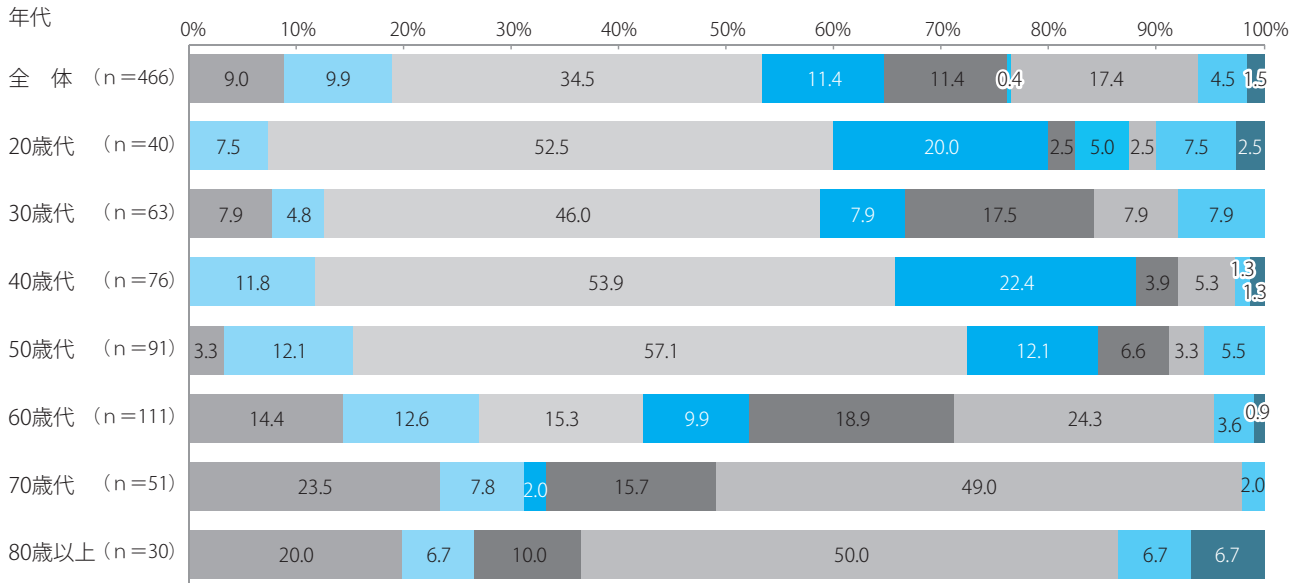
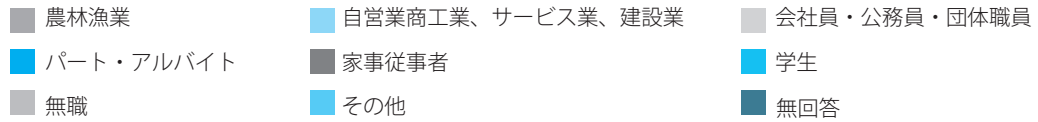
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）の合計

資料：国勢調査

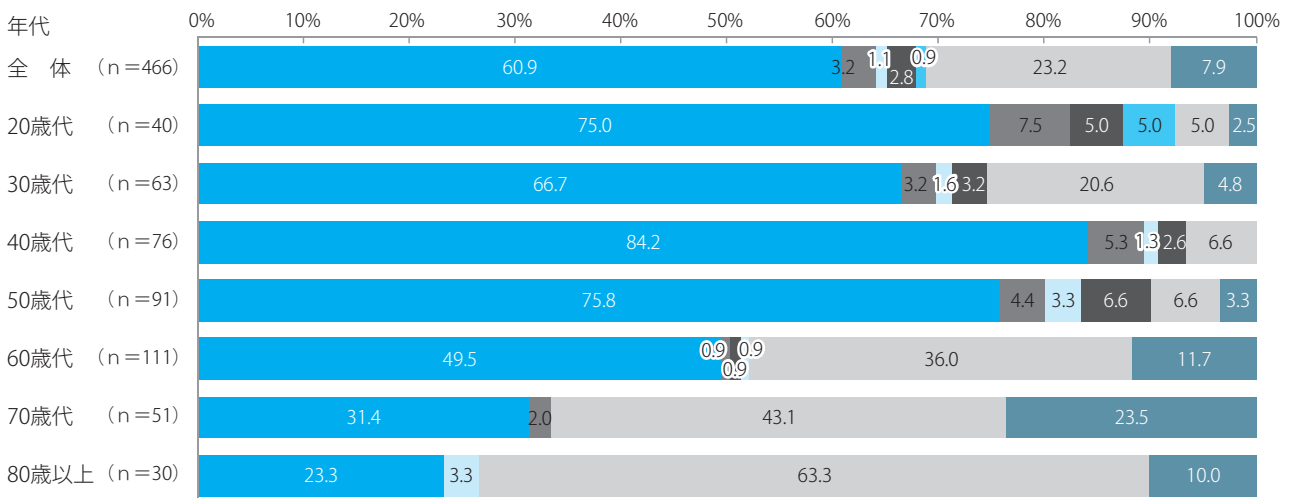
町民アンケート（平成26年2～3月実施／町民への郵送／送付数1000件、回収数466件）において回答者の就業状況は、「会社員・公務員・団体職員」が34.5%と多く、「無職」が17.4%、「パート・アルバイト」「家事従事者」がともに11.4%となっています。勤務先は、60.9%が「町内」と回答しています。



### 《職業》



### 《就学先・勤務先》

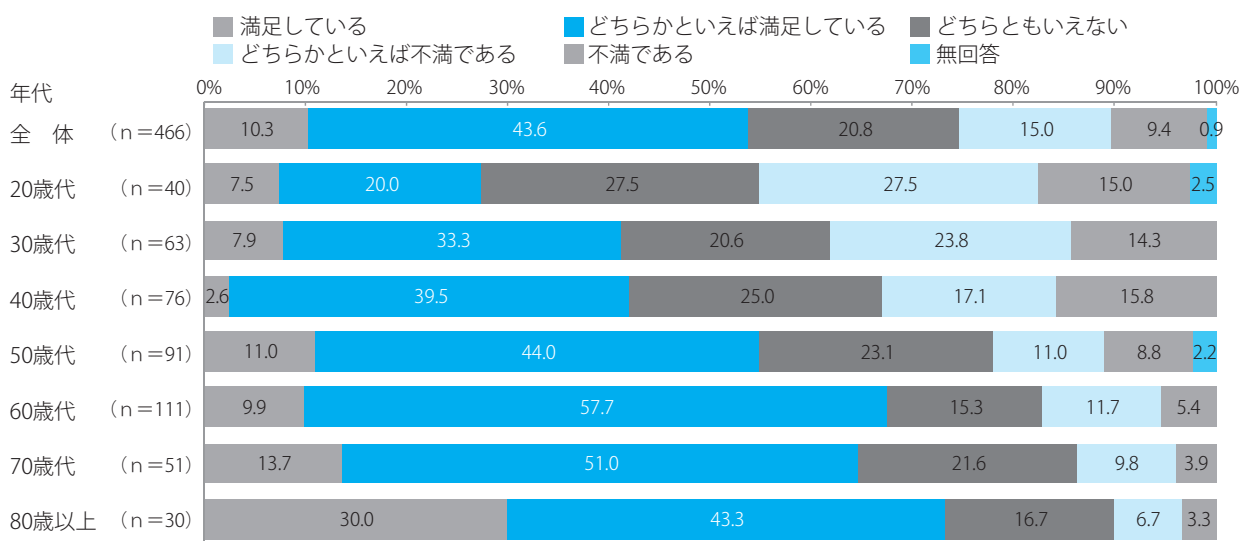


#### (4) 町民アンケートからの課題

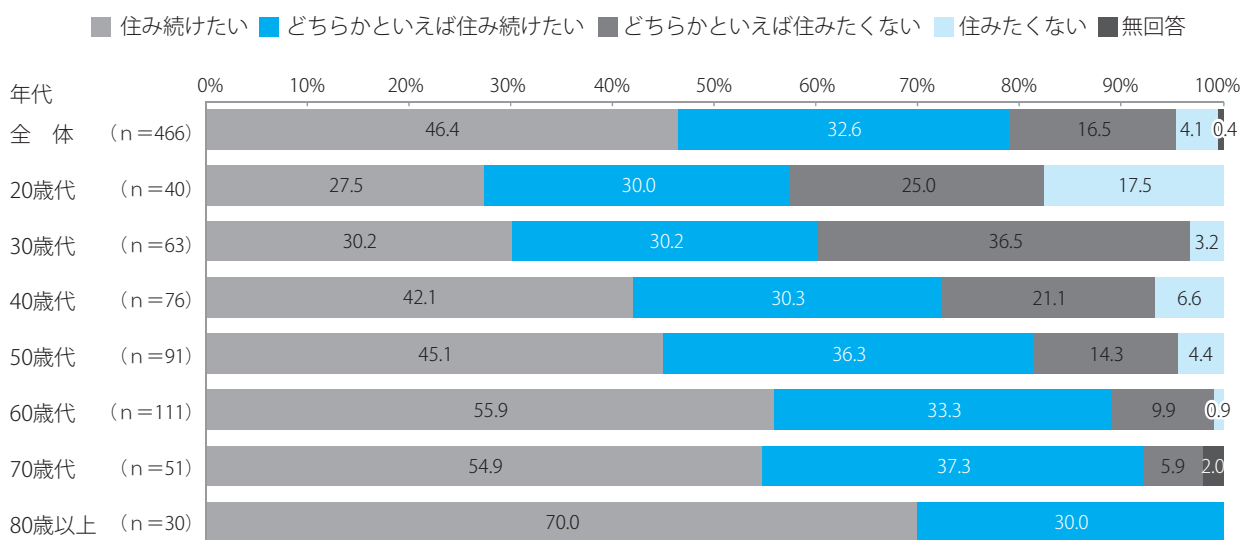
第2次長期総合計画策定にあたって実施した町民アンケートの結果をみると、大崎上島町の暮らしやすさについての質問では「どちらかといえば満足している」が43.6%と多く、「満足している」の10.3%とあわせると約54%が満足していると回答しています。ただし、年齢別にみると、若年層になるほど満足という回答割合が減り、20歳代では不満の方が多い結果となっています。

同様に「住み続けたいか」という質問への回答も、全体としては住み続けたい人が多いものの、その割合は若い人ほど少なくなっています。

#### 《大崎上島町の暮らしやすさ》

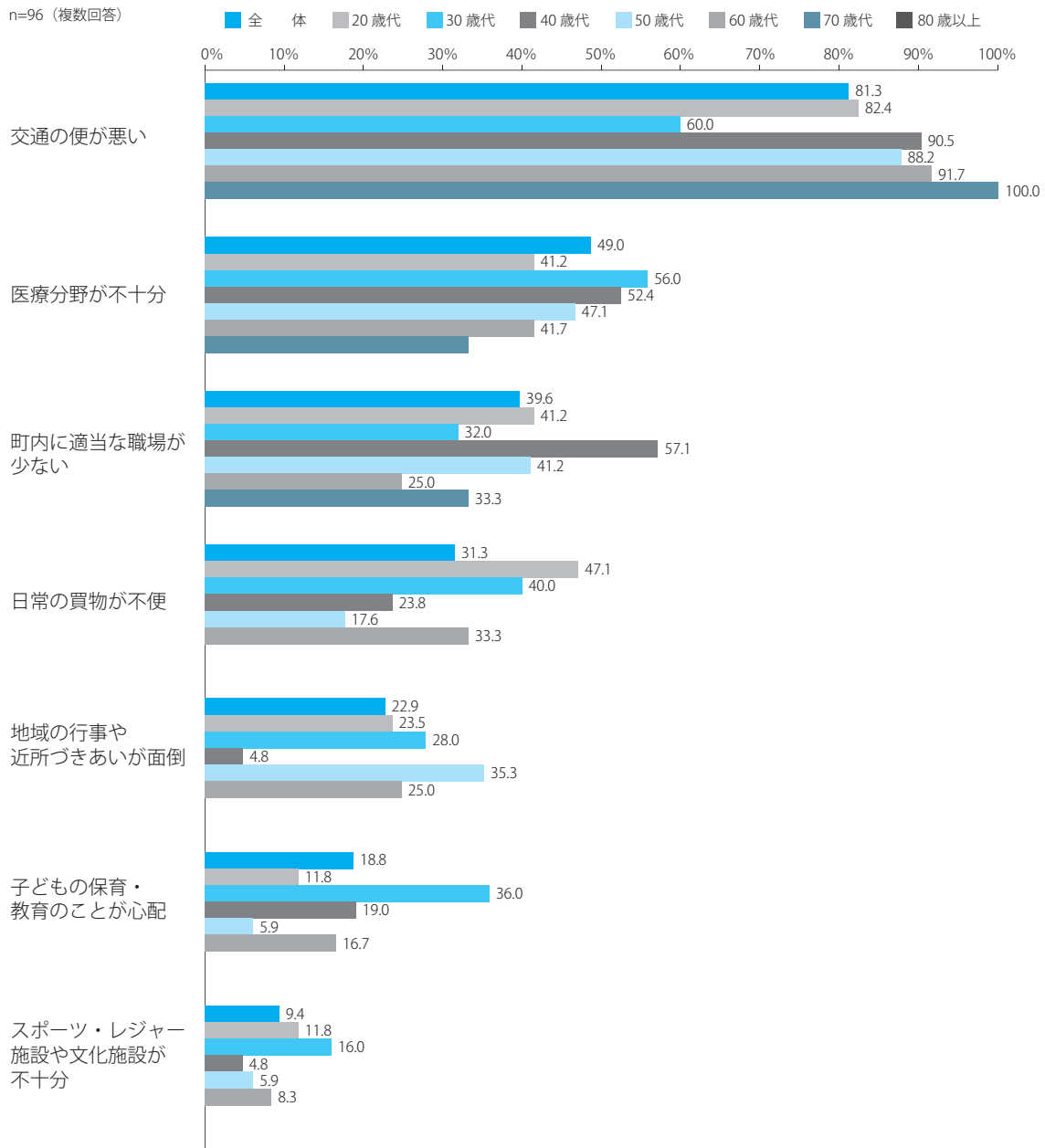


#### 《大崎上島町に住み続けたいか》



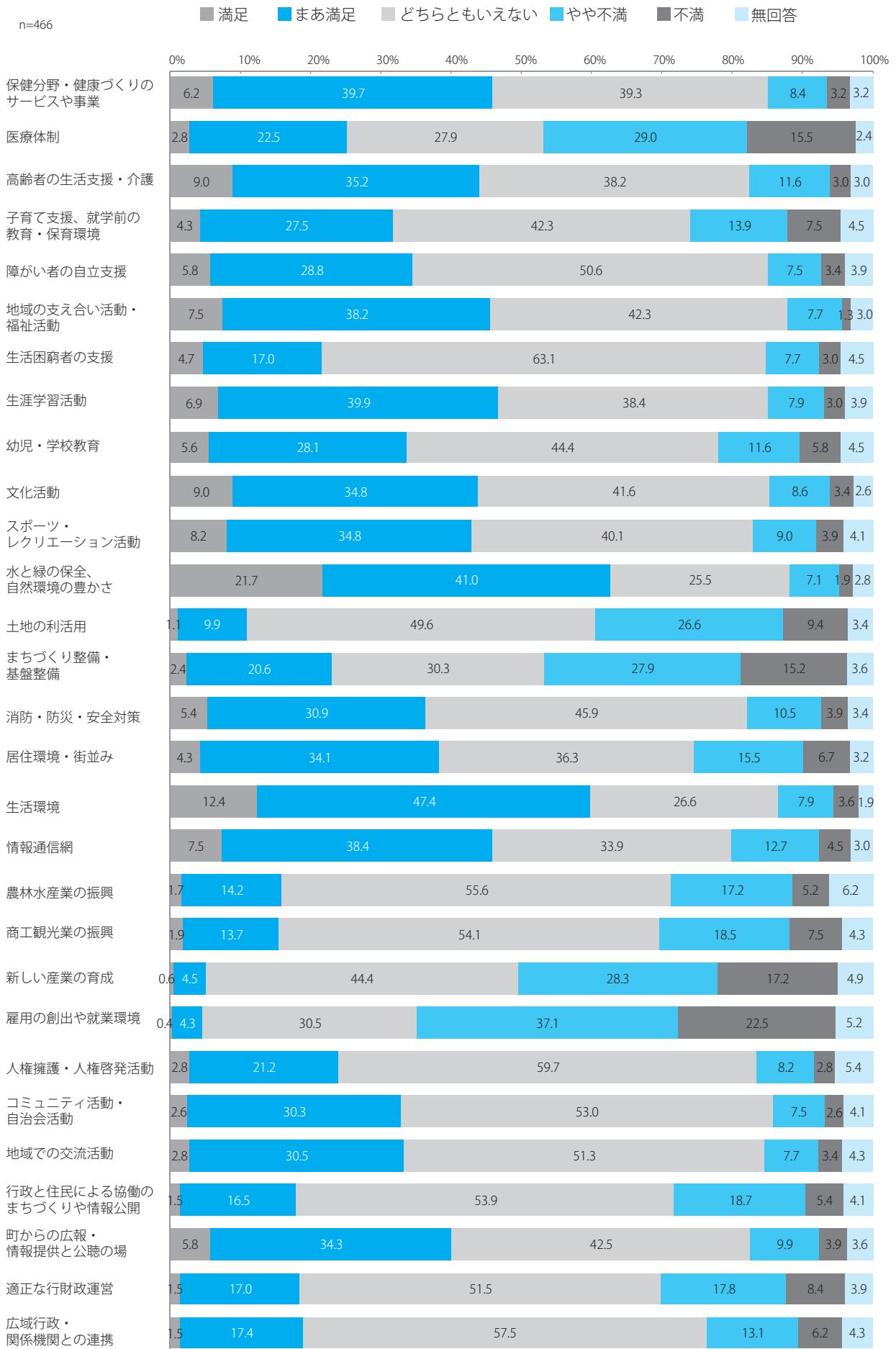
「住み続けたくない」理由として最も多かったのは、「交通の便が悪い」が81.3%で、ついで「医療分野が不十分」が49.0%、「町内に適当な職場が少ない」が39.6%、「日常の買物が不便」が31.3%と続いています。また、20歳代では「日常の買物が不便」が47.1%となっており、ほかと比べて回答が多くなっています。

### 《住み続けたくない理由 上位7項目》



一方、地域の「現状の満足度」を分野別にみると、「新しい産業の育成」や「雇用の創出や就業環境」の項目で低く、ここが課題と認識されていることがわかります。

## 《現状の満足度》



## 【2】まちづくりの主要課題

21世紀に入り、我が国の社会情勢と経済環境において多くの課題が表面化してきています。そうした全体の環境変化を踏まえつつ、本町が今後取り組んでいくべき課題を明確にすることが今後のまちづくりの前提となります。

これらの課題は個別のものではなく、相互に絡みあうことで課題解決を難しくしており、課題の整理にあたっては、こうした相互の関係も十分に踏まえていくことが重要です。

### （1）人口減少と少子高齢化への対応

本町では、この20年間人口減少の流れが止まらず、それに伴って少子高齢化が大きく進行しています。65歳以上の人口構成比が42.8%に達する一方、14歳以下が8.0%まで低下してきています。これは、町外への移住がなくとも、出生数と死亡数の差だけで大きく人口が減少してしまう水準となっており、極めて大きな課題であることがわかります。

一定の人口の維持は、本町が自治体として、また地域の共同体として、持続していくためにどうしても必要な前提条件です。積極的に町外から新たな町民を迎えるなど人口減少に歯止めをかける対策を講じるとともに、町民が生活に満足できる環境づくりが最も重要な課題といえます。

### （2）既存産業の活性化と就業の場の確保

人口全体の減少率を大きく上回るスピードで町内における就労人口の減少が進んでいます。また、町民アンケートの回答でも、「新しい産業の育成」や「雇用の創出や就業環境」の項目の満足度が低く、若年層に魅力ある雇用の場を確保するとともに、高齢者が地域の力として働き続けられることが重要です。

町内での就業の場づくりについては、既存の各産業、造船を中心とした製造業の維持拡大や、柑橘類中心の農業の6次産業化などによる活性化に加え、観光その他の新しい産業をいかに町内に育成・誘致していくかが、今後の町の発展における中心課題となっていくと考えられます。

### （3）公共交通の維持や交通弱者などの支援

町内の交通機関としては、自家用車が基本的な交通手段となっていますが、補完的な交通手段としてのバス路線を用意するなど、これまでも公共交通基盤づくりに取り組んできました。高齢化に伴って車を運転できない町民が増える中、公共交通の維持と交通弱者などへの移動支援が重要な課題です。

さらに、島という地理的な条件から、町外への交通機関はフェリーなどの海上交通に限られています。町民の生活基盤を考える上で、町内での移動と町外への移動を体系的に捉え、町民生活の利便性向上と、公共交通利用の促進を図ることが重要となっています。

### （4）豊かな自然環境、景観を守るための方策づくり

本町は、瀬戸内の豊かな自然に恵まれるとともに、みかんの段々畑など、先人たちが長年の努力で作りに上げてきた自然と文化が融合した風土にも恵まれています。

しかし、人口減や高齢化、あるいは既存産業の衰退は、こうした景観にも影響を与えつつあります。耕作放棄地が拡大し、空き家が増えることで、景観が損なわれるだけでなく、さまざまな

事故や犯罪が起こるリスクも大きくなります。

今後は、耕作放棄地や空き家を有効活用するための方策をいかに計画していくかも、景観を守るための大きな課題となります。

## **(5) 生活環境の維持・向上と防災のまちづくり**

本町の豊かな自然は、町民の誇りであり、生活の基盤ともなっています。また、權伝馬など海の歴史を踏まえた愛着ある島ならではの文化も、町の豊かさにとって欠かせないものとして受け継がれています。

人口減や高齢化の進行といった現状は、自然と文化の継承や生活の利便性・安全性の確保との関連が強く、前述の公共交通基盤の問題に加え、学校の存続、高齢者の日常生活などさまざまな場面に影響を及ぼしています。

自然と文化をより活かし、今までの豊かさを維持・拡充していくとともに、人口の減少によって暮らしの基盤が損なわれないようにするための施策や、変動が激しくなりつつある自然環境による災害から守るための安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

これまで述べてきた主要課題の要因といえるのが、人口の減少や高齢化の急速な進行であり、海上交通しかない「島」という地理的な条件です。しかし、これらは課題である一方、見方を変えれば個性であり、未来への資源ともなるものです。

大崎上島町の個性を明確化することで、今ある強みだけではなく、一見弱みとみえるところも町の魅力に転換してこそ、町の持続可能な繁栄が可能になります。

また、町の個性を活かした将来像をわかりやすく示すことも大切です。町民がまちづくりの方向性を共有し、協働で取り組むことが最も重要です。これが第2次長期総合計画策定の大きな目標です。

# 第Ⅱ部 基本構想



OSAKIKAMIJIMA



# 第1章 これからの大崎上島町の展望

## 【1】推計人口

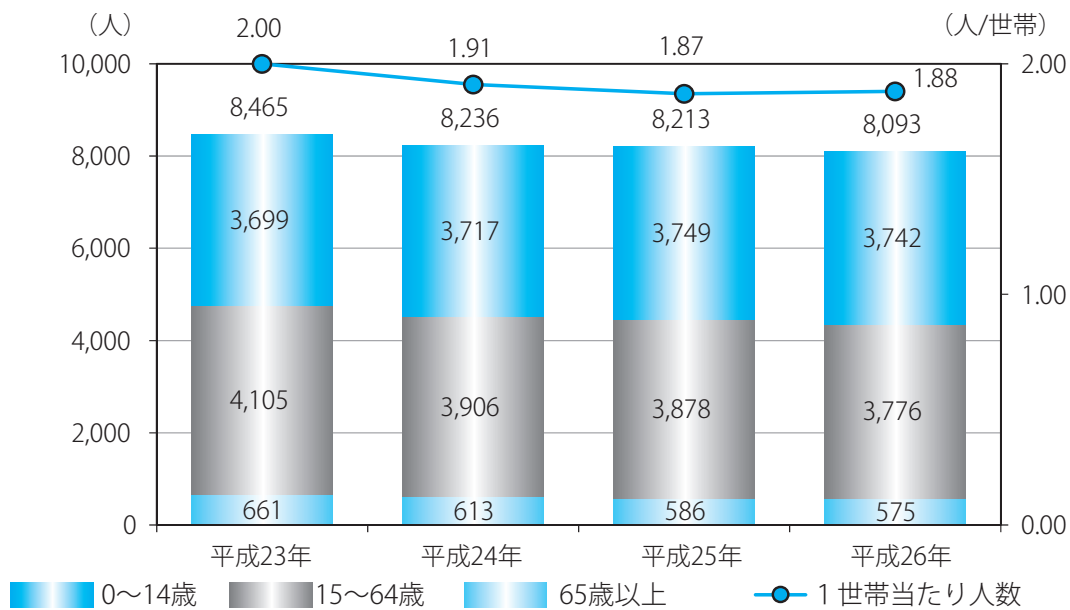
近年5年間の住民基本台帳人口から、年齢や性別による人口の推移を変化率として算出するコーホート変化率法（※）により、計画期間の人口を推計し、計画の基礎条件として用います。

### （1）人口動向

近年の人口の動きは、平成23年は8,465人でしたが、平成24年には8,200人台となり、平成26年には8,093人と微減しています。あわせて、1世帯当たり人数も平成23年は2.00人でしたが、平成24年に1.9人台となり、平成26年は1.88人となっています。

また、10年前と現在の男女別・年齢別人口の分布をみると、男女ともに80歳以上の人数は増えましたが、ほとんどの年齢層で人数が減少しています。

《近年の人口推移》（各年4月1日現在）



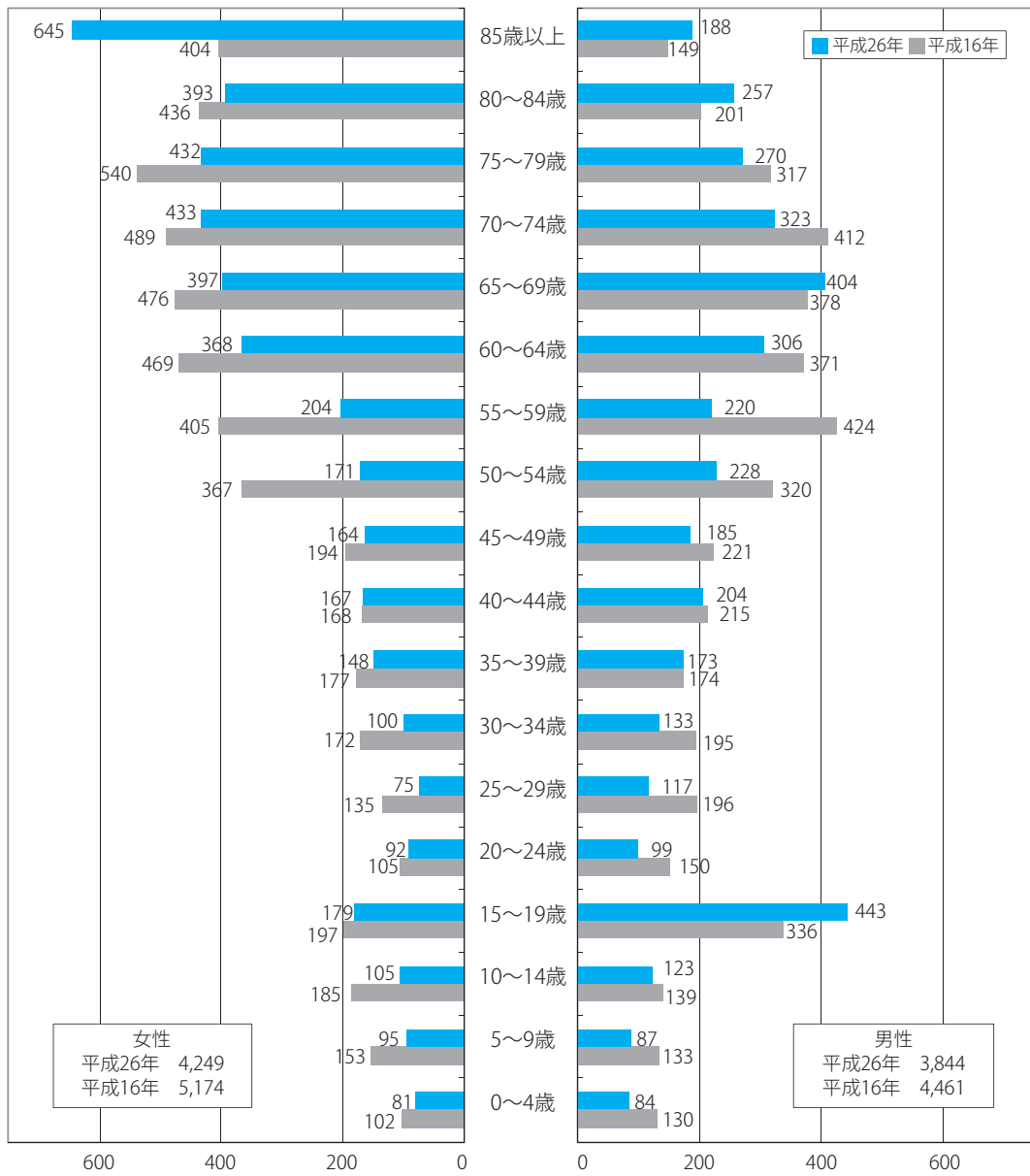
資料：住民基本台帳

※コーホート変化率法：一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、過去及び推計期間に大規模な人口変動がなく、その時間的変化を将来も一定であると仮定して推計する人口推計方法



《平成16年・26年の人口分布の比較》（各年4月1日現在）

（単位：人）



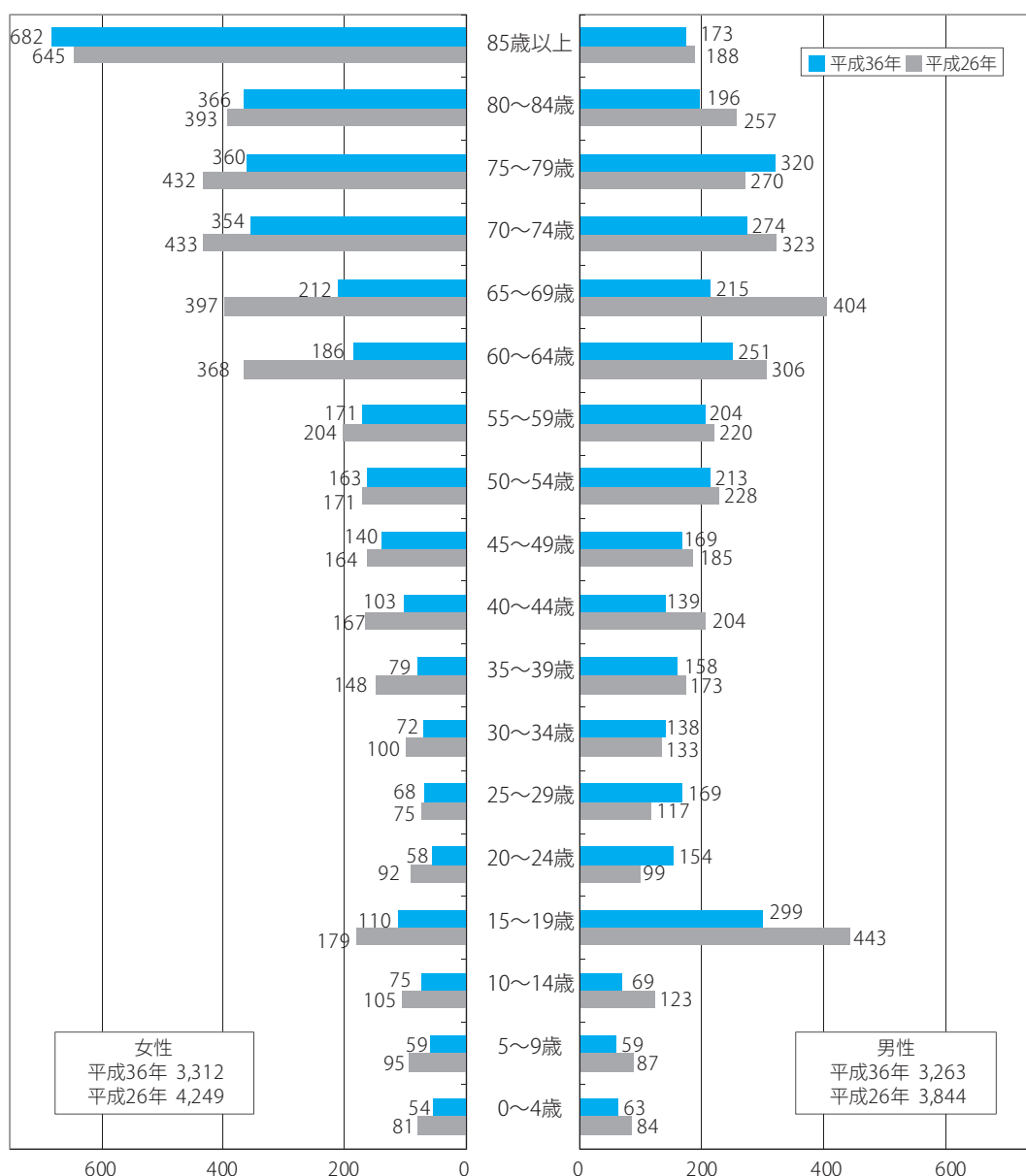
資料：住民基本台帳

## (2) 今後の人口予測

近年の平均変化率で同様に推移するものと仮定して今後の人口を推計すると、計画の中間年である平成31年は7,393人、平成36年に6,575人と推計され、ほとんどの年齢層で人数が減少すると見込まれます。人口構成は0～14歳人口がさらに減少して少子化の進行が予想されます。65歳以上の人口も減少が見込まれ、高齢化率は中間年の平成31年までは高くなりますが、平成36年には高齢化率が減少していると推計されます。

《現在と10年後の推計人口の人口構成の比較》（各年4月1日現在）

(単位：人)



資料：住民基本台帳

### (3) 将来人口の設定

推計された年齢別の人口を踏まえ、将来人口を以下のとおり設定します。

#### 《推計される人口》

(単位：人)

	平成26年4月 現在	平成31年 (中間)	平成36年 (目標年度)
0 ～ 14 歳	575 (7.1%)	454 (6.1%)	379 (5.8%)
15 ～ 64 歳	3,776 (46.7%)	3,377 (45.7%)	3,044 (46.3%)
65歳 以上	3,742 (46.2%)	3,562 (48.2%)	3,152 (47.9%)
合 計	8,093 (100%)	7,393 (100%)	6,575 (100%)
目 標 人 口	—	7,500	7,000

## 【2】まちづくりゾーン

### (1) 拠点の設定

#### 行政機能拠点

交通の利便性が高い役場本庁周辺を行政・公共公益機能の拠点形成として活かし、島の救急医療体制において重要な位置を占めるヘリポート、津波にも対応できる災害対策本部機能の整備に取り組みます。

#### 健康・福祉拠点

急速な高齢化が進行する中、町民の日常のかつ総合的な健康づくりを支援するため、木江地区を健康・福祉の拠点として、健康・福祉機能の一層の充実を図ります。また、町内の既存施設との連携強化により、町民が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。

#### 教育・交流拠点

ホールや情報プラザを備える大崎上島文化センターを中心とする地区を教育・交流拠点と位置づけ、生涯学習や文化活動のより一層の推進を図ります。また、併設する教育委員会において、文化センターと学校教育との連携を図りながら、学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などを総合的に推進し、世代を超えた交流促進に地域が一体となって取り組みます。

#### 広域交流拠点

町への主要なアクセスルートである大崎上島と本土(竹原市、東広島市)との航路、愛媛県今治市、呉市などの安芸灘諸島との航路を結ぶ港湾周辺を「広域交流」の拠点とし、町民の生活圏域拡充への対応と来訪者の移動・アクセス手段の確保を図ります。特に、白水港及び役場本庁周辺については、島の玄関口にふさわしい環境の整備に取り組みます。

また、長期的な整備の方向性として、本土架橋構想・計画、安芸灘架橋8号橋計画の実現に向けて取り組みます。

## (2) ゾーンの設定

### 教育・情報ゾーン

大崎海星高等学校や広島商船高等専門学校が立地する当該地区を、町の学校教育・学習活動をリードするゾーンと位置づけ、島の個性と魅力を活かした人間力を育む学校教育、社会教育、文化活動などの推進を図ります。中等教育機関である大崎海星高等学校の魅力を高めるための支援や、広島商船高等専門学校との連携を図りながら、情報通信技術などを有効活用し、生活利便性の向上と「知」の集積を図るべく町内外の交流の促進に取り組みます。

### 商業・交流ゾーン

大型店、商店街など商業施設が集積し、町民の生活に密着した機能が形成されている当該地区は、日常生活を支えるゾーンとして商業機能のさらなる充実・向上を図る一方、大崎上島文化センター、海と島の歴史資料館など、島の文化を発信できる施設をつなぎ、賑わいと活力あるゾーンの形成を図ります。

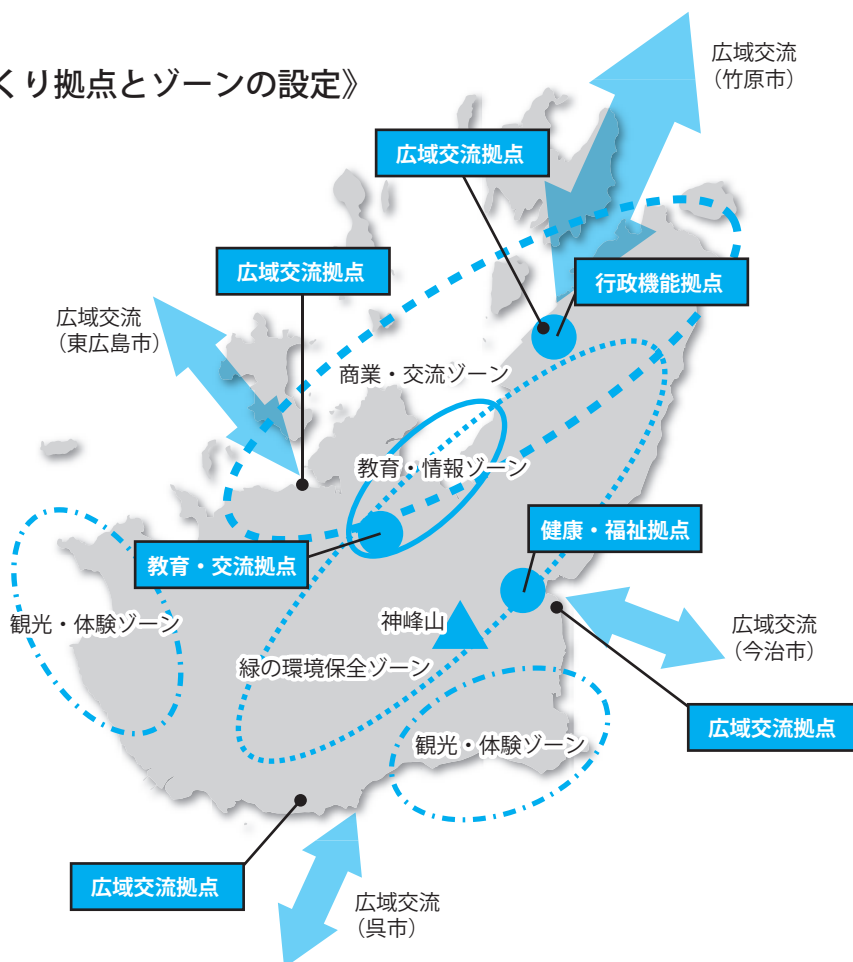
### 緑の環境保全ゾーン

内陸部は神峰山に代表される森林地域、みかん畑などの地場産業を支える農地が広がっています。これを「緑の環境保全ゾーン」と位置づけ、豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、柑橘類・ブルーベリーなどの栽培促進とこれを活用した観光振興に取り組みます。

### 観光・体験ゾーン

島で最も長い白砂海浜を有している大串海水浴場を中心とする一帯と、神峰山を背後に多くの観光客が訪れる温泉施設や海水浴場を有する一帯を、それぞれ観光・体験ゾーンとして位置づけ、観光客の誘致に積極的に取り組みます。

## 《まちづくり拠点とゾーンの設定》



## 第2章 基本理念と実現に向けての重点プロジェクト

### 【1】町のめざす将来像と基本理念

大崎上島町は、瀬戸内海の温暖な気候と風光明媚な環境、そして先人たちのたゆまぬ努力によって歴史を築いてきました。島という限られた土地に生き、造船や柑橘栽培・水産業などの産業・技術や歴史・文化が現在に受け継がれています。歴史を学び、現在を知り、次の世代に伝えることが、町の将来を守り、可能性を大きく広げることになると考えます。

町民は、自然の豊かさ、人の温かさの中で暮らしています。第1次長期総合計画に掲げた「海景色」には、「自然」「文化」「健康」「交流」などのキーワードが含まれており、日々の暮らしにさまざまな光と力を与えてくれます。町民それぞれが思いを寄せる「海景色」をまちづくりに反映することが、大崎上島に暮らしたい、暮らしてよかったと思える町の実現につながるといえます。

こうした視点から、「大崎上島町第1次長期総合計画」では、町のめざす将来像を「海景色の映えるまち」としてまちづくりに取り組んできました。「大崎上島町第2次長期総合計画」においても、本町の大切な方向性を決める礎として、取り組んでいきます。

うみ げ しき  
**海景色の映えるまち**  
～地域資源を活かした理想郷の実現～

海景色には、瀬戸内の太陽に恵まれた自然環境と、そこで海と船とともに培ってきた歴史の2つの意味が込められています。自然資源ならびに文化・産業などの社会資源、さらに、優しさ・癒し・元気といった町民によって生み出される全ての効果を含んでいます。



大崎上島町でしか実現できない豊かな暮らしと個性的な産業や文化的な活動を生み出します。交流を拡大し、雇用の増加や定住人口拡大、少子高齢化の解決を図っていきます。これを本町のまちづくりの基本理念としていきます。

## 【2】重点プロジェクト

町の将来に向けて、重点的に取り組む施策を示します。以下の4つのプロジェクトを相互に連携させることで、最大限の効果を発揮するよう取り組みます。

### （1）教育の島プロジェクト（人材育成）

次代を担う子どもたちが島の自然・文化の恵みを受けてのびのびと成長していくには、家庭・学校に加え、地域全体で子どもを育む環境の充実に取り組む必要があります。

本町では、これまで幼稚園・小・中学校において大きな成果を上げている「大崎上島学」を、今後は高校とも連携した体系的なカリキュラムへと発展させ、教育の充実に取り組めます。

また、「大崎上島学」や「食育」をまちづくりに広げる過程を通じて、農業・漁業・工業・観光・商業など各産業との連携を強化します。

地域の自然・文化が受け継がれ、磨かれていくことも視野に入れた独自の教育システムを実現し、子どもと大人がともに学び、まちづくりを牽引する人材の育成を推進します。

《関連する施策》

- 人間力の基礎となる豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 進路を切り拓く確かな学力の育成
- 保護者・地域と連携した学校づくりの推進
- 歴史的・文化的風土づくりの推進
- 生涯学習推進体制の整備
- まるごと島体験事業

### （2）癒しと元気の島プロジェクト（健康づくり・食育）

心豊かな暮らしを実現するために、疾病予防と健康づくりは不可欠です。特に町民が自主的に取り組めるように、健康づくりの場の確保と疾病の構造や要因にあった保健指導メニューを検討し、相談・憩い・交流の場、運動の場を確保して町民の健康づくりを推進します。また、瀬戸内ならではの温暖な気候と、海や緑に癒しと安らぎを求めて訪れる人々を受け入れるため、交流体験プログラムなどにも取り組みます。

《関連する施策》

- ライフステージに応じた生活習慣の確立の推進
- 健康を支え、守るための社会環境整備など
- 地域特性を活かした食育の推進
- まるごと島体験事業



### (3) 働く場を育む島プロジェクト（創業支援）

健全な暮らしを営むには、収入をもたらす働く場が不可欠です。働く場の確保は、若者の定住促進のためだけでなく、高齢者が自らの役割を担って地域で活動でき、また、障がい者が自立した生活を送るためにも重要です。町の活気・地域力の向上という視点からも、重要な課題といえます。そのため、造船・柑橘栽培など既存産業の活性化を支援するとともに、新たな地域産業の育成をめざします。また、本町ならではの自然や伝統文化を活かした体験型の観光、観光と農業・漁業の融合化、地産品を生かした商業活動の活発化など、関係各種団体とともに積極的に取り組みます。

《関連する施策》

- 大崎上島の営農モデル作成
- 担い手の育成
- 観光漁業の推進
- 造船業の振興
- 特産品の情報発信
- 雇用の場の確保と情報提供

### (4) 住んでみたい島発信プロジェクト（定住促進）

まちづくりの究極の目標は、主役である町民が町の魅力を再確認し、「住んでよかった」と思えることです。そのためには、町の個性を活かした町の将来像をわかりやすく示し、町民や町内の事業者の活動の方向性をそろえることが重要です。ここまで述べてきた3つの重点プロジェクトに取り組むことで、まちづくりの好循環が幾重にも生まれ、町外への発信にもつながっていきます。町の未来のためには、さまざまな人が訪れ、定住する機会を広げていくことも重要です。美しい自然と安らぎを求めて島を訪れ、学び、交流し、働き、そして移り住む人が増えることで、「暮らしたいまち」へと未来が大きく開けていくのです。

《関連する施策》

- 「訪ねたいまち・暮らしたいまち」の情報発信
- 空き家バンクの充実など住まいと仕事の支援
- 環境維持による「暮らしてよかった」まちづくり
- 若者定住・リーダー育成



## 【3】 推進姿勢

町民の総意で描かれた「海景色」がまちづくりに反映されるように、多くの人の参画や地域資源の活用を図ります。

また、まちづくりの進捗状況や点検についても周知し、本町の発展に向けて、町民の協力をえながら取り組めます。

このような考えに基づき、全ての施策・事業実施における推進姿勢として、下記の3点を徹底し、着実にまちづくりを推進させていきます。

### 推進姿勢（1）町民を主役とする

本町ならではの産業や文化は、町民や企業、民間の団体などが主役となって培い、発展させていくものです。この点を踏まえ、事業立案や推進にあたっては、町民の参画と主体性の発揮を中心とした体制づくりを図っていきます。

### 推進姿勢（2）まちの個性を全ての出発点とする

全国的な少子高齢化の進行や拡大する地域間格差の中、地域の個性は将来の展望に欠かせない要素です。事業や施策の策定にあたっては、「大崎上島町だからこそ」を全ての出発点としていきます。

### 推進姿勢（3）ネットワークを広げ強化する

大崎上島町に住む人が幸せだと感じられる地域づくりや産業、観光、定住促進などの経済活動の活性化を図るためには、町内・町外の交流やネットワークを十分活かしていくことが不可欠です。町民の参画を広げ、交流やネットワークを活かした展開を図ります。

## 第3章 基本目標

各分野のまちづくりの方向を6つに大別し、それぞれの目標を掲げて推進します。

### 基本目標 1 元気に住み続けたい気持ちを実現するまち

大崎上島町に住む人々が、健康で安心して幸せに生活していくための環境づくりは、全てのまちづくりの基本の一つです。少子高齢化が進む中、住み慣れた地域に愛着を感じながら元気に住み続けられるように、健康支援・福祉のきめ細かな充実を図ります。

町民の健康づくりの支援に向けて、生活習慣病の発症及び重度化の予防対策を中心に、ライフステージに応じた心身の健康支援と食育を推進するとともに、救急体制を確保し、町民の安心と元気を確保・増進します。

子どもから高齢者まで、支援が必要な方が地域で自立して暮らせるように、各種福祉サービスの利用とあわせて地域の支えあいやネットワークを活用した支援体制の充実を図ります。

#### 《施策の方向》

- ①健康づくり・地域医療（健康づくり・食育、地域医療）
- ②高齢者対策
- ③次世代育成・子育て支援
- ④障がい者自立支援
- ⑤地域福祉
- ⑥生活困窮者支援

## 基本目標2 地域を愛する人を育てるまち

教育や文化は次世代育成の要の一つであるとともに、学校を出た後も、充実した生活を営み、また、地元への愛着を高めていく最大の鍵でもあります。また、町外の人からみても、地域の教育・文化・スポーツ・レクリエーション活動の中で培われた独自の文化は、観光の際にはもちろんのこと、定住を考える際にも極めて大きな要因となりえるものです。

大崎上島町ならではの文化を育てていくためには、町内の自然・社会資源や拠点施設を活かし、長期的なビジョンの下に育てていくことが大切です。現在、幼稚園・小・中学校で子どもたちの人間力育成を目的に、島の自然・歴史・文化を探求する「大崎上島学」が行われています。

今後は、プログラムなどの充実を図っていくとともに、生涯学習活動やまちづくりにつなげていくことが考えられます。各地にある資料館や公民館、社会体育施設の有効活用や連携への取組み、祭りなどの伝統行事などの維持に向けた方策につなげていきます。

また、広島商船高等専門学校の教育研究機能の強化に伴い、町も文化教育資源の開発を行っていくことで、伝統への愛着を深めるとともに、町の未来への期待も高めていくことが必要と考えます。

このように、地区や年代を超えた活動の展開により、さまざまな効果が期待できます。今後は、各教育施設・保育施設の連携を図るとともに、高齢者向け施設や社会教育施設、グラウンドゴルフなどのレクリエーション施設などにおいて、世代間の交流を図るとともに、世代を超えた文化の継承や発展を図っていきます。取組みを内外に広くPRし、町民の町への愛着と、町外の人への強い興味につなげていきます。

### 《施策の方向》

- ①生涯学習
- ②幼児・学校教育
- ③文化活動
- ④スポーツ・レクリエーション

## 基本目標3 美しく住みよい環境で暮らすまち

海の青と木々の緑が織りなす美しい景観は大崎上島町の魅力でもあり、町民の宝です。町の発展の基盤となるこうした環境の維持・向上のためには、河川や海岸線の維持に加え、農業従事者の高齢化により次第に増えつつある耕作放棄地への対応（特にみかんの段々畑の維持）が求められます。また、津波や地震などに対するソフト面も含めた災害予防、ごみ処理への対応など生活環境基盤の充実も重要です。

町外・町内の交流の拡大という点では交通の整備と維持が求められます。島外との交通ではフェリーの便数をどのように維持していくかが重要課題であり、経済性と利便性を両立させる方策を検討します。

町内については、高齢化が進む中、従来の自家用車中心の交通では対応できない場合も増えており、その対策にさまざまな角度から取り組んでいきます。また、交流にあたっては、神峰山へのアクセス道の設置やサイクリングロードの整備など、観光・レクリエーション活動振興の基盤整備を推進します。

住環境の点では、若者定住対策として、町営住宅の維持・管理に取り組み、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を推進します。

生活産業の基盤については、情報通信システムの普及進展もこれまでどおり進めていく必要があります。情報化の推進は、町民生活の質を高めるだけでなく、地理的条件を克服して他の地域と交流する手段としても重要です。

### 《施策の方向》

- ①災害に強く美しいまちの形成（治山・治水・護岸整備、消防・防災、緑化・公園の整備）
- ②地域基盤（道路、交通・輸送）
- ③快適な居住環境（土地利用、住宅・住環境の整備）
- ④暮らしの安全
- ⑤環境衛生（ごみ・リサイクル、上水道、生活排水処理、火葬場）
- ⑥情報・通信

## 基本目標4 大崎上島流の元気産業を育てるまち

大崎上島町の農林水産業は、高齢化に伴う後継者不足が大きな課題となっており、抜本的な対策が必要な状況にあります。従来の形にとらわれず、生産（第1次）＋加工（第2次）＋流通・販売（第3次）を一体化した第6次産業化を進める必要があります。

農業については、優良農地の継承や営農モデルの提示、新規就農者支援を積極的に推進します。また、漁業についても、担い手の育成や水産物の研究を進めていきます。

第2次産業については、瀬戸内海屈指の造船の島であり、現在でもケミカルタンカー、LPGタンカーを中心に海外市場でも評価の高いハイテク船の製造を行っています。こうした既存工業のさらなる振興を図ります。

町が土地を貸し出し平成27年から民間事業者により稼働したメガソーラー施設も、新たな産業として期待がかかるものです。また、島内における電気自動車や電動バイク・自転車のレンタルなど、再生可能エネルギーの利用を進めることで、観光地としての特色、定住地としての魅力をアップさせることも期待できます。

第3次産業については、観光業と商業の育成が求められます。観光入込客数のさらなる拡大を図るためには、今まで述べてきた各分野の施策による独自の観光資源の魅力を磨いていくことが大切です。同時に、町の魅力を誰にでもわかるように明確化し、キャッチフレーズやPR活動などを通じて大きく広げていく必要があります。また、海や山でのレクリエーションや農業・漁業などの職業体験、伝統行事への参加など体験型の観光機会を拡充させることで大崎上島のファンを増やし、リピート化や定住化を図っていくことが求められます。

商業については、第1次産業の活性化や観光産業の振興に欠かせない直売所や島内製品の販売を強化すると同時に、車利用が主となっている町内での買物の利便性を拡充するための送迎バスや移動販売車の展開などを行い、暮らしと交流双方の面からの育成を図っていきます。

### 《施策の方向》

- ①農林水産業（農林業、水産業）
- ②工業・新エネルギー（工業、新エネルギー）
- ③大崎上島流産業の育成（観光・交流、商業）
- ④雇用の創出・就業環境の整備

## 基本目標5 明日を担う人づくりと交流のまち

まちづくりの主役はあくまで地域の人々、組織です。町民や町の自主的な組織が活躍してこそ、今まで述べてきた各目標につながる具体的な活動の活性化を図ることができます。このために、町民のコミュニティ活動を強く促進していきます。

具体的には、少子高齢化に伴う人口減少の中でも活発なコミュニティ活動が行われるよう、公民館をはじめとした公的施設を開放し、気軽にコミュニティ活動や世代間の交流に参加できる環境を整備するとともに、活動の核となる地域リーダーのサポートを強化していきます。同様に、全国的な合同組織や大学、各種の活動機関、あるいは町外の人や組織などサポーターとの連携も、コミュニティ活動が活性化していくためには極めて重要です。

社会が複雑化する中、一人の人間として尊重されることの重要性が再認識される時代となっています。また、男女共同参画社会への意識が高まる中、意思決定機関への女性の参画を推進していくことも重要です。こうした点を考慮し、コミュニティ活動のサポートや外部とのネットワーク化においては、人権問題や男女共同参画の考え方を踏まえた啓発活動を行っていきます。

上記のコミュニティ活動は、そのまま定住者の促進にもつながるものです。就農希望者の受入れなどIターンの拡大においては、地域コミュニティの受け皿強化が欠かせません。また、外の地域との活発な交流を推し進めることは、大崎上島町への移住意向を大きく高めるものです。空き家バンク事業など定住者誘致の視点も踏まえたコミュニティ活性化も図ります。

### 《施策の方向》

- ①定住促進
- ②人を尊ぶ地域づくり
- ③コミュニティ活動
- ④人づくりと交流活動

## 基本目標6 理解と協働でつくるまち

少子高齢化を背景にした厳しい社会経済情勢の中で、地方分権の推進により、市町村の主体的な活動が今まで以上に必要となっています。これを踏まえて、財源の限界を見据えながら、適正な行政活動をしていくためには、行政のスリム化・システム化を図るとともに、町民の理解と共感、そして協働を得た活動へと大きく方針及び体制を変更していくことが必要となっています。

これを達成するため、行政組織内の縦割り構造を可能な限り改め、総合窓口的な機能の整備に向けた検討や連携サービスの提供を推進するとともに、行政機能を強化させるために適正な配置・運用を図ります。

また、広報紙やホームページなどを通じた積極的な情報公開や、各種審議会などへの公募委員の登用拡大、町内の各種関連団体・住民コミュニティとの相互交流・理解を深め、地域との協力体制を強化します。まちづくりリーダーなど人づくりにつながる取組みや、町民との意見交換や相互交流の機会の拡大も積極的に図っていきます。

### 《施策の方向》

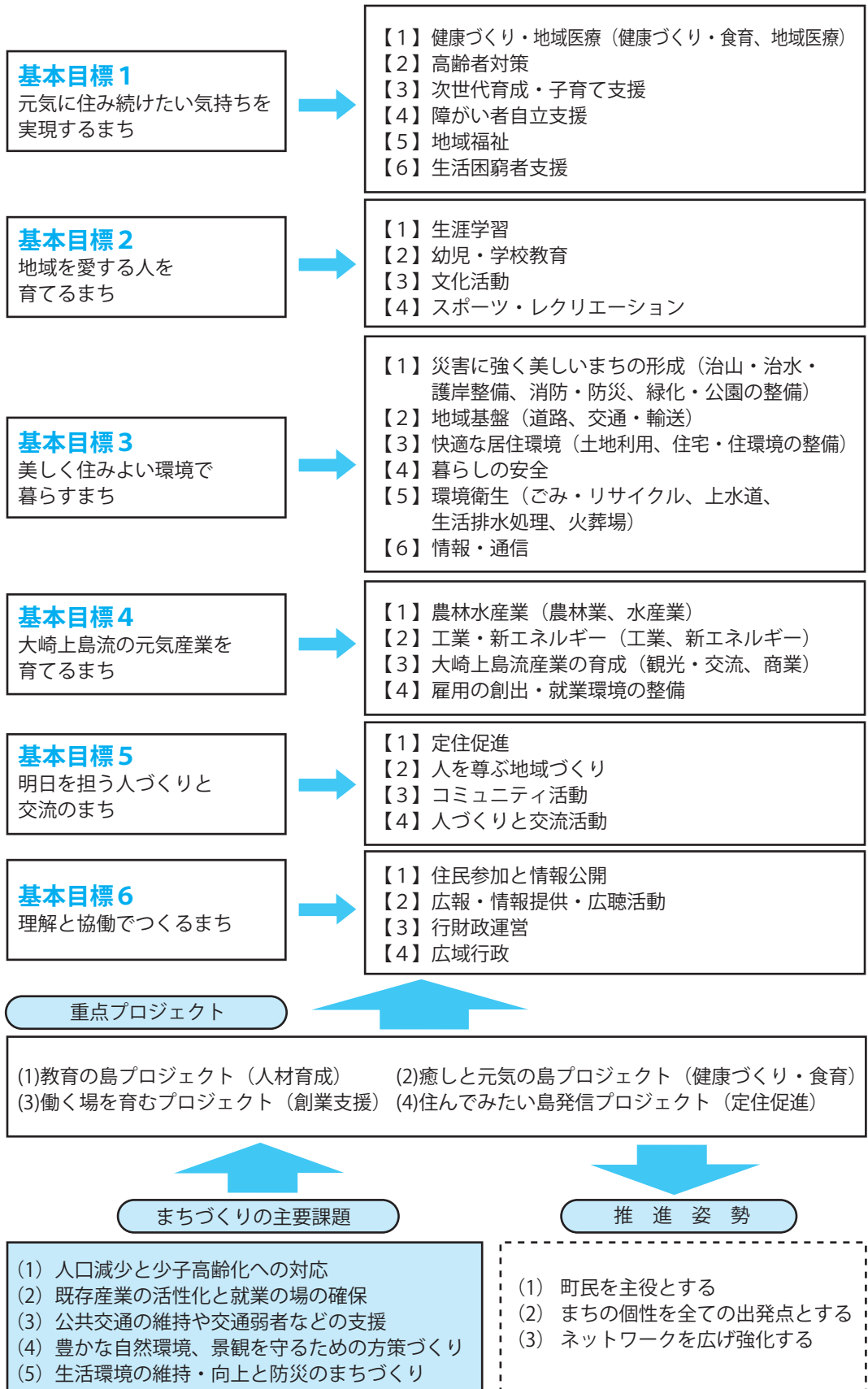
- ①住民参加と情報公開
- ②広報・情報提供・広聴活動
- ③行財政運営
- ④広域行政



# 第4章 施策の体系

## 海景色の映えるまち

## 地域資源を活かした理想郷の実現







# 第Ⅲ部 基本計画



OSAKIKAMIJIMA

# 第1章 元気に住み続けたい気持ちを実現するまち

## 【1】健康づくり・地域医療

### (1) 健康づくり・食育

#### 【現状・課題】

我が国では、医療技術の進歩と公衆衛生環境の整備により、平均寿命が延び、世界的にみても長寿の国となっています。その一方で、食生活や生活習慣の変化などに伴う生活習慣病対策や、高齢化を背景とした医療費の増大が大きな問題となっています。このような状況から、生活習慣病の1次予防対策と重症化予防を進め、健康で暮らせる期間（健康寿命）を延ばすことが重要となっています。

また近年は、ストレス社会といわれるように、心の健康の維持・増進が難しい社会状況も現れています。心身の健康を保持して、その人らしく生きていくことは、町民に共通した希望であり、子どもから高齢者に至るまでその成長過程における主体的な健康づくりの支援と、それを支える環境整備が重要となっています。

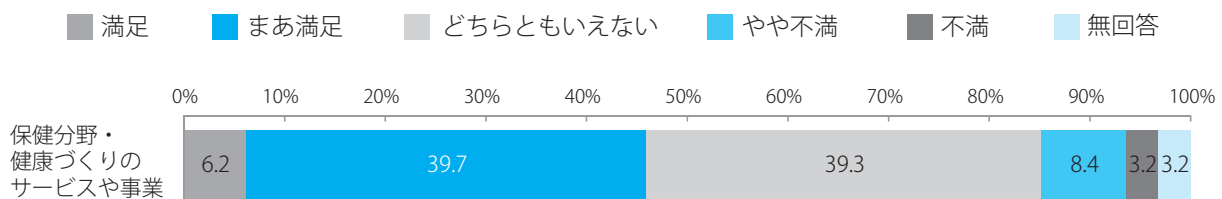
このため、国は医療制度改革を進める中で、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、メタボリック・シンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の導入、がん対策推進法の見直し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた「健康日本21（第2次）」を示し、地域の実情や健康課題を踏まえた健康づくりが行われています。

本町では、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「特定健康診査・特定保健指導計画」などに基づき、概ね計画どおり各種事業を推進してきており、地域の協力を得ながら感染症予防や、かかりつけ医の普及、食育活動に取り組んでいます。各種健診受診率も向上傾向にあり、健康づくりなどに対する町民の満足度も高くなっていますが、健康づくりの取組みは個人差がみられるとともに、重複した疾病を持つ町民も増えています。高齢化が高い水準で推移する本町において、町民の健康づくりへの支援は最重要課題となっています。

#### 【基本方針】

自らの心身の健康を維持・増進しようとする町民の健康づくりを支援するため、町民、地域、行政、

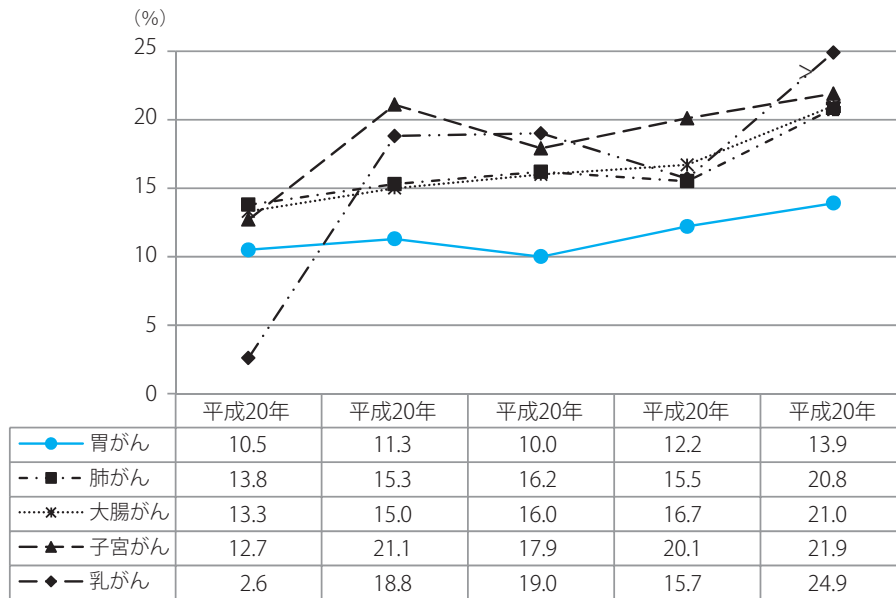
#### 《保健分野・健康づくりのサービスや事業の満足度》



町民アンケートより



## 《各種がん検診受診率》



地域保健・健康増進事業報告より

関係機関などが連携しながら各々の役割を明確にし、健康づくり・食育を推進します。町民がともに支えあい、「健康でいきいきと豊かな生活を送ることができる元気島 おおさきかみじま」をめざします。

また、町民と連携して食育を推進し、町民の活動の場を広げていきます。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) ライフステージに応じた望ましい生活習慣の確立支援

ライフステージに応じた望ましい生活習慣を確立し、生活習慣病を予防できるように、町民の健康づくりを支援します。ヘルスプロモーション（※）の考え方を導入した健康増進計画「元気島おおさき21」を平成27年度に見直し、現在の町民の健康を取り巻く課題を捉え、「健康は自分で守りつくるもの」を基本に、町民一人ひとりが生活習慣を改善し、健康増進に主体的に取り組めるよう支援します。また、ストレス対策を含め心の健康を保持するための啓発活動を推進するとともに、精神障がい者の社会復帰、地域生活支援に向けた活動を促進します。

※ヘルスプロモーション：人々が自らの意思で健康管理と増進ができるように、地域や関係機関が連携してサポートすること。

## (イ) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

生活習慣病の改善に関する知識の普及や定期的な「健診」などの受診率向上をめざすとともに、かかりつけ医の定着を図り、疾病の早期発見、早期治療の実現につなげ、病気の発症や悪化を防ぎながら、生きがいや、やりがいを持ち、いきいきとした豊かな生活を送ることができるよう支援します。

また、健診結果などを健康づくり、健康管理に活かし、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。

## (ウ) 健康を支え、守るための社会環境整備など

町民が健康づくりを継続的に行うことができる社会資源の充実と、有効に活用できる健康づくりの推進体制整備を図っていきます。また、健康づくりを目的とした地域活動に対して主体的に関わっていく町民を増やし、健康づくりの活動だけでなく地域のつながりも深めていきます。

## (エ) 地域特性を活かした食育の推進

ライフステージに応じた食生活が実践できるよう、関係機関、組織が連携して取り組むとともに、地産地消の推進、食文化継承など「食育」の視点を大切に、地域性を活かした食育推進に取り組み、まちづくりにつなげていきます。

町の特産物や地域でとれた食材を、料理教室や地域活動、また、交流活動や観光などさまざまな分野で活用する方法を検討し、まちづくり活動に活かしていきます。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
ライフステージに応じた生活習慣の確立の推進	・母子保健事業、健康増進事業、歯科保健事業、感染症対策、予防接種事業、精神保健福祉事業、自殺対策事業	保健衛生課
生活習慣病の発症予防と重症化予防	・特定健康診査、特定保健指導、がん対策事業、介護予防事業、国保保健事業	
健康を支え、守るための社会環境整備など	・地区組織活動の育成、活動支援（食生活改善推進員）、住民組織活動	
地域特性を活かした食育の推進	・食育推進事業、食育活動を担う人材確保と育成、地産地消の推進、特産物の活用	保健衛生課 産業観光課

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率を平成25年度の26.6%から60.0%に向上</li> <li>・がん検診受診率（各種がん検診の平均）を平成25年度の14.4%から18.0%に向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率を65.0%に向上</li> <li>・がん検診受診率を20.0%に向上</li> </ul>

## (2) 地域医療

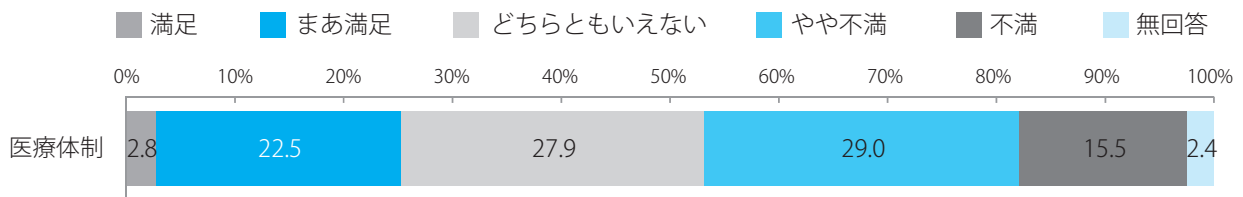
### 【現状・課題】

少子高齢化の進行と若年層を中心とした都市部への人口移動に伴い、地域医療に大きな負担が掛かる状況が全国的に広がっており、地域医療の維持対策が実施されています。

本町には医療施設が10施設（歯科診療所を含む）ありますが、総合病院がないこと、小児科などの不足診療科目があること、島という地理的条件から悪天候時の島外への患者搬送の問題もあることなどから、町民アンケート結果をみても不満を感じる人が多くなっています。このため、医療関係者などの懇談会を開催、町内医療機関の連携を図るとともに、町外の医療機関利用に関わる通院助成を行っています。加えて、平成19年には、救急艇の新船「秋桜Ⅱ」を建造して救急体制を拡充しており、その輸送数は年々増加しています。

今後は、これまでの施策に加え、医療機関（診療所5か所）の維持・増設や在宅当番医制の毎休日の実施、不足診療科目の解消を進めることにより、町民の満足度を高める地域医療の整備をめざします。また、国民健康保険制度の広域化（市町村から都道府県への移行）が国で計画されていることから、それに向けた体制づくりが求められます。

### 《医療体制の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

町内の医療施設をはじめ、広域的な医療機関との連携をさらに強化するとともに、医療と保健・福祉が連携したプライマリ・ケア（※）整備の推進と「在宅医療推進事業」の充実を図り、地域包括ケア体制の構築に向けた地域医療活動を支援します。また、町民の安心感を高められるように、町内外の医療機関への通院の利便性の向上と救急医療体制の拡充を図ります。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 疾病予防と連携のとれたプライマリ・ケアの推進と在宅医療推進

疾病の一次予防と生活の質の向上、医療と保健・福祉の連携がとれたプライマリ・ケアの推進及び在宅医療の充実をめざし、町内の医療機関・保健・福祉・介護が連携し、一体的に提供できる体制の整備を図ります。在宅当番医制については地元医師会と連携・調整し、充実を図ります。また不足診療科目解消のため、既存施設の活用や医師の確保などに段階的に取り組めます。

※プライマリ・ケア：かかりつけ医の存在など近隣にあり幅広く対応する医療の体制

## (イ) 通院の利便性の向上と通院に関する支援

町内の移動手段の拡充と道路環境の向上を図るとともに、外出支援ボランティア活動の拡充、必要に応じた通院費用の軽減など通院に関わる負担の軽減に努め、安心できる一次医療体制を確保します。

## (ウ) 救急医療体制の充実

緊急時におけるドクターヘリの円滑な受入れのため、ヘリポート周辺的环境維持に努めます。また、各医療機関、医師会及び消防機関との連携・協力体制を一層強化し、一次・二次の救急医療体制の役割を明確にすることにより、それぞれに応じた機能の充実を図ります。さらに地域住民及び各種団体に対する普通救命講習会などを実施し、バイスタンダー（現地で応急措置ができる人）を養成するなど、応急手当の知識や技術の普及・向上に努めます。

## (エ) 医療保険制度の適正運用

医療費の増大と医療保険制度の再構築に対応し、適切な制度運営に努めます。

国民健康保険の広域化（都道府県への移行）に備え適正な体制整備を図ります。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
疾病予防対策と連携のとれたプライマリ・ケアの推進と在宅医療推進	・かかりつけ医の定着と地域保健福祉活動を連動させた在宅医療推進、耳鼻咽喉科の医師派遣、眼科の設置などに向けた検討・協議	保健衛生課
通院の利便性の向上と通院に関する支援	・外出支援サービス事業、コミュニティバスの運行、身体・知的・精神障がい者の通院費助成 ・助成金支給事業、腎臓障がい者通院助成金支給事業、妊婦健康診査・交通費助成金支給事業	保健衛生課 福祉課
救急医療体制の充実	・救急艇・高規格救急車の整備、町内の救急体制と広域連携	保健衛生課
医療保険制度の適正運用	・国民健康保険運営協議会、後発医薬品使用促進事業、医療費通知、健康家庭表彰、レセプト点検調査	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・国保制度の改正（市町村国保の広域化）など、国の動向を踏まえて地域医療推進体制を整備 ・不足医療診療科目解消のための検討・協議を実施	・国の動向を踏まえ、地域医療推進体制整備を継続 ・不足診療科目解消のための検討・協議を継続

## 【2】高齢者対策

### 【現状・課題】

我が国では、世界に前例のない速さで高齢化が進行しており、高齢化率が世界最高水準となるなど、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えつつあります。加えて、団塊の世代が高齢期を迎えていることもあり、高齢化の速度はますます高まっています。このような中で、高齢になっても健康を維持し、尊厳のある生活を送るためにはどうしたらよいかということは、国全体の喫緊の課題となっています。

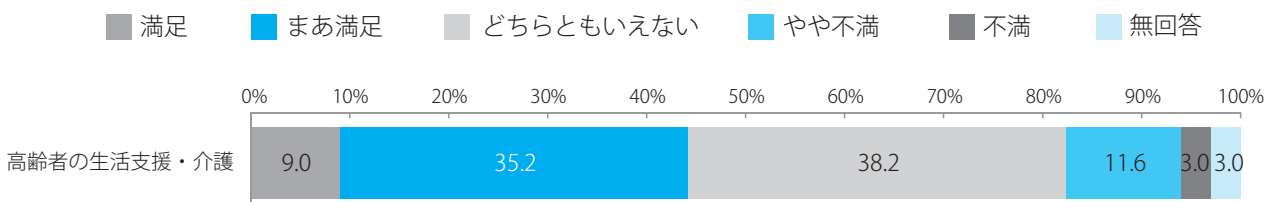
これに対して国では、平成7年以降、「高齢社会対策基本法」や「高齢社会対策大綱」の整備など種々の施策を展開し、介護保険制度の実施、介護サービスの確保や質の向上、認知症高齢者支援施策の推進を方針として示しています。

本町における少子高齢化は、全国水準を超える状況に至っており、高齢者が健康にいきいきと暮らしていくための施策は極めて重要です。介護保険事業については、概ね計画どおりに進捗しており、町民アンケート結果によれば、高齢者の生活支援・介護についての施策満足度は高い水準となっていますが、一方で、要介護認定者の出現率が高く、認知症への対応の負担も大きくなっています。介護保険事業については、第6期（平成27年度～平成29年度）で、要支援の介護が市町村事業に移行となるため、社会福祉協議会を通じて各種事業との調整を行い、見直しをしていく必要があります。

高齢者の生活の質向上と介護費用の効率運用を両立させていくためには、可能な限り在宅で生活をしていける環境を作っていく必要があります。このため本町では、小規模多機能居宅介護・24時間巡回型訪問介護サービスなどの新しい地域密着型サービスを導入するとともに、医療機関・保健・介護・福祉の連携体制の強化を図り、健康で長生きしていくための健康指導、地域医療の拡充を推進しています。

また、高齢者の生活が充実したものとなるためには、高齢者の積極的な地域社会への参加も重要となります。このための高齢者のボランティアを含めた就労・社会参加活動機会の確保などを包含する「地域包括ケア」も、地域包括支援センターやケア会議により推進しています。

《高齢者の生活支援・介護の満足度》

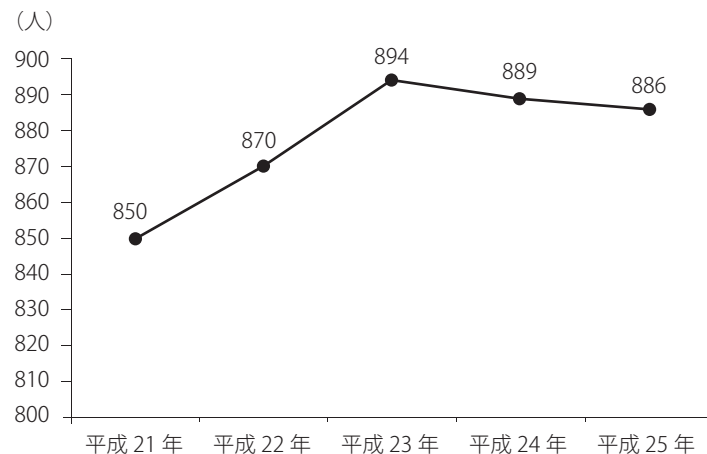


町民アンケートより



## 《要介護認定者数》

各年3月末



介護保険事業状況報告より

### 【基本方針】

高齢者が要介護状態などになっても、可能な限り、住み慣れた地域においての在宅生活の継続を基本とした基盤づくりを推進します。

医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを継続的・一体的に提供し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括システムの構築を推進します。

超高齢社会の到来を見据え、高齢者自らが高齢期のあり方に関心と理解を深めるとともに、家庭や地域社会、職場、学校などで、高齢者との関わりをこれまで以上に深めていきます。大崎上島町で暮らしてよかったと思える町の実現に向けて、全ての高齢者が安心して自立した生活ができる、福祉のまちづくりを推進します。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療支援、多職種連携、退院支援、急変時の対応、在宅看取り支援などの体制の構築を行います。

#### (イ) 生活支援サービスの体制整備

高齢者の栄養改善、一人暮らしの高齢者の見守り、介護家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るための体制整備を行います。また、一人暮らしの高齢者の増大や、それに伴う要支援者や軽度の要介護者の増加に対応していくため、各主体によるサービス提供の体制を作っていきます。

#### (ウ) 認知症施策の推進

認知症医療と介護の連携と、地域住民などの支えあいにより、認知症のある高齢者やその家族が安心して生活できる体制の構築を図ります。



## (工) 介護予防、見守り・生活支援、健康づくりの推進

高齢者の病気や要介護状態となるおそれのある方の早期発見・早期治療を進めていきます。栄養改善、一人暮らしの高齢者の見守りや介護支援に取り組みます。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療推進事業	福祉課
生活支援サービスの体制整備	・配食サービス事業 ・外出支援サービス事業 ・生活支援、介護予防サービスの基盤整備	
認知症施策の推進	・認知症初期集中支援推進事業 ・認知症地域支援推進員等設置事業 ・認知症ケア向上推進事業、認知症ケアパス	
介護予防、見守り・生活支援、健康づくりの推進	・介護予防事業 ・ふれあいサロン、配食サービス、外出支援サービス、生きがいデイサービス ・各種検診・予防接種	福祉課 保健衛生課

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自らが高齢期のあり方に関心と理解を深めるための、各関係機関との協力による啓発の推進</li> <li>・生活支援・介護予防サービスの基盤整備</li> <li>・認知症施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自らが高齢期のあり方に関心と理解を深めるための、各関係機関との協力による啓発の推進</li> <li>・生活支援・介護予防サービスの基盤整備</li> <li>・認知症施策の推進</li> <li>・地域包括ケア体制の確立</li> </ul>

### 【3】次世代育成・子育て支援

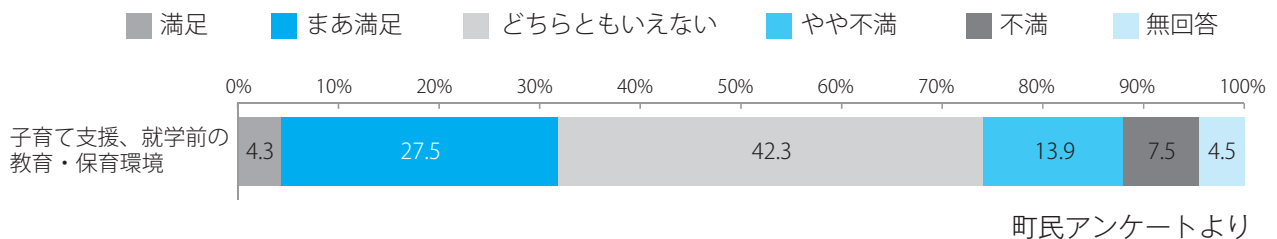
#### 【現状・課題】

我が国の少子化の流れは著しく、平成23年の期間合計特殊出生率が1.39となるなど、危機的な状況に陥っています。この背景には、経済的な問題や子育て環境の不安を抱え、なかなか結婚や出産に踏み切れないことも要因としてあるとみられます。少子化対策は我が国の最重要課題の一つとなっており、国は、子どもと子育てを応援する社会に向けた政策指針を示し取り組んでいます。平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、市町村を実施主体とする子ども・子育て支援制度が平成27年度から開始されます。

本町においても、全国や県を上回る少子化の進行に対応するため、子育て手当の支給など、よりきめ細やかな次世代育成・子育て支援に努めてきました。その中でも低年齢児の保育ニーズは高くなっています。しかし全体としては、少子化の進行によりサービス利用者は減少傾向にあります。

こうした少子化の進行に対応していくため、「次世代育成支援対策地域行動計画」の検証結果や、平成25年度の「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、教育・保育体制の見直しや少子化を捉えた対策を講じていくとともに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、子ども・子育て支援計画を策定しました。

#### 《子育て支援、就学前の教育・保育環境の満足度》



#### 【基本方針】

本町では、少子化が進む中、この町で子育てをしてよかったと親が感じ、子どもたちが愛着を感じ、誇りに思えるような町をめざしています。

そのために、保健事業と連携し、親子の心身の健康確保・増進を図るとともに、地域全体で子どもを支え、親の子育てにおける不安を取り除き、希望がかなえられる支援をはじめ、多様化するニーズに対応した施策を実情に適した手法で推進していきます。

また、ひとり親家庭や児童虐待の増加などを受けて、問題を抱えていて支援が必要な家庭に対する相談や情報提供など、一人ひとりの状況に適した対応ができるように、関係機関とのネットワーク確立をめざしています。



いのちと育ちを大切に、困っている声に応え、暮らしを支えて、子育てを応援する大崎上島町となるよう今後も取り組んでいきます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 親子の健康確保、増進

多様化するニーズに対応し、妊娠・出産期からの、子どもや母親の健康管理を実情に適した手法（妊婦検診・乳幼児健診・乳児訪問・予防接種など）で支援します。

### (イ) 幼児教育と保育サービスの充実

地域の子育て支援の拡充を行います。

### (ウ) 特に支援が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもへの支援強化及び児童虐待防止を図っていきます。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
親子の健康確保、増進	・妊産婦健診・乳幼児健診・乳児訪問・予防接種・乳幼児相談	保健衛生課
幼児教育と保育サービスの充実	・子育て支援手当の支給 ・認定こども園（幼・保連携型）の確保など教育・保育サービス推進体制の充実	福祉課 教育委員会 総務課
特に支援が必要な子どもへの支援	・母子・父子自立支援員の相談支援と関係課・関係機関による連携体制の強化及び情報共有体制の確立	福祉課

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
・町独自の子育て施策の拡充（乳幼児医療費の対象年齢の拡充など）を推進	・人口減少に対応し、子育て施策を計画的に縮充し、質の高い保育サービスを維持

## 【4】 障がい者自立支援

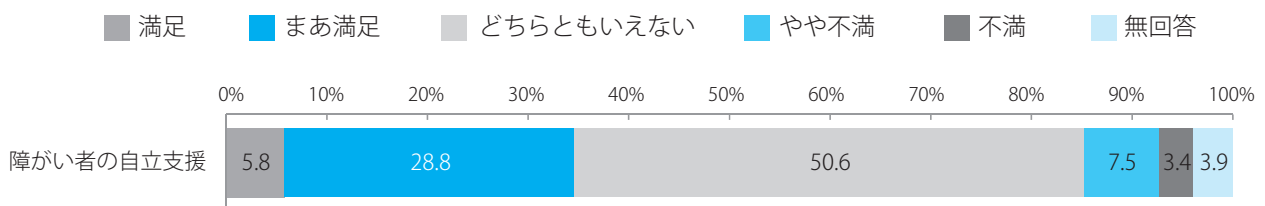
### 【現状・課題】

障がいの有無にかかわらず、人として尊厳を持って生きていける社会にすることは、我が国の基本的な課題です。これを踏まえ、国は平成25年に、「障害者自立支援法」を新たに「障害者総合支援法」に組み替え、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者への支援の強化を図っています。これにより、全ての国民が、ノーマライゼーション（※）の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることが明記されるとともに、障がい福祉サービスだけでなく、地域生活支援も含めた総合的な支援へと施策の内容も拡充されています。特に市町村については、従来の事業に加え、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発、障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援、市民後見人などの人材の育成・活用を図るための研修、意思疎通支援を行う者（手話通訳者など）の養成の支援事業が追加されるなど、より大きな役割が求められています。

本町では、障がい者への相談支援について、「ふれあい工房」に専門員を配置し、相談や訪問に対してきめ細やかに対応しています。一方、近年では、身体・療育・精神保健福祉手帳の申請はしていないが、生活のしづらさを抱えて家に閉じこもりがちな町民が増加する傾向もみられ、今後、関係機関との連携をさらに強化し、当事者の社会参加を促進していくことが課題となっています。また、障がい者を介助している家族の高齢化が進み、今後の暮らしへの不安が増大していくことを踏まえ、当事者、介助者の負担を軽減するため、さらなるサービスの確保が重要です。

啓発活動については、障がい者虐待防止について町民に啓発するとともに、虐待通報への対応を充実させるネットワークづくりが必要です。

### 《障がい者の自立支援の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

住み慣れた地域で、障がい者が自分らしい自立した生活を営めるように、ノーマライゼーションを町全体に広め、保健・福祉・教育・まちづくり・支えあい活動など、生活を支える体系的な支援体制を拡充します。また、日常の生活、雇用の場など社会参加を促進するため、活動の場の確保と授産施設の整備を推進します。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者を含む全ての人が、家庭・地域社会とともに生活できる社会が通常の社会であるという考え方。

**【施策の方向・主な取組み】****(ア) 自分らしく暮らせる福祉サービスの充実**

障がいの早期発見と対応、将来を見越した学齢期の教育、多様な障がいに対応できる福祉サービスの充実を図り、保健・福祉・教育など関係機関の連携の下、生涯にわたって地域で自分らしく暮らせるまちづくりをめざします。

**(イ) 生きがいを感じる地域社会への参加促進**

就労の促進やボランティアなどの人材育成を図り、仕事をはじめ地域行事や文化活動など、生活のさまざまな場面で障がいのある人もない人も、ともにいきいきと「社会参加」できる地域社会の実現をめざします。

**(ウ) 安心して暮らせるまちづくり**

町民への啓発や交流の場づくりを通じて障がいへの理解促進を図り、障がい者の地域活動参加を促します。公共施設のバリアフリー化や町内外への移動支援を継続するとともに、防災体制を充実させるなど安心して暮らせるまちづくりをめざします。

**《主な取組み・施策》**

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
自分らしく暮らせる福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の充実</li> <li>障がい児支援の充実（放課後などの児童サービスの実施）</li> <li>福祉サービスの多様化と機能強化</li> <li>福祉サービスなどの情報提供</li> </ul>	福祉課
生きがいを感じる地域社会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援体制の充実（就労支援センターやハローワークなどの関係機関との連携）</li> <li>文化活動などの推進（地域活動支援センターの設置）</li> <li>スポーツ大会への助成や当事者団体支援</li> </ul>	
安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報啓発活動</li> <li>公共施設のバリアフリー化</li> </ul>	

**《具体的な目標》**

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後などの児童サービスの実施</li> <li>就労の場の確保と促進（就労機会提供、就労までの道筋を周知、利用者・家族・ハローワークや事業所など関係機関との連携による就労サポート）</li> <li>NPOや地元の学校などと協力したボランティアの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後などの児童サービスの実施</li> <li>就労の場の確保と促進（就労機会提供、就労までの道筋を周知、利用者・家族・ハローワークや事業所など関係機関との連携による就労サポート）</li> <li>NPOや地元の学校などと協力したボランティアの育成</li> <li>グループホームなどの障がい者の生活を支える居住環境の提供</li> <li>障がい者の町外での活動や生活も可能にする選択肢の拡充</li> </ul>

## 【5】地域福祉

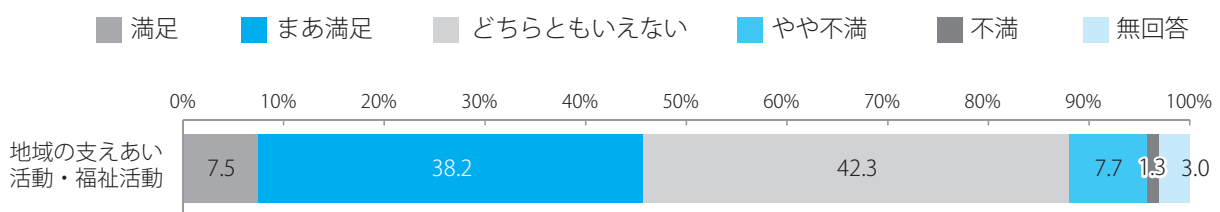
### 【現状・課題】

少子高齢化・単身世帯の増加など、地域社会の変容により、地域で暮らしていく上での新たな種類の社会的不安や心の問題などが生まれつつあり、それに伴って自殺や家庭内暴力、虐待などの問題が起っています。一方で、こうした問題に取り組むためのボランティアやNPOなどの活動が各地域で活発化しつつあります。こうした中、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として、日常生活をいきいきと営んでいくためには、各市町村が利用者本位の福祉サービスの供給を行っていくとともに、地域住民やボランティア団体の主体的な参画を図っていくことが重要です。国はこうした考えの下、社会福祉法を平成12年に改正し、市町村による地域福祉計画の立案と実施を求めています。

本町でも、社会福祉協議会などの団体と連携し、地域に根ざした地域福祉を実践しており、アンケート結果によれば、地域の支えあい活動・福祉活動の現状についての満足度は高いものとなっています。また、高齢者とボランティアが企画・運営するサロン活動や子育てサロン・障がい者サロンも実施しています。

今後は、上記施策の継続とともに、ホームヘルプサービスや「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」などの法に基づく福祉サービスにおける、ボランティア、行政機関、社会福祉関係者との連携が求められます。また、社会的援護を必要とする人たちへの支援、ひきこもりや虐待などの新たな社会的課題への対応とともに、高齢化に伴う移動車両などによる買物支援や災害時の支援についても、体制の整備が望まれます。

### 《地域の支え合い活動の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

地域福祉活動の重要性を考慮し、子どもから高齢者まで、町民のだれもが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを確立します。また、さまざまな生活課題について、自助・共助・公助の連携によって解決していけるよう取り組みます。そのためには、お互いが協力して、不足を補いながら協働できる地域社会の実現をめざし、活動を担う人づくりなどの支援を中心に進めていきます。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 関係機関との連携強化

社会福祉協議会などの各種関係機関、町民などとの連携により、地域福祉活動の一層の拡大と強化を図るために、地域福祉計画を見直します。

### (イ) 災害対策

災害時における高齢者など要支援者のサポート体制整備を行っていきます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいサロン事業・よってみんなさい屋事業・生きがいデイサービス事業</li> <li>ボランティア活動などの福祉活動人材の支援及び確保</li> </ul>	福祉課
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における支援体制の整備</li> </ul>	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいサロン・よってみんなさい屋事業・生きがいデイサービスを関係機関と協力して推進</li> <li>広島商船高等専門学校と協力した介護予防事業・地域支援事業</li> <li>NPOや地元の学校などと協力したボランティアの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいサロン・よってみんなさい屋事業・生きがいデイサービスを関係機関と協力して推進</li> <li>広島商船高等専門学校と協力した介護予防事業・地域支援事業</li> <li>NPOや地元の学校などと協力したボランティアの育成</li> <li>全ての地区において、ふれあいサロンやよってみんなさい屋事業を展開し、町民同士での見守り体制を確立</li> </ul>



## 【6】生活困窮者支援

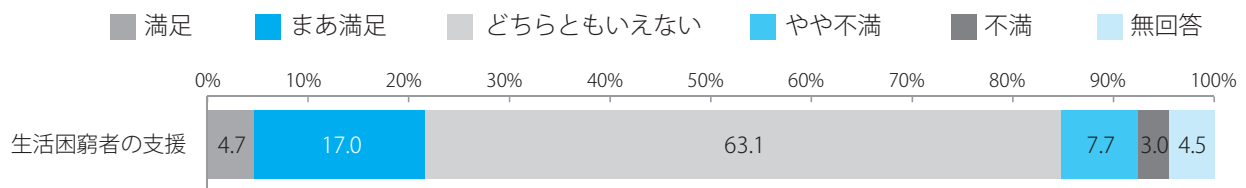
### 【現状・課題】

近年の低成長経済の定着などによる格差の拡大、さらには高齢化の進展から、生活保護世帯数はバブル景気崩壊以降一貫して増え続けており、平成25年の平均では159.2万世帯にまで達しています。生活保護制度は、生活困窮者が利用し得るほかの制度などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない場合に、その困窮の程度に応じて保護を行うもので、その人の自立支援を目的とする、人々の安心を支える重要な制度です。しかし、超高齢化社会の到来で、今後保護率の上昇も見込まれ、財政負担も非常に重くなってきていることから、国は、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法で自立相談支援の強化を図っているところです。

本町でも、毎年度、保護実施計画を策定し、その計画に沿って自立相談支援などを実施しています。近年では、生活保護相談件数は微増していますが、生活保護員数は減少傾向にあり、それに伴い保護率も減少しています。

生活困窮者らの相談には、適切な説明、助言が特に重要であることから、生活困窮者自立支援法に則り、生活困窮者を相談窓口適切につなげ、生活保護により自立を促していくことが今後の重点課題となります。

### 《生活困窮者の支援の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた適切な相談支援と、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ります。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階から早期に支援し、一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援計画を策定し支援します。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
生活困窮者の自立支援	・生活困窮者からの相談に対し、抱える課題の評価・分析をしてニーズを把握し、自立支援計画を策定して支援を行う（自立相談支援事業）	福祉課

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく国の制度を活用しての生活困窮者の支援</li> <li>・生活保護者数を1割減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく国の制度を活用しての生活困窮者の支援</li> <li>・生活保護者数を2割減</li> </ul>

## 第2章 地域を愛する人を育てるまち

### 【1】生涯学習

#### 【現状・課題】

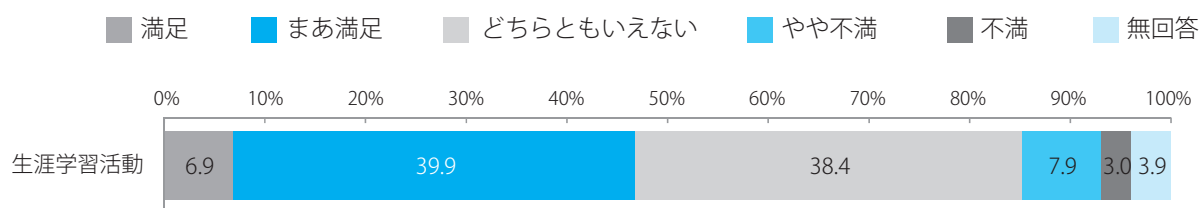
近年、幅広い年代の人々に学びへの意欲が高まりつつあります。こうした意欲の増加に対し、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の早期の確立が求められています。国は、平成25年に閣議決定された第2期教育振興基本計画において、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を目的に基本的方向性を示し、各種の施策を実施しているところです。

本町でも、町民が生涯にわたり学び続け、その学んだ知識や技能を生かせる場の創出が必要という認識に立ち、これまで社会教育の各領域において事業を展開してきました。こうした活動の中で学習ニーズが高まることにより、自らの学習活動の中から各種教室の自主運営、サークルを通じた仲間づくりが促進されるなど、すでに一定の成果がみられます。

しかし、第2期教育振興基本計画に示す基本的方向性の一つである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」については、これから取り組むべき課題です。

今後は、既存事業の継続発展を図るとともに、幅広い層への学びあい、支えあう機会と場の提供に取り組む必要があります。すでに学校教育で実施している「大崎上島学」を生涯学習の場でも取り入れ、地域を学ぶことによって、町民の地域への関心を高め、まちづくり活動の担い手を輩出する必要があります。

#### 《生涯学習活動の満足度》



町民アンケートより

#### 【基本方針】

生涯学習の目的を、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することと捉え、生涯にわたる自己啓発と社会参加を促進することにより、いきいきとした暮らしの実現を図ります。町民の自主的な学習活動を支援し、それらの活動をつなぐことによって、「学びあい、支えあう」社会づくりを推進します。

**【施策の方向・主な取組み】****(ア) 生涯学習推進体制の整備**

自主活動の場として公民館などの施設の活用を促進します。また、地域の自然・歴史・文化などについて学び（大崎上島学）の機会を提供することにより、町への愛着やまちづくりの担い手としての意識醸成を図ります。

**(イ) 学習活動活発化のための取組み**

学びたい人が学べる環境を整えます。町民が学習機会の情報を的確に得られるよう、情報収集・周知の仕組みを作ります。

**(ウ) 子どもの育成と家庭教育の推進**

子どもが健やかに育つ環境づくりと、地域の人々とのつながりの中で多様な体験をしながら育まれるよう、関係機関・団体などと連携し育成活動を推進します。

**《主な取組み・施策》**

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業文化祭への参加促進、公民館教室・文化団体などの単独・共同発表会開催支援</li> <li>「大崎上島学」の推進</li> </ul>	教育委員会 社会教育課
学習活動活発化のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館教室のきめ細かい広報・周知</li> <li>町民の必要に応じた新たな教室の開設</li> <li>まちづくり・ひとづくりの拠点として、大崎上島文化センターの利用拡大</li> <li>情報プラザ・エルに地域づくりコーナーを設置、関係図書・情報誌の充実</li> <li>大崎上島暮らしを楽しむ情報の収集と発信</li> </ul>	
子どもの育成と家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室の充実</li> <li>子育てや家庭教育をテーマとした学習会の開催（親の力を学びあう学習プログラムの活用）</li> <li>絵本・児童書の活用（各団体への貸出）</li> <li>読み語り活動の推進</li> </ul>	

**《具体的な目標》**

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島文化センターを拠点とした、学びの機会・出会いの場づくり</li> <li>関連部門と連携した生涯学習計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習計画に基づく事業の実施</li> </ul>

## 【2】 幼児・学校教育

### 【現状・課題】

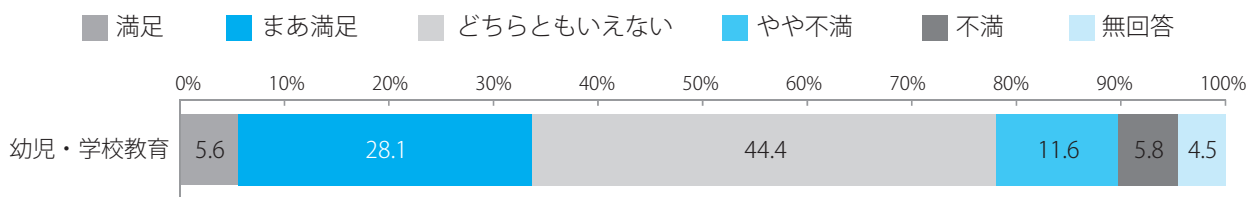
幼稚園から小・中・高等学校に至る学校教育は、子どもたちの成長と発達における基盤となるものであり、極めて重要な役割を果たしています。一方、国際化・情報化に対応した教育ニーズの高まり、いじめや不登校の問題など、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼす課題も数多くあります。こうした中、国では、第2期教育振興基本計画において、幼稚園から高校までの課程で「生きる力の確実な育成」を基本目標に掲げ、世界トップレベルの学力養成を図るとともに、いじめ・不登校・高校中退者の状況改善や昭和60年頃の水準を上回る体力養成などを図っています。

本町では、子どもの数が減少していることから、平成20年、21年に小中学校の統合を実施しましたが、就学前保育・教育の場の適正化が課題となっています。そうした中、児童・生徒の基礎学力の向上を図るとともに、本町の自然・歴史・文化の探求を通じた子どもたちの人間力育成に力を入れています。今後は、「大崎上島学」を軸に、幼・小・中、そして高校と、発達段階に応じた系統的な教育を行っていくことが課題です。また、それを実現するには保護者の理解、地域の各種団体の協力なども不可欠であることから、町全体で子どもたちの学びを支えていく機運を高めることが重要です。

学校運営においては、平成25年度に「心の教育相談員」を配置するとともに、各学校で評議員制度による学校評価の導入、地域に根ざした学校づくりの推進、学校だよりや学校ホームページを活用した情報発信、ゲストティーチャーなどの地域の人材活用など、学校のオープン化を推進し、地域と共存した生きる力の育成力の向上を図っています。施設面では、平成22年度までに小学校の耐震補強及び空調設備の整備を行い、耐震化率は100%となっています。

こうした各種の施策は、「大崎上島町教育推進プラン」に定めた本町ならではの教育理念に基づく包括的な教育への取組みとして推進します。

### 《幼児・学校教育の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

「大崎上島町教育推進プラン」による教育を推進し、本町で学び、育っていく子どもたちが、ふるさとを愛し、誇りを持って次代の担い手としてたくましく成長できるように、学校と家庭、地域が連携しながら、子どもの育つ教育環境の充実を図ります。



## 【施策の方向・主な取組み】

### （ア）就学前教育の充実

就学前児童の減少が進む中、生涯にわたる人間形成の基礎の育成のために教育内容の充実を図るとともに、集団教育の視点から、就学前教育のあり方についての検討を継続するなど、就学前教育の場の環境整備や適正配置に努めていきます。また、幼稚園と小学校との連携を図り、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

### （イ）豊かな心の育成

「人権教育推進プラン」に基づき、規範意識の育成と自他を大切にすることを育む教育を推進します。子どもたちの人間力を育成するため、大崎上島の自然・歴史・文化を探究する「大崎上島学」を基軸に、中・長期的な視点を持って特色ある教育を推進します。

### （ウ）健やかな心身の育成

体力向上のため、教職員研修の実施と体づくり運動の工夫と強化を図るとともに、規則正しい生活習慣の定着や心身の健康の保持をめざし、食育を学校と家庭の連携の下に推進します。また、部活動などを通して、児童・生徒に目標を持たせた意欲的な取組みの実施を図ります。防犯・防災への取組みとしては、地域や関係機関と連携した防犯・防災教室などを通じて、危険回避能力の向上を図ります。

### （エ）確かな学力の定着・向上

児童生徒の基礎学力の定着・向上を図るため、全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査結果を活かした授業改善を行うとともに、児童生徒の個々の状況に応じた指導を推進します。特別な支援が必要な児童生徒については、状況に応じた指導ができる環境整備に努めます。また、児童生徒の情報活用能力の育成や各授業での効果的なICT（※）機器の活用を推進し、学力の定着と向上を図ります。

### （オ）信頼される学校づくり

校長を中心とした学校経営体制を確立し、各種研修を通して教職員の確かな授業力、指導力の向上を図り、地域から信頼される学校づくりに努めます。また、各学校で学校評議員などの設置やゲストティーチャーなど地域の人材を活用し、地域と協働した学校づくりの推進を図ります。また、「学校へ行こう週間」の実施や学校ホームページを通しての情報発信を行い、開かれた学校づくりを推進します。

### （カ）教育環境の充実（ソフト・ハード両面の教育環境）

各学校間の課題の共有化と系統的な取組みを推進するために、幼・小・中連携教育の推進を図ります。また、児童・生徒の教育環境の適正化と安全・安心を確保するための学校施設の維持・修繕及び改善にも努めます。さらに、スクールカウンセラー及び教育相談員を配置し、教育相談体制の充実を図ります。

※ICT：Information Communication Technologyの略。情報通信技術。

## (キ) 大崎海星高等学校・広島商船高等専門学校との連携支援

大崎海星高等学校・広島商船高等専門学校の魅力を深める各施策、また両校と幼・小・中の学校教育や各産業とを連携させた取組みを支援します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎上島町幼小中連携プロジェクトの推進</li> <li>・教育の場の環境整備と適正配置</li> </ul>	教育委員会 総務課
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・「大崎上島学」の推進（発達段階に応じた教育プログラムづくり）</li> <li>・山・海・島体験活動</li> </ul>	
健やかな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力づくりの推進</li> <li>・健康教育の推進</li> <li>・食育の推進</li> <li>・防犯・防災教育の推進</li> </ul>	
確かな学力の定着・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究推進体制の確立</li> <li>・特別支援教育の充実</li> <li>・ICT機器整備事業</li> </ul>	
信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大崎上島学」の推進（保護者、地域の理解・協力を得る）</li> <li>・学校教育活動の公開</li> </ul>	
教育環境の充実（ソフト・ハード両面の教育環境）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼・小・中連携教育の推進</li> <li>・学校施設の維持・修繕</li> <li>・スクールカウンセラーなど教育相談体制の充実</li> </ul>	
大崎海星高等学校・広島商船高等専門学校との連携支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎海星高等学校・広島商船高等専門学校と幼・小・中、各産業との連携支援</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内学校の授業へのICT機器の整備</li> <li>・発達段階に応じた幼・小・中・高の特色ある系統的な教育プログラム（大崎上島学）検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の島」にふさわしい町民の理解・協力による学習環境の実現</li> </ul>

### 【3】文化活動

#### 【現状・課題】

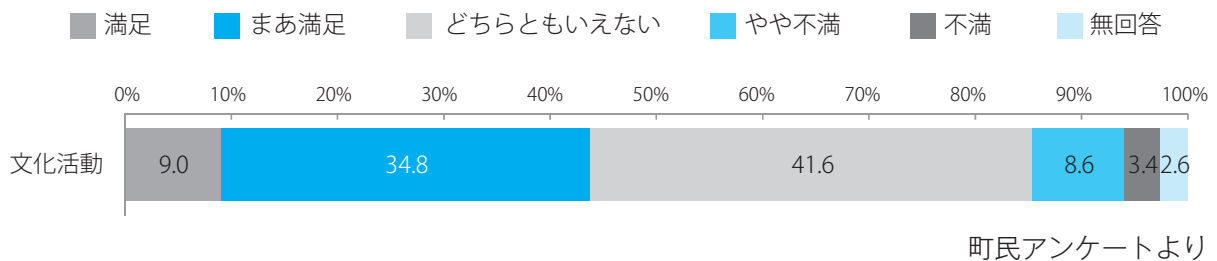
文化活動は、豊かな人間性を育てるとともに、他者と共感しあう心を通じて、ともに生きる社会の基盤を形成するためにはなくてはならないものです。また、文化は、創造的な経済活動を支える産業としても注目されています。

本町でも町内の文化施設を活用し、町民主体の文化・芸術活動の場が広がるように活動を支援していますが、若い世代の参加活動を増やすことが課題となっています。このため、文化協会をはじめとした各団体と連携し、各団体の発表の機会や活動PRの場を作ることが求められます。大崎上島文化センターでは良質な文化・芸術の鑑賞機会の提供を行っています。また、併設の情報プラザ・エルは、町の図書室として広く町民に利用されています。

文化財の保護と指定の見直しについては、文化財保護委員会の下で協議しており、海と島の歴史資料館、木江ふれあい郷土資料館、大崎郷土資料館の活用とあわせ、有形・無形の文化財、資料などの保存・活用について総合的な計画立案を行っています。

今後は、さらなる少子高齢化の進行に伴う人口減により、文化の担い手の減少も危惧される中、町民の主体的な活動を後押しするとともに、太鼓・權伝馬などの大崎上島にある文化資源を活かす必要があり、町外との交流による新たな文化の創出や人材の受入れ、各種団体・機関との連携などが課題となっています。

#### 《文化活動の満足度》



#### 【基本方針】

文化・芸術は、こころの豊かさを養い、日常生活の質を向上させることにも通じると考え、町民の主体的な文化・芸術活動を支援します。さらに、大崎上島文化センターを拠点として、文化・芸術への関心を高める催しを行います。また、郷土の歴史や文化を学ぶことが未来へ向けてまちづくりの糧となると認識し、歴史的資産の保存と伝承に努めるとともに、生活文化の掘起しに取り組めます。

さらに、文化活動に関わる人々の交流や協働を促すための支援も推進します。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 文化・芸術活動の振興

文化・芸術活動においては、町民の自主的な活動を支援します。関係機関・団体などと連携し、活動が活発に展開されるよう、情報提供や発表の場づくりなどに努めます。また、文化芸術への関心を高める催しを行います。

### (イ) 歴史的・文化的風土づくりの推進

町の文化財や地域の伝統行事・風習などの保護のため、調査・収集・研究を進めます。また、貴重な文化財など地域文化の保存と継承に努めます。誰もが郷土の歴史・文化財に親しめる環境を整えます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"><li>文化協会の活動支援</li><li>文化協会やほかの団体などとの連携による優れた芸術や文化講演会の機会創出</li></ul>	教育委員会 社会教育課
歴史的・文化的風土づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>資料館（海と島の歴史資料館、ふれあい郷土資料館、大崎郷土資料館）の運営・活用</li><li>文化財・芸能保存団体の支援</li><li>既存文化財の整理とデジタル化及び保存と活用に向けての計画づくり</li><li>おまつり図鑑（仮称）の作成</li><li>生活文化の掘りおこし</li></ul>	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"><li>文化財・資料のデジタル化</li><li>文化財・資料の保存・活用計画策定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>文化財・資料の保存・活用事業の実施</li></ul>

## 【4】スポーツ・レクリエーション

### 【現状・課題】

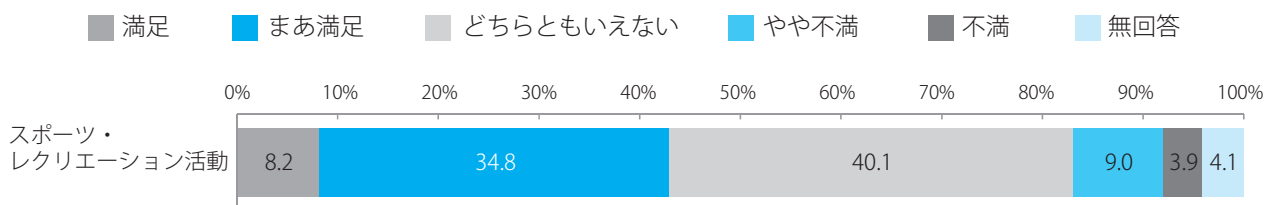
人々が長い人生を健康に過ごし、また、他者や地域との絆を作っていくために、各種のスポーツやレクリエーション活動への参加は極めて大きな意義を持ちます。かつてない少子高齢化が進み、また、社会の変容が進行している今、スポーツやレクリエーション活動の重要性も一層大きくなってきています。

国が平成23年に制定した「スポーツ基本法」に基づくスポーツ基本計画では、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実、若者のスポーツ参加機会の拡充や、高齢者の体力づくり支援など、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、町民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備など、地域に関わる重点目標を掲げています。

本町でも、町民がそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図ることを目標にあげています。町民アンケートによると、町民の週1回以上、1日30分以上の運動実施率は5割弱、スポーツ・レクリエーション活動の満足度は4割強となっており、気軽に参加できるスポーツ活動への参加機会を増やすことが課題となっています。

この課題の解決に向け、スポーツ推進委員による、子どもから高齢者まで参加できるニュースポーツの普及を図るため、小学校区ごとにグラウンドゴルフなどの多世代型のスポーツ教室を実施していきます。総合型スポーツクラブ「わいわいスポーツクラブ」とも連携を図り、子ども対象のスポーツ教室の開催や体育協会・スポーツ団体との連携による競技スポーツの振興を行うなど、全町民が一つ以上のスポーツに親しむ状況の実現を積極的に図ります。

### 《スポーツ・レクリエーション活動の満足度》



町民アンケートより

### 【基本方針】

子どもから高齢者まで、いつでも、だれでも、どこでも気軽に運動できる環境づくりに取り組みます。このため、関係機関と連携を図りながら、活動の場の拡充、指導者の育成を図り、町民のスポーツ活動を支援します。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) スポーツ・レクリエーション活動の場の充実

現在は、各学校施設及び社会体育施設が利用されていますが、老朽化などで耐震補強が必要な施設もあるため、建替えや改修・改善などにより既存施設の有効活用を図ります。また、夜間の施設利用ニーズの高さに応じて、夜間利用への対応も検討します。

### (イ) スポーツ推進体制の充実

わいわいスポーツクラブを中心に、スポーツ推進委員会、各スポーツ少年団及び体育協会と連携して、指導者の育成と活動の活性化を図るため、講習会や研修会への参加促進と自主的なグループ・団体などの活動支援に努めます。

### (ウ) 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで全ての町民に生涯スポーツを推進し、健康促進を図ります。また、地域を中心とした組織づくり、指導者の育成、施設の管理などの体制づくりを行い、町民一人ひとりがスポーツに親しむことができる環境を整えます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
スポーツ・レクリエーション活動の場の充実	・木江屋内運動場新築工事	教育委員会 社会教育課
スポーツ推進体制の充実	・体育協会などの活動支援、スポーツ推進委員によるニュースポーツの紹介・普及	
生涯スポーツの振興	・体力測定の実施。総合型スポーツクラブの振興支援	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・保健・福祉との連携施策実施 ・既存施設・イベントの現況調査の上、施設の活用・利用活性化について検討	・施設・イベントなどの数量、規模の見直し及び質的な充実

## 第3章 美しく住みよい環境で暮らすまち

### 【1】災害に強く美しいまちの形成

#### （1）治山・治水・護岸整備

##### 【現状・課題】

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、限られた資源を有効に活用しながら環境保全を図ることが、ますます重要となっています。多様な生物が生息する森林や水辺の環境保全は持続可能な社会の実現に欠かせないものとなっています。

一方で、東日本大震災で強く印象づけられた地震・津波対策や、地球温暖化の影響とされる日本各地で多発する水害への備えなど、自然災害の脅威に対する備えを十分に行い、町民の安心を支えていくことは極めて重要です。

本町では、地域住民への理解・協力を求めながら、急傾斜地や水辺空間の環境保全を図り、急傾斜地崩壊対策事業と治山事業に取り組んでいます。このうち急傾斜地崩壊対策事業は県事業として3地区で実施しており、町事業としては、町民の要望がある箇所について調査を行い、対策を実施することとしています。法面改良と、落石防止柵などの設置の検討なども必要となっています。

住宅地や農地など町民の生活を守るために、河川氾濫、浸水などの対策も重要です。2級河川及び砂防河川は整備工事を実施しており、普通河川についても順次整備を進めています。これからは、河川の点検や清掃など、地域住民が主体になった維持管理が求められます。

海岸線では、高潮対策事業を過去に被害があった箇所を中心に、大西地区・鮎崎地区・木江地区で実施していくなど、大規模災害の予防や気候変動への対応に努め、積極的に治山・治水・護岸整備を行っていく必要があります。

##### 【基本方針】

山林・河川及び海岸線などの環境を保全し、災害を予防するための整備・管理を推進します。またその際、町民の経験を活かし、町民と協働で行うことで、地域の豊かな自然を実感してもらい、環境保全の取組みに関心を持ってもらうことをめざします。

##### 【施策の方向・主な取組み】

#### （ア）急傾斜地の崩落対策

本町の地理的状況を踏まえ、自然災害による被害を予防するため、町内の実情にあわせた急傾斜地崩壊対策を推進します。

#### （イ）海岸線の整備

高潮・異常潮位などによる被害を防止するため、海岸線の整備を推進します。

## (ウ) 町民とともに取り組む河川の整備促進

河川氾濫、浸水などの被害対策を進めていますが、河川の点検や清掃など普通河川の維持管理については、地域密着型、住民参加型での取り組みをめざします。

## (エ) 土砂災害危険地域の把握

「土砂災害防止法」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
急傾斜地の崩落対策	・急傾斜地崩壊対策事業（尼池地区・竹の奥地区・長江地区）	建設課
海岸線の整備	・高潮対策事業（盛谷・木江・塔之越）	
町民とともに取り組む河川の整備促進	・河川維持管理事業	
土砂災害危険地域の把握	・基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定の上、防災マップ・マニュアルなどを作成し避難経路などの説明会を実施	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業：尼池地区・竹の奥地区・長江地区の完成</li> <li>・高潮対策事業（盛谷地区・塔之越地区の完成）</li> <li>・河川点検の実施、危険箇所の把握</li> <li>・土砂災害危険地域指定及び説明会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策事業の継続実施（新たな危険箇所の対策）</li> <li>・高潮対策事業（木江地区の完成）</li> <li>・河川点検結果に基づき対策が必要な危険箇所の工事の完了</li> </ul>

## (2) 消防・防災

### 【現状・課題】

我が国では、毎年4万件を超える火災が発生しています。また、火災による死者は高齢者になるほど多くなることから、高齢化社会の進展による被害の増大も懸念されます。

また、本町は南海トラフ地震防災対策推進指定町となっており、一段と防災活動の強化が求められています。地震・津波対策に加え、総合的な防災体制の確立と事前の備えの充実により、確実な減災を進めていくことが必要です。

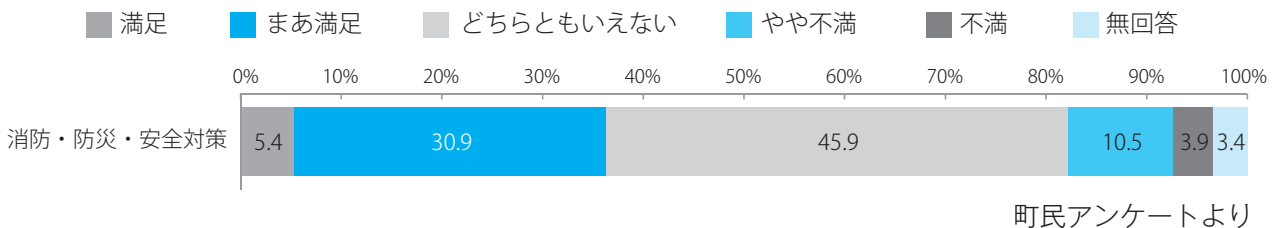
本町の消防については、東広島市消防局に消防事務を委託し、また防火水槽や消防署の整備を進めたことにより、現時点では必要な消防力が確保されています。

一方、防災については、町民に対してハザードマップを配布、津波到達高の看板を各区に設置するなどして防災意識の高揚を図るとともに、全町民を対象に、南海トラフ地震を想定した避難訓練を実施するなど具体的な取組みを進めているところです。また、町民の防火・防災訓練への参加意向は7割を超えており、防災意識は高いものとなっています。

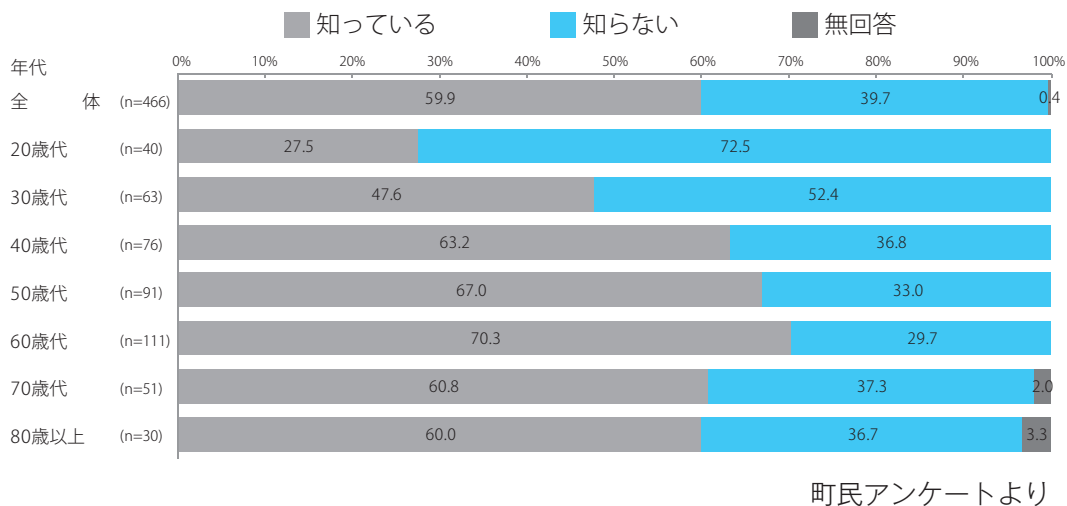
また、防災行政無線については、全町で整備が完了しており、今後も適切な維持運用を行います。

今後の課題としては、高齢化が進む本町において、防災のための人員や物資を確保し、効果的な消防力の整備をいかに進めていくかという点と、災害時緊急物資の備蓄、避難路の確保、震災時行動指針など、町全体の防災の水準及び意識の底上げが必要となっています。

### 《消防・防災・安全対策の満足度》



### 《災害時の避難路・避難場所の認知率》



## 【基本方針】

防災のための装備や施設を良好な状態で確保するとともに、町民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立ち、自主的に防災活動を行う自主防災組織の組織化を進め、自らの暮らしを守り、自らの地域を守る意識の啓発と活動を推進します。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 消防力の確保・消防水利の整備

自主防災組織の結成を重点的に進めて組織率100%の達成をめざすとともに、老朽化した消防積載車の定期更新を行います。

### (イ) 地域防災計画による予防・応急対策の確保

町と関係機関が各種災害対策を迅速・的確に実施するため、地域防災計画をより一層充実させ、町民それぞれが積極的に取り組むことができる体制づくりを強化します。

また、避難勧告などの情報伝達を複数の方法で発信するなど、町民に確実に伝達できる仕組みを構築します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
消防力の確保・消防水利の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織の組織率向上</li><li>・防火水槽の整備</li><li>・消防積載車の更新</li><li>・津波に対応できる災害対策本部の整備</li><li>・消防屯所の改築・改装</li></ul>	総務課
地域防災計画による予防・応急対策の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域防災計画・災害マニュアルの整備</li><li>・全国社会福祉協議会による被災者生活サポートボランティア組織の立上げと推進</li><li>・避難勧告など、災害時における緊急情報速報メール配信体制の整備</li></ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織率50%達成</li><li>・消防積載車10台の整備（毎年2台程度）</li><li>・災害時緊急物資を全地区に順次配備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織率100%達成</li><li>・消防積載車10台の整備</li></ul>

### (3) 緑化・公園の整備

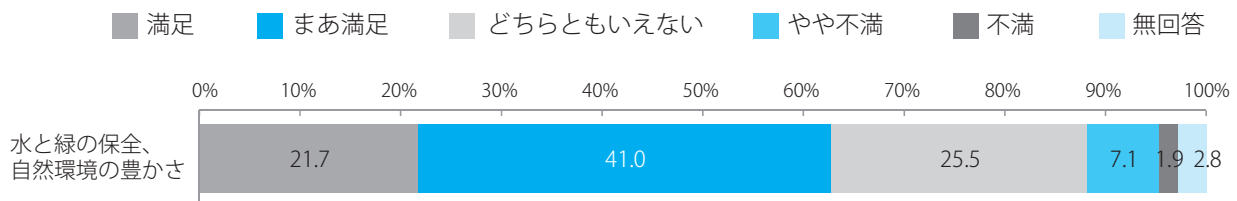
#### 【現状・課題】

森林は、林産物の供給・水源の涵養・山地災害の防止などの多面的機能を発揮し、国民生活に恩恵をもたらす存在です。景観としても、地域の大きな観光資源ともなり得るものです。また、居住地における公園などの緑地の確保・整備は、町にゆとりとうるおいをもたらすとともに、近年厳しさが増してきている地球環境問題への対応（地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保など）としても重要であり、豊かな地域づくりの基本ともなります。

本町でも、森林整備については、概ね計画通りに推進しており、町民の水と緑の保全・自然環境の豊かさに対する満足度は6割を超えるまでになっています。一方、神峰山へのアクセス道路である林道については、十分な管理ができていない状況もみられます。今後は、修学旅行などによる利用者数増加が見込まれることから、アクセス道路については重点的に整備していく必要があります。

平成19年より始まっている「ひろしまの森づくり事業」との連携では、平成26～27年度に古江地区で森林作業道の新設など森林整備事業の実施、平成27年度に森林保全活動に必要な機械を町が購入し、町民に貸し出す予定となっています。また、植樹活動及び苗木配布を行う「みどり推進事業」も実施しており、今後も、多くの町民の参加を募りながら、町民主体の緑化活動を支援していくことが必要です。

#### 《水と緑の保全・自然環境の豊かさ満足度》



町民アンケートより

#### 【基本方針】

町民や観光客に愛される美しい自然環境を保護し、まちづくりに活かします。町民と連携して自然公園の緑の保全と景観形成に努め、町の自然環境に対する町民の関心を高め、緑化活動を町全体に広げていきます。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 環境にやさしい水と緑のまちづくりの推進

町民への自然保護思想の普及・啓発を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。

### (イ) 神峰山へのアクセス道路の整備

優れた景勝地である神峰山は町を代表する観光資源であり、神峰山からの展望は町の自慢であることから、自然環境が保全されるよう調和を図りつつ、修学旅行などによる利用にも対応できるようなアクセス道路の維持管理を行っていきます。

### (ウ) 町民と連携した緑化・景観形成の促進

町民の自主的な緑化活動、公園管理などの取組みに対する支援・連携に努めます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
環境にやさしい水と緑のまちづくりの推進	・「神峰山の日」など町のイベントで、自然保護活動の普及・啓発	産業観光課
神峰山へのアクセス道路の整備	・交通安全施設の整備などアクセスを円滑化する整備事業 ・神峰山の林道の維持管理	建設課
町民と連携した緑化・景観形成の促進	・森林保全活動に必要な機械を町が購入し町民に貸出しを行う（ひろしまの森づくり事業 平成26～27年度） ・植樹活動及び苗木配布の実施（みどり推進事業）	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・神峰山アクセス道路に車両離合場所、ガードレールなどの設置検討 ・森林保全活動に必要な機械の整備 ・神峰山林道の維持管理の継続	・神峰山アクセス道路に車両離合場所（最長200m間隔）、ガードレールなどの設置 ・神峰山林道の維持管理の継続

## 【2】地域基盤

### （1）道路

#### 【現状・課題】

日常生活や地域経済・社会活動を営む上で、道路は欠くことのできない基盤であり、鉄道などのない本町においては、特に町民の交通にとって重要な存在となっています。

町内の主要幹線道路には、大崎上島全体を環状に走る主要地方道の大崎上島循環線及び島の中心を南北に縦貫する大田木ノ江線、大西港と大崎上島循環線を結ぶ大西大西港線があります。これらの県道に町道や農道・林道が接続しており、重要な生活道路となっています。

現在、大崎上島循環線など幹線道路の2車線化と歩道整備を進めています。県道改良事業は8か所で工事を完了するなど概ね計画通りに進んでいます。町道についても維持改良工事を実施中で、「社会資本整備総合交付金事業」として、4路線の工事と道路ストックの総点検、また町道の橋梁102か所のうち、平成25年度には緊急性の高い橋、平成26年度には架替えが必要な橋の工事を実施しました。今後は修繕計画に沿って、平成36年度までに15か所の橋梁を順次修繕の予定です。

道路維持改良事業については、ガードレールの設置や「バリアフリー新法」に準拠する事業などを実情に応じて実施し、町内の安全整備を進めています。歩行者や交通弱者にやさしい道路や景観的に優れた海沿いの道路の整備も重要です。町民の安全な暮らしのために、救急車両の通行可能な道路の整備も課題です。

#### 《道路の整備状況》

種別	総延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
県道	36.7km	32.6km	88.8%	36.7km	100.0%
町道	152.8km	91.6km	59.9%	148.1km	96.9%

資料：「広島県離島振興計画」（平成25年度～平成34年度）

#### 【基本方針】

県道・町道・農道・林道を継続的・一体的に整備することにより道路網を整備し、アクセスの利便性を高めます。市街地では車道と歩道の分離、山間地においては農作業の効率化を図るとともに、防災・観光など多様な機能を持つ道路網の整備を推進します。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 幹線道路の時間価値向上計画

幹線道路の狭あい区間の拡張工事を進め、2車線化と歩道整備を行います。

### (イ) 歩行者や交通弱者にやさしい道の整備

集落内の道路について、歩車道境界ブロック段差の解消や横断歩道などのすりつけ部の低勾配化など、段差のない道路、地域住民が集える道へと改良を行います。

### (ウ) 島らしい道路の整備

海岸線道路を、歩きたくなるような海の見える道にするため、道路から見たパラペットの高さが1m程度になるように整備します。

### (エ) 災害に強い道路網の整備

農道と林道を活用し、迂回路として使える道路網を整備します。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
幹線道路の時間価値向上計画	・大崎上島循環線（沖浦・明石・垂水・盛谷）、大田木江線の整備（危険箇所の2車線化）	建設課
歩行者や交通弱者にやさしい道の整備	・集落内の道路維持工事	
島らしい道路の整備	・海の見える道路（大串大西3号線）の整備	
災害に強い道路網の整備	・県道・町道・農道・林道の接続整備 ・林道天満線の開設 ・道路ストック総点検	

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
・大崎上島循環線・大田木江線狭あい区間2車線化の実施 ・幹線道路集落付近の歩道整備の完了 ・集落内道路のバリアフリー化の検討 ・海の見える道路整備事業の完了 ・県道・町道・農道・林道の接続の整備、林道天満線事業の実施	・大崎上島循環線・大田木江線狭あい区間2車線化の継続実施 ・集落内道路のバリアフリー化工事の実施 ・県道・町道・農道・林道の接続整備、林道天満線事業の継続

## (2) 交通・輸送

### 【現状・課題】

本町は、島嶼としての特性から、町外への移動手段が海上交通に限られてしまうため、フェリーの運賃や発着時刻・便数などで利用上の課題があります。また、町内の公共交通機関であるバスも便数が少ないため、「利用しやすい交通」を望む町民の声が多くなっています。

こうした課題に対応するため、公共交通連携協議会や交通問題協議会で公共交通問題を継続的に協議するとともに、関係業者との連携も強化して取り組んでいます。町外との交通については、町営フェリーを1日7往復運航させるとともに、平成27年3月には新造船「さざなみ」の運航を開始しました。また、白水待機場・駐車場、垂水駐車場、鮎崎棧橋・待合所・駐車場を整備しました。

高齢化が進む本町においては、低床バスの購入、フェリーへのシルバールームの設置などの改善もしています。町内の交通については、高齢者の利便性に加え、町の活気、商店街の維持のためにも、交通弱者の支援、買物客の移動手段となるコミュニティバスの有効活用が必要です。

港湾整備については県が管理しているため、必要に応じて県に対して整備・改修を要望していきます。また、安芸灘諸島連絡架橋8号橋建設計画を推進するとともに、竹原市への大崎上島架橋構想についても各種協議会などを通して要望し、実現に向けて取り組むことが必要です。

n=466

### 《どのような特色あるまちづくりにすべきか上位5項目》

1	2	3	4	5
利用しやすい交通のまち	健康・福祉のまち	定住促進のまち	安全・安心のまち	環境保全のまち
51.3%	48.7%	25.8%	20.6%	19.7%

町民アンケートより

### 【基本方針】

町民の交通手段として陸上交通と海上交通の連携のとれたアクセスを円滑に行います。特に高齢化社会を対象とした利便性の向上と利用者ニーズにあった交通網整備の充実を図ります。また本土架橋建設に向けて、関係機関と協議し、連携して取り組みます。

### 【施策の方向・主な取り組み】

#### (ア) 交通弱者のための交通手段の確保

平成22年度に設立した大崎上島町公共交通連携協議会で、町における交通に関する課題の協議を重ねていきます。特に高齢化社会を考慮した、高齢者が利用しやすいシルバー施策を重点的に実施していきます。また、今後もバスやフェリーの料金、ダイヤ改正、乗り継ぎなどのサービス向上に向けた協議を継続的に実施していきます。

## (イ) 利用者ニーズにあった交通手段の確保

陸上交通と海上交通の連携を図り、通勤者・通学者・高齢者をはじめ町民の日常生活に不可欠な交通手段の維持に努めます。また、本土交通のバスや鉄道の乗継などの利便性の向上においても、関係機関と協議しながら取り組みます。

## (ウ) 交通サービスの改善及び再編

陸上・海上交通において、利用者の減少や燃料の高騰などによる経費の増額を考慮し、健全な交通計画と、利用者ニーズにあった交通網の整備を検討します。

## (エ) 架橋建設構想・計画の推進

安芸灘諸島連絡架橋8号橋の計画実施や竹原市への架橋の早期実現に向け、関係機関と連携を強化して取り組みます。

## (オ) 利用者ニーズにあった海上交通手段の確保

陸上交通との連携を図り、町民の日常生活に不可欠な海上交通の維持と充実に努めます。また、国庫補助航路である町営渡船は、収支改善に努めながら維持します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
交通弱者のための交通手段の確保	・大崎上島町公共交通総合連携計画（シルバー施策など）	建設課 企画振興課
利用者ニーズにあった交通手段の確保	・大崎上島町公共交通総合連携計画（陸上交通と海上交通の連携など）	
交通サービスの改善及び再編	・大崎上島町公共交通総合連携計画（交通網整備の検討など）	
架橋建設構想・計画の推進	・大崎上島架橋促進期成同盟会、大崎上島架橋構想促進協議会による要望活動を強化し、8号橋及び竹原市への架橋の早期実現をめざす	
利用者ニーズにあった海上交通手段の確保	・町営渡船の運航、関係機関との連携	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者が利用しやすい低床バスを整備</li><li>・フェリーへのシルバールーム設置</li><li>・国の施策である法改正に基づいた地域交通網の整備</li><li>・デマンド方式導入の検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前期5年間の検討結果に基づき、海上・陸上交通の円滑な運行の実現</li><li>・安芸灘諸島連絡架橋8号橋の事業化</li></ul>

## 【3】快適な居住環境

### （1）土地利用

#### 【現状・課題】

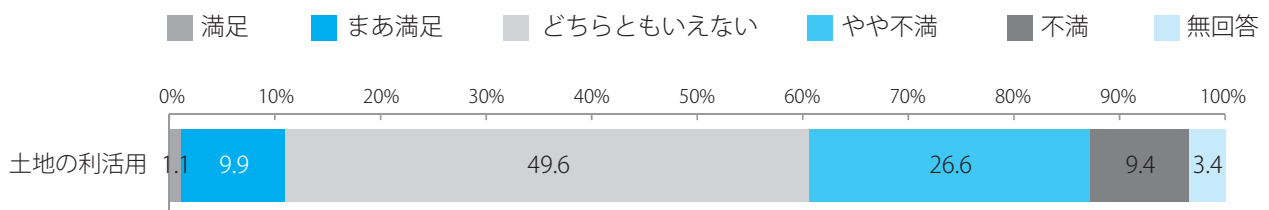
本町では、神峰山が島の頂点となり、そこから連なる尾根が海岸線まで迫る、瀬戸内海離島特有の地形条件が形成されています。この地形条件により平坦地が乏しいため、木江及び東野地区をはじめとして、集落は海岸線に沿って形成されています。こうした地形による制約がある本町においては、土地の有効活用は地域の発展に極めて重要な課題です。

近年は埋立てによる土地造成を進め、土地の有効な活用に努めていますが、今後は、ほかの町有地や既存集落における空き家などについても、適切な利活用が求められます。

また、土地利用に関する施策の基礎となる地籍情報については、平成2年度から着手している地籍調査によって明確なデータを構築しており、大崎地区、木江地区については既に完了しています。現在は、「第6次国土調査事業十箇年計画」に基づき東野地区の調査を実施しており、沖浦地区、明石地区へと順次展開していく予定となっています。

木江地区の調査からは、耕地部を先行して実施していますが、山林部の調査についても検討する予定です。

#### 《土地の活用の満足度》



町民アンケートより

#### 【基本方針】

町有地及び町有施設を有効活用するため、町有施設の集約化、適正配置などの総合調整を行います。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 有効な土地利用の促進

町有財産の有効活用を検討するとともに、自主財源確保のため、未利用町有地については売却等を推進します。

### (イ) 国土調査法に基づく地籍調査事業

土地の所有と地籍の明確な基礎データを築きます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
有効な土地利用の促進	・町有地の分譲及び売却 ・老朽化施設などの更新・統廃合に関する計画の策定	総務課
国土調査法に基づく地籍調査事業	・土地をめぐる個人財産の保全及び行政活動・経済活動全ての円滑な推進	産業観光課

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・土地開発基金で購入した土地などを洗い出し、土地開発基金を廃止	・洗い出した土地の有効活用を検討し、利活用の見込みがない町有地を随時売却

## (2) 住宅・住環境の整備

### 【現状・課題】

住宅は生活の最も基本の場、やすらぎの場であり、地域との交流の場でもあります。住宅の供給は、まちづくりの大きな柱ともなってきました。一方で、少子高齢化や核家族化が進み、単身世帯が増えるなど、生活様式も多様化してきています。超高齢社会の到来に伴う、住宅のバリアフリー化の推進も大きな課題です。

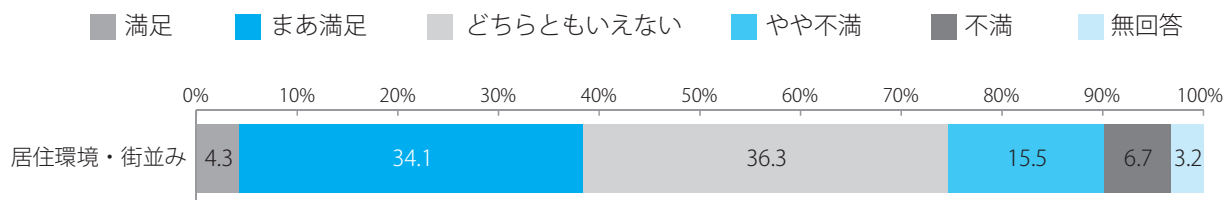
また、都市居住者のUIターンの受け皿となるなど、地域活性化に資する住宅・宅地、居住環境の整備も重要なポイントとして浮かび上がってきています。

本町では、高い持ち家率に加え、高齢化が進んだことから、町営住宅の供給過剰や、島内の空き家増加対策が課題となっています。町営住宅の入居者については、高齢者の1～2人世帯が増加しており、部屋数の少ないバリアフリー化した住宅へのリノベーション（※）が必要です（平成7年以降の新築町営住宅は1階部分をバリアフリーとしています）。

一方で、単身者や子育て世帯、定住希望者のための住宅は不足していることから、ワンルーム住宅化、子育て支援住宅化、シェアハウスなどさまざまな住宅の形態を模索するとともに、住居探しなど、町内居住の若者への施策の充実を図っていく必要があります。また、現在町が推進している定住希望者などへ住宅を紹介する「空き家バンク」事業も、より一層進めていく必要があります。

町民の住宅の保全という点からは、災害で被害を受けた居住用建物の修復経費に対して補助金を交付する住宅環境整備事業補助金交付要綱を制定しています。ただし、高潮による床下浸水の住宅も交付対象となるため、対象範囲が広く、財政上の観点から継続実施が困難な状態にあります。この問題の解決も大きな課題です。

### 《居住環境・街並みの満足度》



町民アンケートより

※リノベーション：単なる修繕ではなく、用途や機能を変更して性能や価値を高める改修



## 【基本方針】

少子高齢化と人口減少への対応や若者定住・後継者対策として、安心して暮らせる住環境の整備に取り組むとともに、「大崎上島町営住宅等長寿命化計画」に基づく住宅の改善を推進します。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 心安らく住環境の整備

高齢者や障がい者の方が安心して暮らせる環境の整備を行います。

### (イ) 効率的な公営住宅の維持・管理

公営住宅の効率的な管理・運営の下、低所得者や高齢者・障がい者など、住宅に困窮する社会的弱者に対して、良好な住宅供給を行います。

### (ウ) 定住促進のための住宅整備

単身者向け、子育て支援につながる住宅の整備を進めます。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
心安らく住環境の整備	・住宅地域の施設のバリアフリー化	建設課
効率的な公営住宅の維持・管理	・「大崎上島町営住宅等長寿命化計画」に基づく住宅の改善	
定住促進のための住宅整備	・単身者・子育て世帯・Iターン者のための町営住宅などの整備	

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
・大崎上島町営住宅等長寿命化計画に基づく住宅の改善の継続 ・単身者・子育て世帯・Iターン者向け町営住宅などの整備の検討	・大崎上島町営住宅等長寿命化計画に基づく住宅の改善の継続 ・単身者・子育て世帯・Iターン者向け町営住宅などの整備の検討

## 【4】暮らしの安全

### 【現状・課題】

近年では、高齢化社会の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者・加害者となる例や振り込め詐欺などが増加しており、大きな問題となっています。

こうした中、本町でも交通死亡事故の発生や、振り込め詐欺などの刑法犯認知件数が増加しており、安全・安心なまちづくりに向けた課題が生じています。これらに対する交通安全対策としては、カーブミラーの新設・更新、交通安全協会による交通安全運動を継続実施しています。防犯対策としては、防犯灯の新設を行うとともに、平成23～24年度には防犯灯のLED化を完了しました。また、町内の主要箇所には防犯カメラを設置しました。

また、振り込め詐欺などの犯罪については、防災行政無線で注意を促し、犯罪の未然防止に努めています。今後はこうした施策を着実に進めるとともに、警察、交通安全協会、防犯組合連合会など関係機関との連携を深め、設備面の充実などを図ることが重要です。

### 【基本方針】

安心で安全な町をめざし、交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全の教育・啓発活動などを幅広く推進します。また、防犯意識の高揚を図り、地域が協力しあって防犯活動ができるように関係機関と連携して取り組み、着実な交通安全対策・防犯対策を進めることで、交通事故・犯罪ゼロのまちづくりをめざします。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 交通安全対策の推進

カーブミラーを設置し、交通事故の防止をめざします。

#### (イ) 防犯対策の推進

防犯灯、防犯カメラを設置し、犯罪防止に向けた啓発活動を進め、犯罪の抑止をめざします。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーブミラーの設置</li> <li>交通安全啓発の実施</li> </ul>	総務課
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯・防犯カメラの設置</li> <li>犯罪防止に向けた啓発活動の実施</li> </ul>	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>カーブミラーの設置</li> <li>必要・要望箇所への防犯カメラ増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーブミラーの設置</li> <li>必要・要望箇所への防犯カメラ増設</li> </ul>

## 【5】環境衛生

### （1）ごみ・リサイクル

#### 【現状・課題】

我が国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されてから、リデュース、リユース、リサイクル（3R）（※）に向けた各施策が総合的に行われるようになりましたが、それでも、平成24年で生活系ごみが2,949万トン、事業系ごみが1,309万トンも排出されており、最終処分場が逼迫している地域も多く、ごみ問題は未だ続いています。

本町では、平成18年4月からごみ分別内容並びにごみ収集形態を変更し、可燃物の指定ごみ袋をポリエチレン製に一新するとともに、ごみ分別ガイド（保存版）を各戸に配布して啓発に努めてきましたが、それでもごみステーションへ排出禁止物が出される、山林などへの不法投棄がなくなるなど、課題が残されています。また、3か所ある広島中央環境衛生組合の可燃ごみの処理施設はいずれも老朽化しており、年々、補修費が増大している状況です。これについては、平成32年に東広島市にごみ処理施設が完成予定で、竹原市や大崎上島町のごみを集約することとなりますが、それまでの負担に耐える必要があります。

今後については、東広島市へのごみ輸送のための中継施設、ストックヤードの整備を検討するとともに、新ごみ処理施設までの運搬方法などが検討課題となります。

町民の参画により、ごみを減らし、不法投棄をなくしていく方策を、より積極的に推し進めていくことが求められます。管理不良の空き家、老朽家屋については、地震・豪雨等の災害により倒壊し、災害廃棄物の発生要因となるため、防災・減災対策として解体処分等を行った際の地元への補助制度の確立も必要です。

#### 【基本方針】

清潔で快適なまち、循環型社会を实践するまちをめざして、3Rと環境美化の意識高揚を図り、適切にごみの出し方の徹底、町民の自主的な美化活動を支援します。

※3R：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 新ごみ処理施設使用開始への対応

平成32年に東広島市に完成予定のごみ処理施設使用開始に向けて、ごみの出し方などの変更についての周知に取り組みます。

### (イ) ごみ収集設備の適正なメンテナンス、ごみの減量化、3Rの推進

ごみステーションのメンテナンス、ごみの減量化やリサイクル率の向上などに地域とともに取り組みます。また、3Rの促進に積極的に取り組みます。

### (ウ) 美化活動の促進と環境衛生の向上

地域や関係団体の美化活動を支援するとともに、環境美化に関する広報・啓発に努めます。町道・県道沿いの山林・荒地などへの廃棄物の不法投棄防止対策などが適切に行われるよう、地域と連携して巡回と指導、さらに必要に応じた措置に努めます。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
新ごみ処理施設使用開始への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ごみ処理施設稼働後のごみ収集ガイドの作成</li> <li>・住民説明会開催による町民への周知・啓発</li> <li>・新ごみ処理施設建設に伴う中継施設・ストックヤード施設の整備</li> <li>・広島中央環境衛生組合との連携によるごみの新施設への運搬方法など検討</li> </ul>	保健衛生課
ごみ収集設備の適正なメンテナンス、ごみの減量化、3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションの修理・改修</li> <li>・ごみ減量化やリサイクル率の向上</li> <li>・3Rの正しい認識をめざす啓発活動</li> </ul>	
美化活動の促進と環境衛生の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地を対象とする大崎上島町公衆衛生協議会などによる不法投棄防止場所などの清掃活動・除草活動</li> </ul>	

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみの広域処理施設整備</li> <li>・ゴミ中継施設・ストックヤード施設整備</li> <li>・減量化施策の検討・実施</li> </ul> 1人1日当たりのごみ排出量を平成12年度の1,176gから882gへ25%削減 ごみ排出量を平成24年度の2,697tから17.4%減量化（平成31年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出量を平成24年度の2,697tから21.8%減量化（平成33年度）</li> <li>・老朽化ごみステーション点検整備継続</li> <li>・地域と一体となった不法投棄防止普及啓発活動の実施</li> <li>・必要に応じ、防護ネット、警備センサー、監視カメラなどの対策の検討</li> </ul>

## (2) 上水道

### 【現状・課題】

本町においては、昭和2年に創設した木江地区の簡易水道をはじめとし、徐々に水道の普及を進め、昭和49年には、本土からの県営水道用水の給水が開始されました。水道水源の不足が解消され、その後は、町民に安全な水道水を供給するために拡張整備を行ってきました。

現在では、大崎簡易水道事業（大崎地区）、東部簡易水道事業（東野地区、木江地区）、西部簡易水道事業（矢弓地区、脇之浦地区）、沖浦簡易水道事業（明石地区、沖浦地区）の4事業について広島県の認可を得た拡張整備を終え、水道普及率も99.5%まで向上しています。

一方で、人口減少により料金収入が縮小しつつあり、安全な水を安定して供給するためにも老朽化した水道施設の更新、点検などの取組みも強化するなど、より一層、計画的な事業運営を行わなければなりません。

また、簡易水道施設の整備については国庫補助事業により進めてきましたが、この事業採択の条件として簡易水道事業の統合が要件とされています。

このため、現在の4つの簡易水道事業を上水道事業として統合し、あわせて企業会計方式を導入し、受益者負担を原則として独立採算による事業運営を行っていく必要があります。

### 《簡易水道事業の概要》

	給水開始時期	現在給水人口	給水量(m <sup>3</sup> /年)	ポンプ所	配水池	管路延長(km)
大崎簡易水道事業	昭和41年	3,665	555,948	4	5	80.1
東部簡易水道事業	昭和4年	2,763	589,280	11	8	54.0
西部簡易水道事業	昭和51年	644	110,855	1	1	4.1
沖浦簡易水道事業	昭和22年	981	107,519	3	3	20.0
合計	—	8,053	1,363,602	19	17	158.2

資料：総務省地方公営企業年鑑

### 《給水人口と料金収入》

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
給水人口(人)	8,495	8,363	8,290	8,190	8,053
料金収入(千円)	316,196	299,282	295,984	281,844	284,269

資料：総務省地方公営企業年鑑

## 【基本方針】

上水道事業への転換を円滑に進めるとともに、安全な水を安定して供給できるよう水需要の予測や改築更新を計画的に進め、経営安定を目的とした経営改善を進めます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 簡易水道事業統合計画の推進

簡易水道事業の統合・上水道事業への転換を進めます。

### (イ) 安全な水の安定した供給

計画的な改築更新により、断水事故の未然防止とLCC（ライフサイクルコスト）（※）の低減に努めます。また、上水道事業の経営安定を目的にした中期での経営計画を定め経営改善を進めます。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
簡易水道事業統合計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産台帳整備</li> <li>統合事業認可</li> <li>企業会計方式の導入</li> </ul>	上下水道課
安全な水の安定した供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期財政計画策定（経営安定のための方針策定、水道料金の見直し）</li> <li>施設更新計画の策定・実施（余剰施設の統廃合、適切な時期での施設更新、LCCの低減）</li> <li>維持管理計画の策定・実施（施設の延命化、定期点検による異常早期発見）</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>資産台帳整備、統合事業認可、企業会計方式の導入、中期財政計画策定</li> <li>余剰施設の統廃合実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>余剰施設の統廃合継続</li> </ul>

※ライフサイクルコスト：製造設置～使用～廃棄までの全期間で要する費用

### (3) 生活排水処理

#### 【現状・課題】

我が国の下水道は、平成26年時点で普及率77.0%となっており、国民の4人に3人は利用できる状況です。

生活排水処理は、生活環境保全において重要であり、公共水域（海、河川）と関連深い本町の暮らしにおいて重要な施策です。本町における生活排水処理は、下水道の施設による処理、町民が個別に設置する浄化槽による処理、汲取り式便所などから排出される尿尿の処理（広島中央環境衛生組合による実施）で実施しています。

現在、下水道の拡張整備は完了し、下水道整備区域以外では、小型合併処理浄化槽設置整備事業による浄化槽設置への補助金交付により、合併処理浄化槽の普及を進めています。平成26年に定めた生活排水処理基本計画（第2次）における生活排水処理水洗化率77.6%（平成35年度）を目標に、清潔で快適な暮らしの向上に努めているところです。

一方、下水道の経営については、人口減少で計画処理人口を大幅に下回っているため下水道使用料が伸び悩んでおり、下水道の接続推進に努めなければなりません。また、下水道施設のうち、比較的耐用年数の短い機械、電気設備を中心に老朽化が進んでおり、今後は、更新・修繕の費用が増大していくことから厳しい経営状況となっています。

#### 《生活排水処理事業の概要》

(単位：人)

	対象地区	共用開始時期	計画処理人口	処理区域内人口	水洗化人口
特別環境保全公共下水道事業	大崎地区（大串・瀬井・原田地区の一部を除く）	平成16年4月1日	2,930	2,858	1,847
農業集落排水事業	大串・瀬井・原田地区の一部	平成15年4月1日	1,020	536	390
漁業集落排水事業	沖浦・明石地区	平成13年10月13日	2,260	986	453
小型合併処理浄化槽設置整備事業	下水道区域以外	—	—	3,779	1,979
合計		—	—	8,231	4,542

資料：総務省地方公営企業年鑑

#### 《水洗化人口と使用料収入》

(単位：千円)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
水洗化人口（人）	特環下水	1,312	1,392	1,508	1,717	1,847
	農業集排	374	383	407	405	390
	漁業集排	376	397	411	441	453
使用料収入（千円）	特環下水	33,481	36,712	39,793	41,540	48,361
	農業集排	6,751	6,876	7,233	7,777	7,949
	漁業集排	10,486	11,903	12,264	12,678	13,060

資料：総務省地方公営企業年鑑

## 【基本方針】

下水道や浄化槽の普及率向上に努めるとともに、下水道処理施設での汚水の適正処理が継続して行われるよう適切な維持管理を行います。

また、老朽化対策については、経費節減の観点から国庫補助金を活用できる長寿命化計画を策定し、計画的に更新を行っていきます。

浄化槽については、補助金制度を継続し普及促進を図るとともに、浄化槽の所有者による適正管理が行われるよう啓発・広報・指導を実施し、生活環境の保全に努めます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 長寿命化計画の策定・実施

老朽化対策については、長寿命化計画を策定し計画的に更新を行っていきます。

### (イ) 小型合併処理浄化槽設置整備事業の推進

下水道普及率の向上と小型合併処理浄化槽の整備を進めます。浄化槽については、補助金制度を継続し、普及促進を図ります。

### (ウ) 浄化槽の適正管理指導の実施

浄化槽所有者には適正管理のための啓発・広報・指導を行い、町民の生活環境の保全に努めます。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
長寿命化計画の策定・実施	・劣化度判定の上、優先順位の高い施設の計画的更新	上下水道課
小型合併処理浄化槽設置整備事業の推進	・合併処理浄化槽設置時の補助金交付	
浄化槽の適正管理指導の実施	・啓発・広報・指導などの実施	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の劣化度判定により選定する更新優先順位の高い施設の更新完了</li> <li>・生活排水処理率70.9%達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型合併処理浄化槽設置整備事業の継続</li> <li>・生活排水処理率目標77.6%達成</li> </ul>



## (4) 火葬場

### 【現状・課題】

離島である本町では、火葬を島外施設に依存することは困難であることから、今後も火葬場を確保し運営していく必要があります。町立火葬場「大峰苑」を平成23年度にリニューアルしましたが、斎場としての利用が少ないため、いかにして有効利用を図るかが課題となっています。

### 【基本方針】

多様化している葬儀への対応に配慮し、機能・サービスを付加することで斎場としての利用を促し、利用率の向上を図ります。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 火葬場の利便性の向上

火葬場の交流スペース・待合室を火葬の待合だけでなく、告別式・通夜などにも使用されるよう取り組みます。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
火葬場の利便性の向上	・地域と連携して、使用してもらえよう課題を整理し、必要に応じた取組みを実施	保健衛生課

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・火葬場施設の点検・修理など、維持管理の実施 ・火葬場の利活用促進が図れるよう、交流スペースなどの見直し改善	・火葬場施設の維持管理の継続

## 【6】情報・通信

### 【現状・課題】

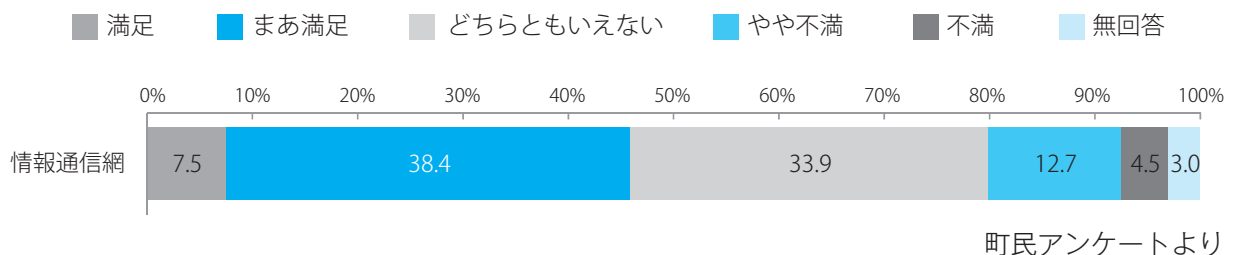
情報・通信ネットワークは、今や社会経済の基本的な基盤となっており、行財政改革と住民サービスの向上の両立のための行政のICT化など、地域におけるさまざまな社会的な課題への解決策ともなり得るものです。

本町でも、既に、地上デジタル放送の難視聴対策（平成23年度完了）やFTTH（※）の普及を進めているところですが、後者については、高速モバイル通信で一定のニーズが満たされてしまうことから、普及が足踏みしている状況にあります。

行政における情報・通信ネットワーク基盤の利用については、電子申請システムを構築していますが、現状は対応できる手続きが少ないため、今後は対応可能な手続きを増やし、住民サービスの向上を積極的に図っていく必要があります。ホームページなどのICTによる町内外への情報発信については、進化し、多様化し続ける手段に対応する継続的な改善が望まれます。

また、災害に強い情報システムの構築、町内部におけるネットワーク統括組織の設置は、今後の課題として残っており、早急に進める必要があります。

### 《情報通信網の満足度》



### 【基本方針】

インターネットを利用した行財政改革や住民サービス向上のためのICTの推進をネットワーク統括組織の設置により促します。既存のFTTH光ファイバ網については、高速モバイル通信との適正な住み分け方を検討した上で有効な活用を図ります。

町内外への情報発信については、従来の手法に縛られることなく、ネットワーク統括組織主導の下に、技術革新や新しいメディアを柔軟に取り入れ、関係各団体や町民の協力を得ながら、コンテンツの充実と、より効率的で効果的な情報発信をめざします。

町の重要業務の多くは情報システムに依存しており、災害時に情報システムが稼働していることが重要です。災害に強い情報システムを構築し、業務継続性の確保を図ります。

※FTTH：Fiber To The Homeの略 一般個人住宅へ直接引き込む光ファイバによるインターネット接続回線

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) ネットワーク統括組織の設置

ICTシステムやそれによるサービス、情報の受発信全般をハード・ソフトの両面から統括し、無駄なく適切に整備・運用していくための担当組織を設置します。

### (イ) 災害に強い住民情報システムの構築

データセンターへの住民情報システム構築やデータの遠隔地バックアップなど、災害時の業務継続性の確保を図るよう検討しています。

### (ウ) 電子行政の推進

家にいながら行政サービスを受けられるように電子行政を推進します。電子申請システムの手続きを増やし、住民サービスの向上を図ります。

### (エ) 光ファイバ網の活用

高速モバイル通信との適正な住み分けを配慮した上で、町民のニーズに応じた光ファイバ網の活用を図ります。

### (オ) 町内外への情報発信

多様化している情報発信ツールを活用し、より効率的な情報発信を進めます。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
ネットワーク統括組織の設置	・ICTシステムやそれによるサービス、情報の受発信全般を統括する組織の設置	企画振興課
災害に強い住民情報システムの構築	・次期住民情報システムデータセンター（クラウド）構築	
電子行政の推進	・電子申請システムの推進	
光ファイバ網の活用	・福祉など町民ニーズに応じた光ファイバ網活用	
町内外への情報発信	・各種のICTによる情報発信手段を用い、関係団体、町民と連携して情報を発信	

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"><li>・誰でも使えるインターネット環境を整備し、インターネット普及率を向上（現状26%）</li><li>・住民情報システムを災害に強いクラウドで構築</li><li>・サイバー攻撃の脅威からシステムやデータを守るネットワークの構築</li><li>・行政サービスの電子申請の利用拡大</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣都市との住民情報システムの共同利用を検討し、都市部と同水準のシステム・サービスの提供</li></ul>

## 第4章 大崎上島流の元気産業を育てるまち

### 【1】農林水産業

#### (1) 農林業

##### 【現状・課題】

農業は、食料生産のみならず、国土保全や集落機能の維持など極めて多面的な役割を果たしています。一方、我が国の農業・農村をめぐる情勢は、農業生産額が昭和59年の11兆7,000億円をピークに大きく減少し、平成24年には8兆5,000億円、さらに農業従事者の61%が平成25年には65歳以上となるなど、厳しさを増しています。

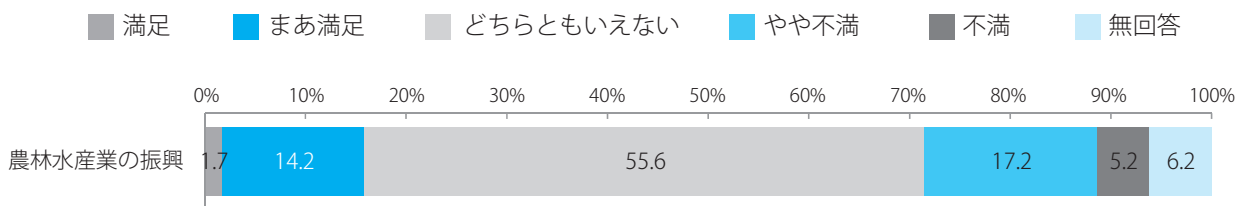
本町の農業は、平坦地及び傾斜地を利用した柑橘類の生産が主体ですが、島の南西部（大崎地区）においては、比較的なだらかな傾斜の農地を利用して、野菜や果物などの施設栽培も行われています。しかし、高齢化や担い手不足、柑橘類の価格低迷によって農業従事者の減少が続いており、それにともなって遊休農地が拡大している状況もみられます。このため、町では担い手の育成のため、農業生産法人として、平成20年度に「農事組合法人シトラスかみじま」を、平成22年度に「亀田農園株式会社」を設立し、支援を行ってきました。

新規就農者の育成については、「新規就農者育成交付金事業」及び「未来創造支援事業」を活用し、育成を推進しています。新規就農者の自立のためには、国・県補助事業の活用とあわせ、営農技術の向上と優良園地の集積が最大の課題です。

また、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害が増大しており、現行の対策の継続に加え、新たな対策も求められています。

今後の事業としては、優良園地を集積する取組みを強化しながら、畑地帯総合整備事業などの導入による平坦地の農地造成や、「レモンの島推進事業」による平坦地のレモン団地化を図ることによって、担い手が自立できる基盤づくりを推進していきます。また、県や農協と連携した地元農家の協力による若手農家育成、地域独自の食文化との連携や、新しい特産品づくりと地域ブランドの確立、加工業や流通業との連携による6次産業化の推進と発展に向けての取組みが重要です。

《農林水産業の振興の満足度》



町民アンケートより

## 【基本方針】

第2次長期総合計画の前半は、大崎上島地域プロジェクトにおいて、「担い手が夢を実現する大崎上島農業の確立」をテーマに、担い手が定着できる仕組みづくりと担い手が自立できる基盤づくりをめざし、各種施策を展開します。後半については、現行プロジェクトの達成状況を踏まえ、新地域プロジェクトを策定し、振興を図っていきます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 大崎上島の営農モデル作成

本町で振興する品目を明確にして、営農モデルを提示し、農業経営者の育成を図ります。

### (イ) 担い手（新規就農者・農業生産法人）の育成

新規就農者の営農定着を支援し、農業生産法人の経営安定化を推進します。

### (ウ) 優良農地の確保・継承

残すべき優良園地を確保・集積し、確実な担い手農家への継承システムを構築します。

### (エ) 作業効率がよく収益性が高い農地の造成

基盤整備による収益性の高い平坦農地を造成し、「レモンの島推進事業」によるレモン畑の団地化、施設ハウスの建設などを行います。

### (オ) 有害鳥獣対策の拡充

イノシシなどの鳥獣被害が増大していることから、駆除対策と防止対策の内容を拡充し、被害防止に努めます。



### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
大崎上島の営農モデル作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦農地での営農品目の選定</li> <li>地域プロジェクト（平成26～29年度）の推進</li> <li>果樹を主体としたモデル及び野菜を主体としたモデルの提示</li> </ul>	産業観光課
担い手（新規就農者・農業生産法人）の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者サポートシステムの機能強化</li> <li>新規就農者育成交付金事業</li> <li>既存担い手育成型法人の支援</li> </ul>	
優良園地の確保・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大崎上島地区人・農地プラン」作成事業</li> <li>広島レモンのブランド化産地育成事業</li> <li>農地中間管理事業</li> </ul>	
作業効率がよく収益性が高い農地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎東地区畑地帯総合整備事業（平成26～30年度）の実施</li> <li>「レモンの島推進事業」（目標：レモン団地化20ha）による平坦地レモン畑の団地化</li> <li>大崎上島営農モデルによるレモン・野菜のハウス施設の建設</li> </ul>	
有害鳥獣対策の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島有害鳥獣駆除対策協議会活動</li> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（処理場の建設等）</li> <li>有害鳥獣被害防止事業</li> <li>駆除の担い手の確保</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島地域プロジェクト（実施期間：平成26年度～29年度）の推進により、大崎上島の営農モデルを確立</li> <li>新規就農者25名（年間5名）を育成し、認定農業者への移行を推進</li> <li>収益性の高い10haの平坦農地を造成、露地野菜栽培を含めた平坦地農業を推進、担い手の所得向上を実現（大崎東地区畑地帯総合整備事業）</li> <li>「レモンの島推進事業」のモデル園地となる大串地区レモン団地整備事業の実施による県内最大となる5haのレモン団地の造成と成園化</li> <li>有害鳥獣対策のため駆除の担い手を確保、駆除班の活動内容の向上</li> <li>有害鳥獣処理場の建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年間で新規就農者延べ50名の育成を実現し、そのうち20名は認定農業者へ移行</li> <li>次期大崎上島地域プロジェクトを策定し事業実施を推進</li> <li>中野新開9haの平坦地へ担い手に参入してもらい営農を軌道に乗せる（平成30年度事業完了）</li> <li>「レモンの島推進事業」の目標である20haに向け、入相新開、草木新地、中野新開等の平坦地のレモン団地化を推進する</li> </ul>

## (2) 水産業

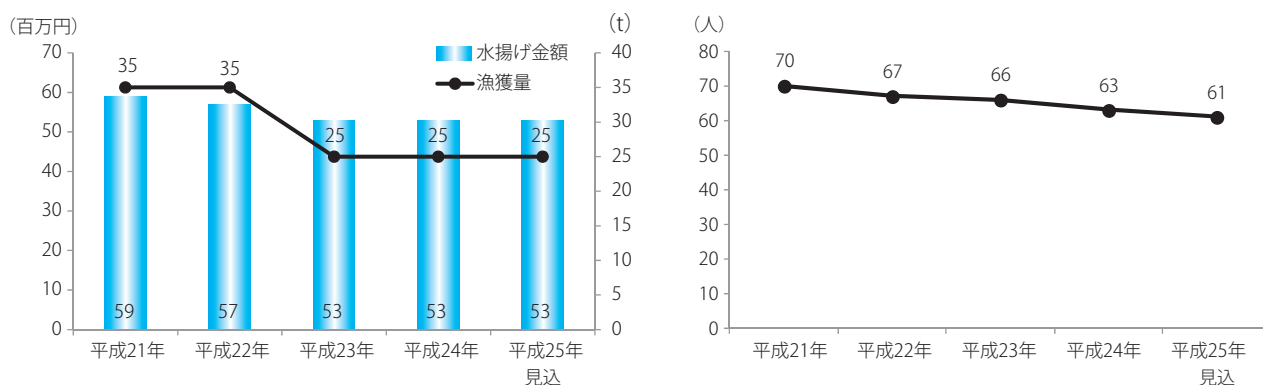
### 【現状・課題】

我が国の水産業は、本格的な200海里時代の到来に伴い大規模な遠洋漁業の持続が難しくなったこと、また、食生活の変化と人口の減少傾向により、国内での魚食が長期的に減少してきたことから、ピークとなった昭和59年の漁業・養殖業生産量1,282万tから平成24年の48万tへと大幅に減少し、厳しい状況におかれています。

本町でも漁獲量は減少傾向にあります。一本釣り、刺網、底引き網漁業を中心に、マダイ、カサゴ、メバルなどが水揚げされています。3t未満の漁船を持つ漁業経営体が多く、経営規模は漁業者の高齢化や魚価の低迷により年々零細になっています。これに対し、町では、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へ重点を移行し、中間育成事業や幼稚魚放流事業により漁場環境の改善及び漁獲高の向上を図っていますが、いまだ漁家の生計の改善までには至っていません。また、高齢化による漁業者の減少から、漁業協同組合の存続も危ぶまれる状況にあり、定住フェアで漁業体験プログラムのアピールなどを行っていますが、大きな成果はなく、新規就漁者の確保・育成が喫緊の課題となっています。

本町の漁業の育成に向けて、今後は、「つくり育てる漁業」への転換をさらに推し進めるとともに、町内や島外に「島の魚」を売る店を確保する、島独自の加工品開発やブランド確立や観光漁業の拡大を図るなどの6次産業化を加速させ、漁業の拡大を図っていきます。

《漁獲量と水揚げ金額、漁業者人口》



資料：漁港の港勢調査

### 【基本方針】

水産物の安定供給を図り、「つくり育てる漁業」、「体験する観光漁業」を重点的に推進します。また、漁家の経営安定化・新規漁業就業者の育成を推進するとともに、漁業者と連携し協議検討を行い、水産業の抱える課題解決を図ります。

**【施策の方向・主な取組み】****(ア) 「つくり育てる漁業」の推進及び水産資源の確保**

地先に滞留した魚価の高い魚種を港内に放流します。また、カワウの食害を防止することで漁場環境の改善及び漁獲高の向上を図ります。

**(イ) 観光漁業の推進**

沖浦漁港観光物産館の活用・各種イベントへの参加・開催により販売方法の拡充を図るとともに、食育関連部署との連携により地元での消費拡大を図ります。

**(ウ) 漁家の経営安定対策の推進**

漁船保険に対する補助を行い、漁家経営の安定を図ります。また、新規漁業就業者支援事業を活用した新規漁業就業者の育成を図ります。

**(エ) 水産振興対策の整備**

水産業の抱える課題については漁業者と協議検討を行い、課題解決を図ります。

**《主な取組み・施策》**

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
「つくり育てる漁業」の推進及び水産資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>メバルの中間育成事業</li> <li>マダイの中間育成事業及び港内飼付け事業</li> <li>幼稚魚放流事業（オコゼ・カサゴ・ヒラメなど）</li> <li>カワウの被害防止対策</li> </ul>	産業観光課
観光漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁師まつりの開催</li> <li>関連イベントへの参加及び朝市などの直売イベントの開催</li> <li>地産地消に関する取組み</li> </ul>	
漁家の経営安定対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁船保険加入促進事業</li> <li>新規漁業就業者支援事業</li> </ul>	
水産振興対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島水産振興協議会調査研究事業（海藻資源定着試験・海藻類試験育成事業など）</li> </ul>	

**《具体的な目標》**

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>カワウの個体数管理及び違反漁法防止対策による水産資源の被害防止</li> <li>海藻類試験育成による新たな特産品開発及び漁場環境の改善</li> <li>幼稚魚放流及び港内飼付け事業による水産資源の増加</li> <li>定期的・継続的な直売イベントの開催及び各種イベントへの参加</li> <li>漁獲量及び販売ルートの拡充と漁家の経営安定化</li> <li>新規漁業就業者の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カワウの個体数管理及び違反漁法防止対策による水産資源の被害防止</li> <li>海藻類試験育成による新たな特産品開発及び漁場環境の改善</li> <li>幼稚魚放流及び港内飼付け事業による水産資源の増加</li> <li>定期的・継続的な直売イベントの開催及び各種イベントへの参加</li> <li>漁獲量及び販売ルートの拡充と漁家の経営安定化</li> <li>新規漁業就業者の確保・自立</li> </ul>



## 【2】工業・新エネルギー

### （1）工業

#### 【現状・課題】

戦後我が国の経済発展の中核となった工業は、1980年代には世界市場を席卷したものの、その後の円高基調定着による海外直接投資の増加と産業の空洞化、さらには新興国とのコスト競争にさらされ、かつてほどの勢いはみられなくなっています。しかし、これは日本のものづくり力自体の低下というより、経済・産業の地球規模化に対する日本の製造業の適応といった側面も大きく、先端分野などを中心に、いまだ高い競争力を持っている企業は少なくありません。

本町では、造船業を中心に、化学工業や非鉄金属業などが主要な工業となっています。造船業では、ケミカルタンカー、LPGタンカーを中心に海外市場でも評価の高いハイテク船の製造を行っています。こうした主要工業の造船業及び工業に対する施策は、関係団体の補助金を中心となっていますが、前年度の事業を踏襲するだけでなく、より有効な施策を展開していく必要があります。

また、造船業及びそのほかの工業ともに、人材の育成と確保、特に新規就労者の確保が喫緊の課題となっています。また、造船を中心とした町の製造業活性化にあたって、産学連携の推進など、新たな手法の探索も望まれます。

#### 【基本方針】

活力にあふれたまちづくりを推進するため、既存工業の体質強化と新規参入を促進するための基盤整備に取り組み、造船業の振興を図るための活動と担い手の確保・育成を支援します。工業に携わる人材の育成と確保については、長期的な展望の下、労働条件の改善や作業環境の安全性の確保を働きかけます。

#### 【施策の方向・主な取組み】

##### （ア）造船業の振興

本町の基幹産業である造船業は各事業者の経営努力により、堅実な経営が行われています。しかし近年、熟練工の高齢化と若年層工員の不足が顕著となっており、過疎化と高齢化が進行する中、今後さらに人材不足が深刻化することが予想されます。この問題解消のため、国・県の制度を活用し、長期的な支援を行います。

##### （イ）既存企業の体質強化

化学工業・非鉄金属業は製品によっては全国的なシェアを誇るものもあり、本町の工業の中心となっています。これらの既存工業については経営基盤の強化による安定化を図るため、県や商工会など関係団体と連携し、積極的な支援を行います。

##### （ウ）担い手の確保

工業を推進していく人材の確保・育成のために、労働条件や就業環境の改善を商工団体と連携して働きかけるとともに、県の地域人づくり事業（緊急雇用対策事業）などの制度を活用し、長期的な支援を行います。



### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
造船業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木江地区造船海運振興協議会の活動支援</li> <li>・緊急雇用対策基金事業等国・県補助事業</li> </ul>	産業観光課
既存企業の体質強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定化支援・相談・経営指導（商工会と連携）</li> <li>・中小企業融資資金利子補給事業</li> </ul>	
担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定化支援・相談・経営指導（商工会と連携）</li> <li>・緊急雇用対策基金事業等国・県補助事業</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木江地区造船海運振興協議会活動支援の継続</li> <li>・国・県補助事業を活用した既存企業の体質強化と担い手の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木江地区造船海運振興協議会活動支援の継続</li> <li>・国・県補助事業を活用した既存企業の体質強化と担い手の確保</li> </ul>

## **(2) 新エネルギー**

### **【現状・課題】**

我が国のエネルギー政策は、平成23年の東日本大震災によって大きな転換を余儀なくされました。エネルギーの安定供給を達成するためには、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化が必須です。このため、平成24年より再生可能エネルギーの固定買取制度が開始され、平成26年2月までに638.1万キロワットの設備が運転を開始しています。一方で、無駄なエネルギー利用をなくしていくための政策も推進されています。こうした政策の転換及び新たなエネルギー技術の開発により、我が国のエネルギーの生産と利用は大きく変わりつつあります。

大串干拓地では、県内最大となる約1万キロワットの大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置を進めています。平成25年に着工、平成27年に運転開始しており、運転開始後は計画通りの発電量の確保などが課題となります。

メガソーラー設置は、きれいな河川・海とともに、太陽が降り注ぐ島のイメージアップにつながるものです。公共交通への電気自動車の導入など、エネルギーの利用面での革新も含め、新エネルギーの町としての施策展開とPRを検討していきます。

また現在、中国電力大崎発電所は休止中ですが、同地にて石炭を効率よくクリーンに活用する酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所の建設が平成29年の実証実験開始を目標に進められており、近い将来の商用化や、それに伴う雇用創出が期待されます。

### **【基本方針】**

低炭素化（※）、省エネ化を重点課題として位置づけ、個人住宅においては太陽光発電システム導入補助金を交付し、また、地域の防災拠点や災害時に地域住民の生活に不可欠な機能を維持することが必要な施設において、再生可能エネルギーを導入します。

### **【施策の方向・主な取組み】**

#### **(ア) 再生可能エネルギーの啓発**

メガソーラー発電施設などを通して、再生可能エネルギーについて啓発を行います。

#### **(イ) 再生可能エネルギーの普及促進**

太陽光発電住宅補助と、公共施設への太陽光発電システム導入を行います。

#### **(ウ) 新エネルギー開発への協力**

化石燃料の新たな活用をめざす取組みについて協力を行います。

#### **(エ) 電気自動車実証実験の推進**

急速充電施設を整備し、町内の電気自動車利用の利便性を向上させます。現状の観光目的利用に加え、高齢者向け利用の可能性についても検討します。

※低炭素化：地球温暖化緩和を目的に、二酸化炭素の排出を抑えること



### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
再生可能エネルギーの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>メガソーラー発電施設事業支援を通しての再生可能エネルギー利用促進の啓発</li> </ul>	企画振興課
再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電など再生可能エネルギーの普及促進を目的とする町独自の住宅用太陽光発電システム普及促進事業（町民を対象とした補助金制度）の推進</li> <li>国の補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）などの活用による、役場本庁・産業会館など、公共施設への太陽光発電システムの導入推進</li> </ul>	
新エネルギー開発への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来型の火力発電を脱却する酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験事業への協力体制整備</li> </ul>	
電気自動車実証実験の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光目的及び高齢者向け利用の実用性評価</li> <li>急速充電施設の整備</li> <li>公用車への電気自動車採用</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用発電システム設置補助を継続実施</li> <li>庁舎など公共施設へ太陽光発電システムを導入</li> <li>再生可能エネルギーの利用を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車の普及を図り、低炭素・省エネ化を推進</li> </ul>

### 【3】大崎上島流産業の育成

#### (1) 観光・交流

##### 【現状・課題】

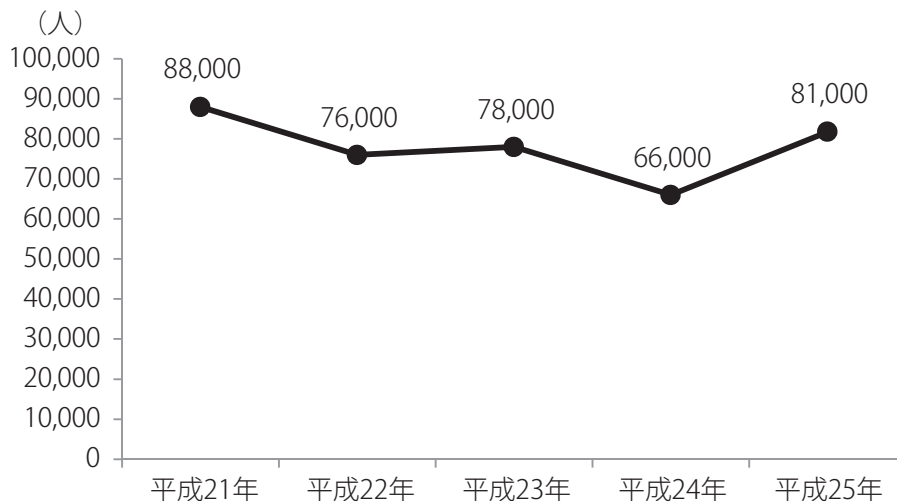
我が国の観光産業は、国内観光で、平成25年の日帰り観光が延べ2億1,155万人、宿泊観光が1億8,191万人となっており、平成23年を底として復活の傾向がみられます。外国人旅行者数も平成25年にはじめて1,000万人を突破し、今後も増大していくと考えられます。

本町でも、観光の活性化のため、町外の子どもたちに向けた修学旅行の民泊プログラム、観光協会主催による「神峰山ウォーク」の開催や観光ガイドブック「島標（しましるべ）」の作成などを既に行っています。

今後はさらに本町ならではの観光資源の開発とPRを行っていくことが求められます。具体的には、特産品の開発や、土産物購入や飲食ができる新たな観光拠点の開発、マリンツーリズムのプログラムや島の生活を体験できる滞在プログラムの充実、祭りの維持、町民一体でのおもてなし体制づくりなど、観光スポット・ルート・景観の総合的な整備が求められます。

また、「島標（しましるべ）」をはじめとしたガイドブックやウェブサイト、商工会青年部やFFアイランド大崎会などと連携したイベントによる発信、また、映画やテレビのロケを積極的に誘致するなど、島の魅力のPR強化も課題です。

《大崎上島町入込観光客数》



資料：広島県観光客数

## 【基本方針】

本町の観光産業は、観光資源の開発・活用において、他市町と比べて十分なものとはいえない面がありました。その面では本町にとって観光は伸びしろのある産業といえます。本計画では、観光案内施設の整備を含めた観光情報の発信に力を入れるとともに、町民のガイドや修学旅行の誘致によるおもてなしと、交流を充実させることを基本方針としていきます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### （ア）観光案内施設の整備

町の観光ポイントや観光施設、町内の交通などを観光客に紹介する観光案内施設の拠点を整備するとともに、ホームページなどを通じて町外への観光情報の発信を積極的に行います。またレンタサイクルや超小型モビリティ（電気自動車）の基地としての活用、町の特産品の販売所も兼ねるなど、観光に関する総合的な施設とします。

### （イ）観光ボランティアガイドの充実とおもてなし

平成25年度事業で作成した観光ガイドブック「島標（しましるべ）」を活用し、町民に町内の観光ポイントや名所・旧跡のみならず、「島のよさ」を再確認してもらうことで、いつでも、どこでも、だれでも、観光案内のおもてなしができるよう取り組みます。また、木江地区の観光ボランティア組織「きのえ町並みガイド会」のような活動をほかの地域にも広げられるよう推進します。

### （ウ）祭り・イベントなどの充実と情報発信

各地域の伝統的な行事を絶やすことなく継続し、観光資源としていきます。また、町の夏祭りや、「瀬戸内しまのわ2014」の開催を機に生まれた民間企画イベントなど情報発信を積極的に行っていきます。これまでは、ホームページや情報誌による情報提供に限られていましたが、今後は、チラシ・ポスターなど、あらゆる媒体を活用して情報発信を行い、集客を増加させていきます。

### （エ）体験型修学旅行の誘致

本町では平成25年度より民泊を利用した体験型修学旅行を誘致しており、平成26年末までに15校、約3,600人の中高校生が修学旅行で町を訪れました。この修学旅行生の来町は本町の新たな体験型観光の形態であり、観光面・経済面での効果が大きいため、引き続き民泊受入れ家庭を増やし、体験型修学旅行の誘致を推進していきます。また、来町した生徒たちが大崎上島ファンとなり、リピーターとなり、最終的にはIターンするといった可能性を踏まえ、その促進も行っていきます。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
観光案内施設の整備	・大崎上島町観光協会	産業観光課
観光ボランティアガイドの充実とおもてなし	・観光ガイドブック作成事業 ・きのえ町並みガイド会 ・観光ガイド養成	
祭り・イベントなどの充実と情報発信	・大崎上島夏祭り補助 ・東野・木江花火大会補助 ・町内催事の情報発信	
体験型修学旅行の誘致	・まるごと島体験事業	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まるごと島体験事業（年間受入れ2,000名）の継続</li> <li>・観光案内施設の整備</li> <li>・大崎上島夏祭り補助</li> <li>・町並みガイド会の拡充</li> <li>・情報発信による来町者の増加</li> <li>・観光ガイド養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まるごと島体験事業（年間受入れ2,000名）の継続</li> <li>・観光案内施設の整備</li> <li>・大崎上島夏祭り補助</li> <li>・町並みガイド会の拡充</li> <li>・情報発信による来町者の増加</li> <li>・観光ガイド養成</li> <li>・年間観光消費額を10年間で1億円増加</li> </ul>

## (2) 商業

### 【現状・課題】

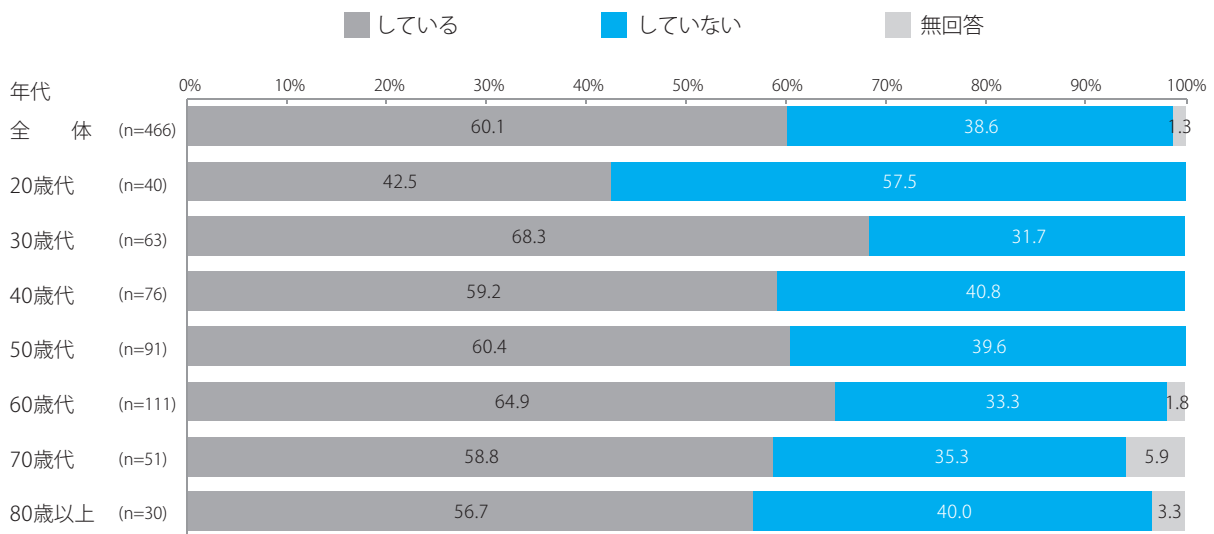
町内の小売業については、食料品・日用品は概ね町内で購入されていますが、耐久消費財や趣味の用品などは竹原市や東広島市などで購入している状況がうかがえます。住民アンケートでも、若年層で買物の利便性向上を求める声が多く、商店街の活性化は町民にとって大きなニーズの一つです。

一方、大型店の立地や経営者の高齢化などにより町内の小売業者の廃業、空き店舗が増え、商工会の会員が減少傾向となっており、商店街の活性化は重要といえます。

商店街に対する施策は、関係団体の補助金を中心ですが、今後の財政状況を踏まえ前年度の事業を踏襲するだけでなく、関係団体と行政が連携し、より有効な施策を展開していく必要がでてきています。また、大型店舗と共存していくためにも、商工会を中心に商業者の育成と経営力強化を図る必要があります。

商業の振興については、観光振興と連携させた特産品開発及び販売や、農林水産業の高度化とあわせた地場産品、地産地消型の飲食店開発など、より広い観点から考えていくことが必要です。また、高齢化による買物弱者の増加への対応も重要となります。

### 《町内の商店での買物率》



町民アンケートより

### 【基本方針】

大型店舗の出店と過疎化・高齢化により地域の小売店舗が減少する中で、高齢者が安心して便利に町内で買物できる環境をつくります。また、異業種でつくる町おこしグループ「FFアイランド大崎会」を中心として、本町の特産品を町内外へ情報発信し、顧客を確保していきます。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 商工会の活動支援

商業活動の拠点である商工会の活動を補助するとともに、商業に関わる各種事業について商工会と連携を図り、高齢者の買物支援など、地域密着型の商業を支援していきます。

### (イ) 担い手の育成

小売店舗の担い手確保のため、商工会と連携し、FFアイランド大崎会、商工会青年部などの活動を支援します。

### (ウ) 特産品の情報発信

本町には数多くの特産品がありますが、これを一括して情報発信するツールがないため、特産品発注のウェブサイトの開設や、特産品カタログの作成、町内外へのイベントの参加などにより、「大崎上島ブランド」の情報発信を積極的に行います。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
商工会の活動支援	・商工会補助金 ・緊急雇用対策基金事業等国・県補助事業	産業観光課
担い手の育成	・「FFアイランド大崎会」補助金	
特産品の情報発信	・大崎上島特産品カタログの作成 ・フードフェスティバル出店補助 ・離島フェア出店補助	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・新規開業、FFアイランド大崎会など商工会活動の支援継続 ・国・県補助事業を活用しての地域密着型商業の推進	・商工会の新規活動支援 ・新規開業、FFアイランド大崎会など商工会活動の支援継続 ・国・県補助事業を活用しての地域密着型商業の推進

## 【4】雇用の創出・就業環境の整備

### 【現状・課題】

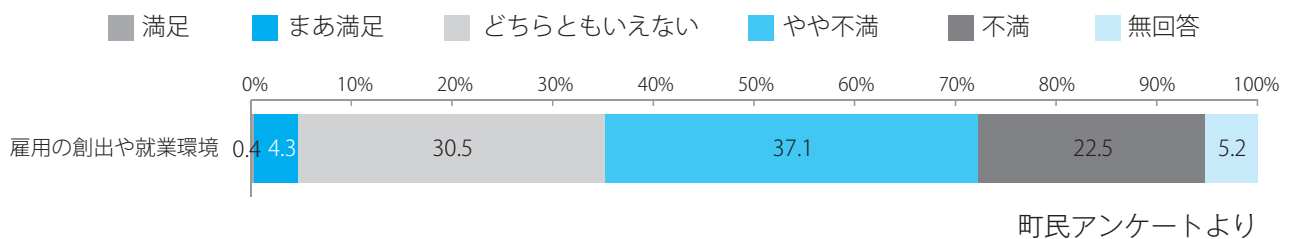
本町の就業人口は、平成2年の5,595人から、平成22年の3,615人へと大きく減少しており、これが町の人口減少、少子高齢化進行の原因の一つとなっています。これに対し、緊急雇用対策基金事業を実施してきましたが、確かな雇用の創出に至っていません。就業に関する相談や情報提供も公共職業安定所に頼っており、就業環境などの向上についての取組みも直接は行っていない状況にあります。

雇用対策としては、国・県の制度を有効に活用し、雇用の確保に取り組むとともに、商工会と連携し、就業環境の向上についてよりよい方策を考えていく必要があります。

最も重要なのが、町内における産業の振興です。これが雇用の場の拡大や創出につながる最大の対策となります。

また企業誘致にも積極的に取り組む必要があります。

### 《雇用の創出や就業環境の満足度》



### 【基本方針】

大崎上島流の産業の創出に努めつつ、国・県・商工会などと連携し、雇用の場の確保・拡大を図ります。また、働く意欲のある人がだれでも働くことができるように、関係機関と連携して、職業訓練機会の確保と就業環境の向上に努めます。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 雇用の場の確保と情報提供

雇用・就業の場を確保できるように公共職業安定所など関係機関と連携し、常に新しい情報を提供していきます。メガソーラー、酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験事業などの建設・運用により、新規の雇用が生まれる場合、関連業者も含め、地元雇用を増やす方策を検討します。また、新たな雇用の場を確保するため、企業誘致に努めます。

## (イ) 職業訓練の充実

熟練労働者の高齢化による退職と、中堅・若年労働者の不足から職業訓練の充実が喫緊の課題となっています。職業訓練はそれぞれの職業内容により異なりますが、共通性のあるものは商工会など関係機関と連携し、各企業合同の研修会を企画します。緊急雇用対策基金事業など国・県補助事業を活用し、人材育成事業などを実施していきます。

## (ウ) 雇用者への支援の充実

地元の雇用が増え、町民が地域で働くためには、町の産業の活性化が必須条件となります。そのため、雇用者に対しても国・県・商工会と連携し、適切な支援を行います。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
雇用の場の確保と情報提供	・ハローワークとの連携 ・企業誘致	産業観光課
職業訓練の充実	・緊急雇用対策基金事業等国・県補助事業	
雇用者への支援の充実	・緊急雇用対策基金事業等国・県補助事業	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・ハローワークとの連携の継続 ・国・県補助事業を活用しての支援の推進・体験ツアー・シティセールスなどで本町の産業と暮らしをアピール・周知	・ハローワークとの連携の継続 ・国・県補助事業を活用しての支援の推進・体験ツアー・シティセールスなどで本町の産業と暮らしをアピール・周知

## 第5章 明日を担う人づくりと交流のまち

### 【1】定住促進

#### 【現状・課題】

我が国では、都市部への人口集中を防ぐため、Uターンの支援施策を実施しています。また、インターネットの普及などに伴う全国的な地域格差の縮小、さらには地元を大切にする価値観の変容などがあいまって、県ベースでのUターン率（出生県に移動して戻る率）は、男性で平成8年の1.4%から平成23年の2.0%へ、女性で平成8年の1.2%から平成23年の1.6%へと若干ながら上昇をみせています。

本町でも、移住希望者を増やしていくために、田舎暮らしをしたい若者の移住を受け入れる定住促進を進めており、空き家バンク事業に加え、町民と協働で定住・移住アドバイザー事業を行い、現在、3名のアドバイザーが定住希望者の相談などに対応しています。

また、定住を促すには、住みやすい環境の整備が重要です。単身者や子育て世帯の生活様式に対応できるワンルーム住宅やシェアハウス、子育て支援住宅など住宅の整備向上、雇用の創出、育児や医療、教育を支援する仕組みづくりが課題となります。

定住促進に向けては、町民、NPO・関係団体、行政各分野が協調し、町ぐるみの取組みが重要です。

#### 【基本方針】

住んでみたいまちとして、本町での取組みや暮らしに関する情報発信を行い、定住するために必要な住まいと仕事がある住みやすいまち、そして、環境のよさを維持することで住んでよかったと感じられるまちづくりを進めます。

#### 【施策の方向・主な取組み】

##### （ア）住んでみたいまちづくりの情報発信

インターネットや定住フェアへの参加などにより本町の情報を発信し、移住先を求めている人たちに、本町の暮らしに興味を持ってもらえるように、本町のよさをアピールしていきます。また、定住・移住アドバイザーと連携した情報発信など、発信力を高めるような具体的な施策を策定し推進します。

##### （イ）住みやすいまちづくり

暮らしていくには住むところと生活の糧が必要です。本町で暮らしていけるように、住居と雇用の場の確保をめざします。

## (ウ) 住んでよかったまちづくり

美しい自然と人々が共存しているまちとして、生きがいと安らぎを求めて移り住む移住者だけでなく、町民が住み続けたいと思えるようなまちであることが重要です。そのために、空き家バンクや公営住宅の充実を図るなど、住まいに関する施策、また本町ならではの仕事に就いて自立できる仕組みづくりなどに取り組みます。

## (エ) 人材づくり

UIターンで島に移り住んだ人や町の若者などが参加したまちづくり活動支援を通じて、本町の未来の町を担っていくまちづくりリーダーを育成します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
住んでみたい まちづくりの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住フェア・インターネットによる定住促進活動</li> <li>・移住してきた人たちの体験談や島暮らしのブログの紹介</li> <li>・定住・移住アドバイザーと連携して情報発信や定住相談推進</li> <li>・上記を含む「シティセールス」のための指針や具体的な施策を策定し集成して推進</li> </ul>	企画振興課
住みやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクの充実、公営住宅の充実</li> <li>・空き家改修補助金制度の創設</li> <li>・単身者や子育て世帯などの定住希望者に対応できる、ワンルーム住宅、子育て支援住宅、シェアハウスなどの住宅形態の確保への取組み</li> <li>・雇用の創設、自立できる農家への施策</li> <li>・レンタル菜園の整備</li> </ul>	
住んでよかったまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃田畑の自然景観への転換</li> <li>・危険空き家の取り壊しによる安全な環境と景観の維持</li> </ul>	総務課 建設課 企画振興課
人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとづくり事業の推進</li> </ul>	企画振興課

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎上島町交流定住促進計画の策定</li> <li>・定住促進についての担当窓口機能の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎上島町交流定住促進計画に基づく定住促進施策の継続推進</li> </ul>

## 【2】人を尊ぶ地域づくり

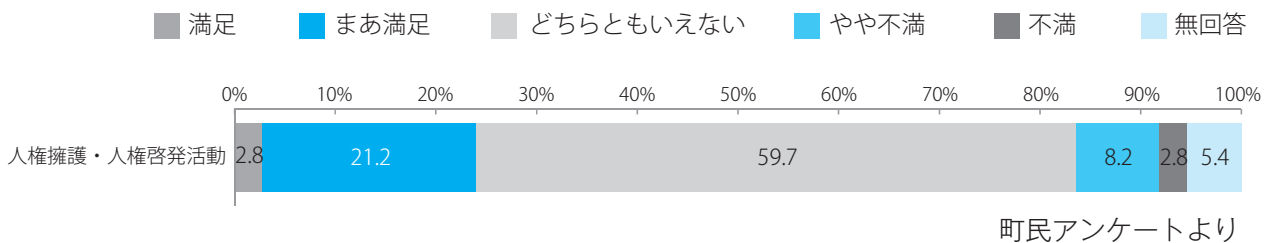
### 【現状・課題】

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。豊かで成熟した社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重されることが前提になります。しかし、我が国では、平成25年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した人権侵害事件数が2万2,437件にのぼるなど、いまださまざまな人権問題が生じている状況にあります。具体的には、いじめや虐待など子どもの人権問題、同和問題、高齢者の人権問題、セクシュアル・ハラスメントや暴力など女性に対する差別、障がい者や外国人に対する差別、HIV感染・ハンセン病患者に対する偏見、犯罪被害者などの人権問題、性的マイノリティに対する偏見などが挙げられます。

本町においても、人権の尊重は豊かで成熟したまちづくりの前提であるという考えの下、既に人権啓発のための人権文化講演会を計画的に実施しているほか、人権カレンダーの作成・配布、広報紙への啓発記事の掲載、大崎上島町企業関係者等人権推進協議会総会での同和問題に関する講演会実施などを行っています。

今後は施策の維持・強化とともに、町民を対象とした同和問題の啓発活動の実施や、平成26年度策定の「大崎上島町男女共同参画基本計画」の目標に沿った取組み、人権尊重思想の普及啓発のための場の提供などを行うことが必要です。

### 《人権擁護・人権啓発活動の満足度》



### 【基本方針】

地域における身近な男女共同参画の推進に取り組み、雇用・家庭・地域活動における男女の均等な機会と待遇に向けた環境づくりをめざします。

各分野・各種団体の連携・協力の下に、互いを認め合い、その個性と能力を発揮して社会活動に参画し、責任を分かちあえる真に豊かな地域をめざし、町民に対して人権に関する教育と啓発活動を積極的に推進し、互いに人権を尊重する明るいまちづくりに努めます。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 人権教育と啓発の推進

人権に関する正しい認識を広めるため、関係機関と連携・協力して、学校・職場・地域において人権教育を推進し、町民への啓発学習活動を積極的に展開します。

### (イ) 男女共同参画社会の形成に関する取組み

「大崎上島町男女共同参画基本計画」に基づき、男女が性別に関係なく、自らの意志によってあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて取り組みます。

### (ウ) 同和問題の啓発推進

現代社会においても、被差別部落に対する偏見や差別が存在していることを認識し、同和問題への正しい理解を深めるための啓発活動と研修を行い、差別のない社会の実現に取り組みます。

### (エ) 権利擁護の推進

子どもや高齢者、障がい者、外国人などの基本的人権が侵害されないよう、関係機関と連携を図りながら権利擁護に関する認識の啓発と制度の推進をします。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
人権教育と啓発の推進	・関係機関と連携・協力した人権擁護委員の活動支援、人権講演会の開催、学校教育・生涯学習などでの人権教育の推進、広報を活用した啓発活動	住民課
男女共同参画社会の形成に関する取組み	・政策・方針決定過程への女性参画の拡大 ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革啓発	
同和問題の啓発推進	・大崎上島町企業関係者等人権推進協議会による講演会の実施 ・各種研修会などへの参加 ・町広報での同和問題に対する正しい理解の啓発	
権利擁護の推進	・成年後見制度の推進 ・障がい者のノーマライゼーション理念の実行推進	

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
・人権教育・啓発のための諸活動を継続 ・同和問題啓発のための諸活動を継続 ・権利擁護の推進のための諸活動を継続 ・平成26年度策定の「大崎上島町男女共同参画基本計画」により実施した施策について検証し、新たな施策を策定	・人権教育・啓発のための諸活動を継続 ・同和問題啓発のための諸活動を継続 ・権利擁護の推進のための諸活動を継続 ・平成26年度策定の「大崎上島町男女共同参画基本計画」により実施した施策について検証し、新たな施策を策定 ・平成31年度以降実施の男女共同参画についての施策について検証し、新たな施策を策定

### 【3】コミュニティ活動

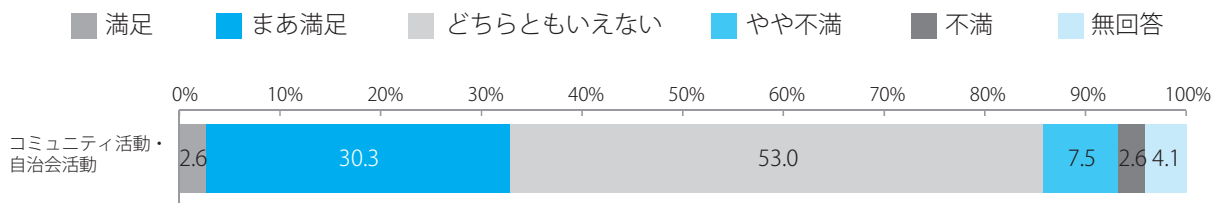
#### 【現状・課題】

地域コミュニティは、人々が安定した生活を営み、子どもを育み、そして豊かに老いていくために必要な最も身近な社会です。まちづくりに関しても、取り組むべき行政課題を解決するには、コミュニティの主体的な取組みや相互扶助機能との連携が極めて重要です。

本町では、地域と行政をつなぐ重要なパイプ役である自治会が36区（平成26年現在）あり、コミュニティ活動の中心的存在となっています。各区に対して、活動費の補助や地域集会施設の修繕を行うなどの活動支援をしており、今後もコミュニティ活動を推進していく必要があります。しかし、自治会については、地域住民の減少に伴い、平成22年度から3つの区が統合されており、将来的にはコミュニティ機能を維持するために、地域住民の意向を十分に踏まえて、さらなる区の再編を検討する必要があります。

また、地域活性化に向けた試みとして、平成25年度より、高齢化率56%の「南の里（沖浦、明石地区の7区）」をモデル地区として「集落支援員事業」を実施し、地域課題の点検、町民からの聞き取り、「南の里」朝市、かわら版配布、伝統文化の継承事業などに取り組んでいます。今後も、こうした既存事業に加え、地域活性化計画の検討など、住民参加型の活動支援に取り組むことが求められます。

#### 《コミュニティ活動・自治会活動の満足度》



町民アンケートより

#### 【基本方針】

地域と行政が連携したコミュニティの形成に向け、活動の場の提供などを支援することで、地域の活性化を図ります。また、少子高齢化などによる地域力の低下を防ぐため、集落支援員事業を推進し、地域の活性化をめざします。

#### 【施策の方向・主な取組み】

##### （ア）コミュニティ活動の推進

地域の美しい景観づくり・健康づくり・仲間づくりによる地域づくりを図るため、町民参加型の活動を支援します。同時に景観づくりの活動の支援組織として、自治会やコミュニティ団体からなるボランティアを育成し、コミュニティ施設（集会所など）においては、老朽化した施設・備品の整備・更新を助成することで、コミュニティ活動の一層の推進を図ります。



## (イ) 地域活性化事業の実施

集落支援員事業を推進し、地域の課題・要望を把握し、地域が活性化する事業を実施します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ推進事業</li> <li>・芸能・伝統文化・スポーツ事業の支援</li> </ul>	総務課 社会教育課 企画振興課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなしロードの支援整備</li> </ul>	総務課 建設課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花づくり活動支援事業</li> </ul>	企画振興課
地域活性化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員事業</li> </ul>	企画振興課

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の支援</li> <li>・まちづくり活動を継続支援</li> <li>・集落支援事業の継続、地域おこし協力隊の導入</li> <li>・美しい景観づくりの候補場所を選定、「おもてなしロード」を整備</li> <li>・景観づくりのボランティアを育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の支援事業を見直し、改善を図りながら継続</li> <li>・コミュニティと行政の連携体制の確立</li> <li>・「おもてなしロード」を軸に、サイクリングロード・観光名所など美しい景観場所の整備を推進</li> </ul>

## 【4】人づくりと交流活動

### 【現状・課題】

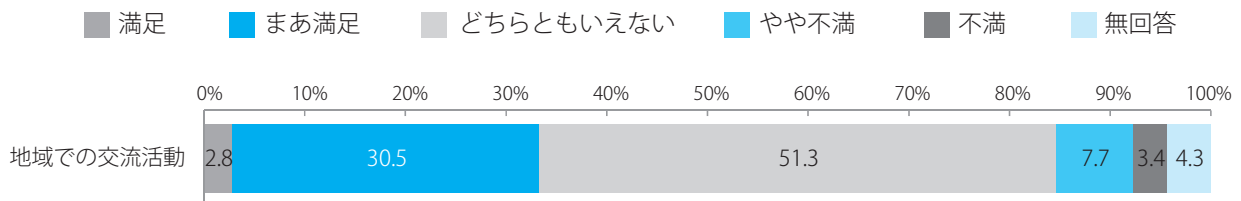
コミュニティ活動や、それに通じた各種の地域振興の中で、最も重要となるのは、その地域を愛し、発展に向けた活動を担っていく人材育成にほかなりません。全国での地域おこしの成功事例には、その地に根を張って頑張る中核的な人材、地域リーダーが存在しています。国土交通省や総務省などの調査によれば、地域リーダーの育成にとって非常に重要なことは、既存の人間関係の枠組みの中に安住するのではなく、外部や多世代での交流を行い、新たな視点から成長の機会を与えていくこととされています。

本町においても、地域活動の担い手の確保・育成が重要課題となっています。学校や町内の各活動団体と連携し、まちづくりを担う地域リーダー育成につながる機会を創出していくことが求められます。

本町では、これまでも住民参加のまちづくりワークショップの開催や、県内外の姉妹都市・友好都市を相互に訪問し、イベントや特産品の交流活動などを行ってきました。今後もこうした活動を活発に行い、参加者を増やしていくことが必要です。

また、まちづくりの持続的活動のためには、NPOやボランティア団体の育成・支援に加え、地域リーダーに過剰な負担がかかることのないよう、行政と町民でリーダーを支える仕組みづくりの検討なども必要とされています。

### 《地域での交流活動の満足度》



町民アンケートより

### 地域間交流活動の状況

姉妹縁組	県内：北広島町、庄原市 県外：北海道中頓別町
友好都市	東京都武蔵野市

## 【基本方針】

高齢化社会が進む一方で、それぞれの世代で抱える問題も多様化しています。子どもから高齢者まで日常的なふれあい活動の拡充に働きかけ、さまざまな世代がともに活動する世代間交流の促進を通じた地域の活性化を図ります。

## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 人づくりと人材活用の促進

広島県内の大学生を研修などで受け入れ、地域活性化のための伝統文化やイベントへの参加を促すなど、定住促進も視野に入れた人材育成と交流を行います。

### (イ) 世代間交流の促進

若い世代と高齢世代が、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために、自然体験活動やボランティア活動の支援を行っていきます。

### (ウ) 地域間交流の促進

姉妹縁組都市である、広島県北広島町、庄原市、北海道中頓別町、友好都市である東京都武蔵野市をはじめとした広域・近隣諸地域との訪問・イベントや特産品などを介しての交流活動を推進します。

### (エ) 若者定住・リーダー育成

町の将来に向けた地域づくりなどを助成し、人材の育成を図ります。

## 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
人づくりと人材活用の促進	・伝統文化などの交流事業	総務課 教育委員会 社会教育課
世代間交流の促進	・地域に根ざした子育て活動の支援 ・世代間交流と生涯学習	
地域間交流の促進	・訪問・イベントや特産品などを介しての交流活動	産業観光課
若者定住・リーダー育成	・ふるさとづくり事業（再掲）	企画振興課

## 《具体的な目標》

5年後	10年後
・世代間交流事業を各地区で年間行事として実施 ・地域間交流事業を継続して実施	・世代間交流事業を各地区で年間行事として継続実施 ・地域間交流事業を継続して実施



## 第6章 理解と協働でつくるまち

### 【1】住民参加と情報公開

#### 【現状・課題】

地域振興をより効果的に実現していくためには、町民の主体的な参画が欠かせません。議論の場に町民を巻き込み、その意見を吸い上げることによって、自らが関与した政策や事業であるという当事者意識を持たせることが必要になります。

一方、行政改革の観点から、行政機関の情報を公開し、透明性を確保することも強く求められています。平成13年には情報公開法が施行され、行政の情報は基本的に町民に対して公開されることになりました。こうした情報公開は、町民の行政への主体的な参画のための前提条件となっています。

本町でも、広報紙やホームページなどを通じてまちづくりへの参画や、法令及び条例などに基づく個人情報保護の推進を図っていますが、各種審議会への公募委員の登用が十分に進まず、情報公開に対応するための文書整理とルール化を進める必要があるなど、さまざまな課題を抱えています。今後は、こうした課題を早期に解決するとともに、地域コミュニティの状況にあわせた実効性の高い住民参加のあり方を進展させるための各種制度の適切な運用が求められます。

#### 【基本方針】

住民参加によるまちづくりが効果的に推進されるように、町民と行政とのさらなる連携を図ります。そのために行政が保有する情報に関して、十分な個人情報保護策を講じつつ、積極的な公開に努めます。

また、各種の情報は、よりわかりやすく効果的に発信することで、より一層の周知を図ります。

#### 【施策の方向・主な取組み】

##### (ア) まちづくりへの参画の推進

まちづくりのための政策や事業の策定プロセスに住民が参画する機会づくりに努めます。

##### (イ) 個人情報保護の推進

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入を踏まえ、必要な規定などの整備を行うとともに、個人情報に配慮した適正な運用に努めます。

##### (ウ) 情報公開の推進

積極的な情報発信に努めるとともに、公開の要求に迅速に対応できるよう、公文書管理の方法（保存年限の明確化、編綴・保管方法のルール化など）を見直します。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
まちづくりへの参画の推進	・審議会などの政策・事業に対する意見聴取の場の設定による住民参画機会の提供	総務課
個人情報保護の推進	・個人情報保護条例などの改正 ・個人情報取扱事務台帳の整備	
情報公開の推進	・公文書管理の見直し	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会等への公募委員の参画</li> <li>・個人情報保護に関する適正な規定などの整備</li> <li>・公文書管理方法の統一化</li> <li>・社会保障・税番号制度の導入・公文書管理の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会等への公募委員の参画</li> <li>・個人情報保護事務の適正運用</li> <li>・統一化された公文書管理に関する円滑なサイクルの確立</li> <li>・社会保障・税番号制度の導入・公文書管理の整備</li> </ul>

## 【2】 広報・情報提供・広聴活動

### 【現状・課題】

町民に対して説明責任（アカウントビリティ）を果たしていくためには、情報公開だけではなく、積極的な広報活動により、町の行政に対して積極的な興味・関心を持ってもらう必要があります。また、町民との間に信頼関係を醸成していくためには、町民側のニーズや行政に対する要望を、行政の側からきちんと聞き、それに対応していく姿勢が重要となります。

本町では、広報紙やお知らせについては、各自治会の協力で各世帯に配布ができており、閲読率も高くなっています。また町のホームページも、探しやすさ（アクセシビリティ）や使いやすさ（ユーザビリティ）に配慮したリニューアルを行った結果、町民利用率が向上しています。

活字離れや高齢化が進む中、情報提供については、情報のわかりやすさを追求するとともに、インターネット上の各種コミュニケーションツールなどを活用し、より効果的かつ迅速な手段を検討する必要があります。

また、町民から寄せられた意見や情報を役場内で共有し、部署同士が臨機応変に連携して対応していく体制構築が求められます。

### 【基本方針】

親近感のある開かれた町政をめざし、町民のさまざまな意見や要望を、敏感にかつ的確に聴取・把握する機会・手段の拡充を図ります。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### （ア）町ホームページの活用

ホームページの特性を活かし、町内外に旬な情報を正確に発信していきます。アクセシビリティやユーザビリティに一層配慮し、だれもが簡単に目的の情報を探し出せるホームページをめざします。

#### （イ）広報紙の発行

行政にかかる施策や事業、地域の活動状況などの情報を町民に幅広く周知し、情報の共有化を図ります。

#### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
町ホームページの活用	・町ホームページによる情報発信	企画振興課
広報紙の発行	・広報「大崎上島」の発行	

#### 《具体的な目標》

5年後	10年後
・広報紙やホームページ運営による施策・事業などの周知活動の展開	・広報紙やホームページの改善を図るとともに広聴機会などへの参加しやすさに配慮するなど、総合的な広報活動の質の向上

### 【3】 行財政運営

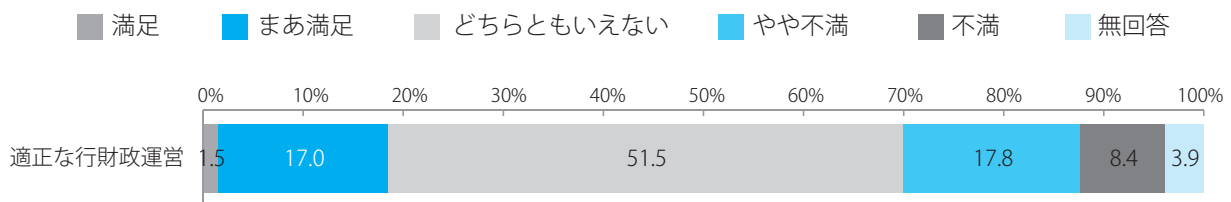
#### 【現状・課題】

我が国の地方財政は、経済全体の成長の鈍化に伴い厳しさを増しています。地方の借入金残高は、平成25年度末には201兆円、対GDP比も42%にも及んでいます。全国の各自治体では、行財政改革を行うことによって、住民サービスの維持・向上を行いながらも、ひっ迫した財政に対処していくことが求められています。

本町でも、自主財源の柱である町税収入の減少が懸念されるなど、町を取り巻く財政状況は厳しさを増しています。平成17年度に行政改革推進委員会を設置し、第1次・第2次と継続して行政改革に取り組んでいます。より一層の改革の推進が必要な状況にあります。重点的・優先的に取り組む課題を選択し、メリハリのある予算編成を行うこと、老朽化した施設改修については優先順位をつけて施設の長寿命化と統廃合による適正化を図ることが必要です。また、組織については職員定員の適正化や支所機能の見直しなど、効率化を図ることが求められています。

また、行政改革などにより職員数が減少する中で、住民サービスの維持・向上をいかに図っていくかということも課題です。

#### 《適正な行財政運営の満足度》



町民アンケートより

#### 【基本方針】

平成26年度より普通交付税の合併算定替の特例が段階的に終了し、縮減される中、社会・経済情勢を正しく認識し、高度化・多様化する住民ニーズに柔軟に対応していくとともに、将来の危機的財政状況を回避できる長期的に安定した自主的・自律的な行財政運営が可能となる体制整備に努めます。そのために職員の意識改革及び能力開発を促進するとともに、業務のさらなる効率化及び徹底したコストの見直しを行い、透明度の高い行政づくりを行っていきます。



## 【施策の方向・主な取組み】

### (ア) 効率的・効果的な行政運営の推進

限られた行政資源（人材・財源）の中で、新たな行政課題などに迅速に対応するため、適宜、事務手続きの見直し及び業務内容の点検を行うとともに、必要な資産の洗い出しを行います。

必要性が高い公共施設の整備を進めながら、適切な維持管理ができなくなった施設については統廃合を検討します。

### (イ) 組織・機構の弾力的運用

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応した組織編成を行うとともに、業務量に応じた適切な定数配分を行います。

限られた人数の職員や財源を有効に活用し、行政サービスを通して魅力あるまちづくりを実現するため、柔軟性、弾力性に富んだ個性豊かで活力に満ちた行財政運営の確立を図ります。

### (ウ) 行政サービスの向上

職員一人ひとりの資質向上と組織力の強化に努めるとともに、職務を遂行するにあたって発揮した能力及び業績を把握した上で、人事管理の基礎として活用していきます。

### (エ) 財源の確保

財源の縮小が見込まれる現状において、本来見込まれる歳入についての収納対策は大きな課題であり、公平性の観点から、さらに収納対策を強化し、安定した歳入確保の推進を図ります。

また、使用料、手数料及び補助金などの見直しを推進し、受益者負担の公平性、適正化を図るとともに、従来の歳入確保策以外にも、未活用の町有財産の売払いや新たな歳入確保策を検討するなど、自主財源の確保に努め、財政力の底上げをめざします。

### (オ) 計画的な財政運営

社会経済情勢の把握に努め、中長期的な視野に立ち、町民ニーズの把握と重点度・優先度などを勘案した施策などを予算編成に反映し、計画的・効率的な財政運営を推進します。

また、公営企業についても、料金の適正化、計画的な施設整備・更新など適切な維持管理を図り、経営の健全化に努めます。



### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
効率的・効果的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行モニタリング（PDCA [※]）及び事務事業総点検の実施</li> <li>・公共施設等総合管理計画の策定</li> <li>・公共施設の更新問題（老朽化問題）の整備計画</li> </ul>	総務課
組織・機構の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織定数の見直し</li> <li>・一部業務の嘱託化</li> <li>・行政改革</li> </ul>	
行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修機会の積極的な活用</li> <li>・人事評価制度の導入</li> </ul>	
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町税などの収納率の向上</li> <li>・未利用地売却の推進</li> <li>・受益者負担の適正化</li> <li>・新たな収入確保対策の検討</li> </ul>	
計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の抑制</li> <li>・内部管理経費の削減</li> <li>・事務事業の見直し</li> <li>・施策の選択と集中</li> <li>・公営企業の経営健全化（基準外繰出金の削減）</li> </ul>	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画の策定</li> <li>・人事評価制度の導入</li> <li>・経常経費削減と自主財源確保の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設の配置</li> <li>・人事評価制度に基づく人材育成及び成果主義の徹底</li> <li>・さらなる健全な行財政運営の推進</li> </ul>

※PDCA：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4つの過程で業務管理を行う手法

## 【4】広域行政

### 【現状・課題】

近年の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、町民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用やまちづくり施策に対するニーズが高まってきています。一方、市町村側では財政のひっ迫した状況が続く中、複数の地方自治体が共同で事業を行うことが、財政面での負担を低下させ、多様な住民ニーズに対応していくための有効な手段となってきています。

本町においても、複数の自治体による共同運営として、救急・消防では、東広島消防局が受託し、業務を実施しています。ごみ・し尿については東広島市、竹原市及び大崎上島町で構成される広島中央環境衛生組合で処理されています。

また、安芸灘諸島連絡架橋8号橋、竹原市への大崎上島架橋構想について、中央地域振興対策協議会等各種協議会で毎年提案を続けています。これからも、近隣市町同士で意見交換をしながら、過疎地域における集落のあり方について研究を進め、共同での地域振興の事業につなげていくことが重要となります。

また、広島県が平成12年に設置した広島中央広域市町村圏に属すると同時に、臨空広域都市圏振興協議会にも属しています。臨空広域都市圏では、「ひろしま空の日ふれあい秋まつり」をはじめとして、サイクリング・スタンプラリー、多言語観光マップの作成、住民交流バスツアーの実施など各種事業を展開し、着実な実績を上げていますが、事業を存続する上で予算確保が大きな課題となっています。

### 【基本方針】

広域的課題、協働を必要とする課題に対して的確に対応するため、より効率的な財源運営をめざし、近隣市町との連携を一層強化しながら、広域行政の積極的な推進を図ります。

### 【施策の方向・主な取組み】

#### (ア) 協議会などの効率的な財源運営の促進

協議会などを統合することにより、役員数の減、総会開催時間の短縮、開催経費の節減など運営の効率化を図ります。

#### (イ) 近隣市町との連携強化

広域的にみて共通する課題に対し、近隣市町との連携を一層強化し、課題解決の推進を図ります。

### 《主な取組み・施策》

主な取組み・施策	施策の内容	担当課
協議会などの効率的な財源運営の促進	・複数の自治体による事業の協同実施	企画振興課
近隣市町との連携強化	・架橋促進、生活航路維持・確保など	

### 《具体的な目標》

5年後	10年後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨空広域都市圏振興協議会などのイベントの継続参加</li> <li>・中央地域振興対策協議会などに架橋促進の継続を提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨空広域都市圏振興協議会などのイベントの継続参加</li> <li>・中央地域振興対策協議会などに架橋促進の継続を提案</li> </ul>

# 第Ⅳ部 資料編



OSAKIKAMIJIMA

## 【1】大崎上島町第2次長期総合計画について（答申）

平成27年3月3日

大崎上島町長 高田 幸典 様

大崎上島町振興基本計画審議会  
会長 小林 弘晃

### 「大崎上島町第2次長期総合計画」について（答申）

本審議会は、諮問された「大崎上島町第2次長期総合計画（平成27年度～平成36年度）」について、慎重審議した結果を次のとおり答申する。

計画の推進にあたっては、格別の配慮をされるよう、意見として申し添える。

#### 記

- 1 「大崎上島町第2次長期総合計画（以下、「本計画」という。）」は、第1次長期総合計画の基本的な考え方を活かしつつ、今後、大崎上島町が進むべき方向と将来像を示し、町民と行政が一体となって進むべき指針である。  
本計画は、町の活性化を指標とするものであり、将来に向けて計画実現のために尽力され、町全体が一体となり、各分野にわたって設定した目標の達成を含めた行政運営を、計画的に推進することを望む。
- 2 町民が安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現のための各種基盤整備を図り、定住につながる魅力的な施策を展開し、誰もがこの町に住んで良かった、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進されたい。
- 3 各分野の取り組みは、まちづくり全般にわたって相互に関連しあっている点を十分踏まえ、計画的・効率的に推進されたい。
- 4 本計画の内容について、町民が熟知できるよう、計画の趣旨を町民に周知・徹底し、理解と協力を得るとともに、町民と協働したまちづくりを推進されたい。
- 5 親しみやすい役場づくりに取り組むとともに、重要な施策の実施にあたっては、できる限り町民が意思決定段階から参画できる機会を設け、町民主体のまちづくりを進めることを望む。
- 6 行政運営については、より効率的・機能的・緊急度・重要度を総合的に勘案した運営に徹し、健全財政を堅持しながら、計画が着実に実施されるように望む。

最後に、本計画が本町の将来に道が開かれる道標となる計画であると確信し、答申とする。



## 【2】大崎上島町振興基本計画審議会条例

平成16年6月24日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として大崎上島町振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める事務処理の総合計画に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、本町の振興整備に関し、長期にわたる計画に関することで町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 4名以内
- (2) 町の執行機関の職員 3名以内
- (3) 町の区域内の経済団体を代表する者 8名以内
- (4) 町の地域団体を代表する者 4名以内
- (5) 学識経験を有する者 6名以内

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。

4 委員は再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 部会に所属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(雑 則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月7日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。



### 【3】大崎上島町振興基本計画審議会委員名簿

組 織	氏 名	所 属	備 考
町の地域団体を 代表する者	小林 弘晁	大崎上島町社会福祉協議会会長	会長
	住吉 盛嘉	大崎上島町連合区長会会長	
	石本 文章	大崎上島町連合区長会副会長	
	渡辺 年範	大崎上島町連合区長会副会長	
町の区域の 経済団体を代表 する者	松浦 明治	大崎上島町商工会会長	
	横本 正樹	広島ゆたか農業協同組合代表理事組合長	
	奥本 英壮	大崎内浦漁業協同組合代表理事組合長	
	濱中 国雄	大崎上島漁業協同組合代表理事組合長	
	天野 誠一	中国電力株式会社大崎発電所長	会長職務 代理者
	貝原 良明	大崎クールジェン株式会社代表取締役社長	
	長尾 早苗	大崎上島町商工会女性部部長	
	小林 弘志	大崎上島町商工会青年部部長	
学識経験を有する者	北山 博子	大崎上島町教育委員会教育委員長	
	西田 秀夫	大崎上島町農業委員会会長	
	秋光 智文	大崎上島町民生委員児童委員協議会会長	
	堀 一朗	青少年育成大崎上島町民会議会長	
	田房 明美	大崎上島町女性会会長	
	齋藤 健介	大崎上島町PTA連合会会長	
町議会の議員	浜田 明利	大崎上島町議会議長	
	信谷 俊樹	大崎上島町議会副議長	
	越田 賢一	大崎上島町議会総務福祉文教常任委員会委員長	
	前田 太	大崎上島町議会産業建設常任委員会委員長	
町の執行機関の職員	亀山 英治	大崎上島町副町長	
	出口 一伸	大崎上島町教育委員会教育長	
	望月 邦彦	大崎上島町総務課長	



# 大崎上島町 第2次長期総合計画

---

平成27（2015）年3月

発行／大崎上島町  
編集／大崎上島町企画振興課  
印刷／株式会社ぎょうせい



## 大崎上島町

---

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1  
TEL 0846-65-3111